

甘楽町地域防災計画

令和 8 年〇月
甘楽町防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の位置づけ	2
第3 計画の構成	2
第4 計画の修正	2
第2節 防災の基本理念	3
第1 防災の基本方針	3
第3節 防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱	4
第4節 地域の災害環境	11
第1 町の地勢	11
第2 災害履歴	11
第3 災害危険区域	13
第4 県による地震被害想定	14
第2章 災害予防計画	17
第1節 災害に強いまちづくり	17
第1 水害防止対策	17
第2 土砂災害対策	18
第3 雪害対策	19
第4 地震に強いまちづくりの推進	21
第5 建築物等の耐震化	22
第6 地盤災害の予防	23
第7 ライフライン施設の機能の確保	24
第8 危険物施設等の安全確保	25
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	27
第1 情報の収集・連絡体制の整備	27
第2 応急活動体制の整備	29
第3 救助・救急及び医療活動体制の整備	31
第4 消火活動体制の整備	32
第5 緊急輸送活動体制の整備	34
第6 避難誘導・収容活動体制の整備	35
第7 災害備蓄物資及び資機材の確保	37
第8 広報・広聴体制の整備	39
第9 二次災害予防体制の整備	40

第 10 防災訓練の実施.....	41
第3節 住民等の防災活動の促進	42
第 1 防災知識の普及・啓発	42
第 2 住民等の防災活動の環境整備	46
第4節 要配慮者対策	48
第 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	48
第 2 支援体制の整備	51
第5節 その他の災害予防対策の推進	54
第 1 孤立化集落対策	54
第 2 観光客保護・帰宅困難者対策	56
第 3 大規模火災の予防	58
第3章 風水害等応急対策計画.....	61
第 1 節 応急活動体制の確立.....	61
第 1 災害対策本部の設置.....	61
第 2 職員の非常参集	66
第 3 広域応援の要請	69
第 4 自衛隊への災害派遣要請	74
第 2 節 情報収集・連絡及び通信の確保	78
第 1 気象予報の収集・伝達	78
第 2 災害情報の収集・報告	85
第 3 通信手段の確保	92
第 3 節 被災者等への的確な情報伝達活動	93
第 1 災害広報・広聴体制の整備	93
第 4 節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	96
第 1 災害の拡大防止と二次災害の防止対策	96
第 5 節 救助・救急及び医療活動	98
第 1 救助・救急活動	98
第 2 医療活動	100
第 6 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	102
第 1 交通の確保	102
第 2 緊急輸送	105
第 7 節 避難収容活動	108
第 1 避難誘導	108
第 2 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	113
第 3 応急仮設住宅等の提供	117
第 4 広域一時滞在	118
第 5 県境を越えた広域避難者の受入れ	119

第8節 食料・飲料水・生活必需品等の調達、供給活動	121
第1 飲料水の供給	121
第2 食料の供給	123
第3 生活必需品等の供給	125
第9節 保健衛生・防疫・遺体の処理に関する活動	127
第1 保健衛生活動	127
第2 防疫活動	130
第3 行方不明者の捜索及び遺体の処置	131
第10節 施設・設備の応急復旧活動	132
第1 公共土木施設の応急復旧	132
第2 ライフライン施設の応急復旧	133
第11節 自発的支援の受入れ	136
第1 ボランティアの受入れ	136
第2 義援物資・義援金の受入れ	138
第12節 要配慮者対策	139
第1 要配慮者への災害応急対策	139
第13節 その他の災害応急対策	142
第1 農林業の災害応急対策	142
第2 学校等の災害応急対策	143
第3 文化財施設の災害応急対策	145
第4 災害救助法の適用	146
第5 孤立化集落発生時の対策	148
第6 観光客保護・帰宅困難者対策	149
第7 動物愛護	150
第4章 地震災害応急対策計画	151
第1節 応急活動体制の確立	151
第1 災害対策本部の設置	151
第2 職員の非常参集	152
第3 広域応援の要請	155
第4 自衛隊への災害派遣要請	155
第2節 情報収集・連絡及び通信の確保	156
第1 地震情報の収集・伝達	156
第2 災害情報の収集・報告	157
第3 通信手段の確保	157
第3節 被災者等への的確な情報伝達活動	158
第1 災害広報・広聴体制の整備	158
第4節 二次災害の防止活動	159

第 1 水害・土砂災害対策	159
第 2 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策	159
第 3 危険物、有害物質等対策	159
第 5 節 救助・救急・医療及び消火活動	160
第 1 救助・救急活動	160
第 2 医療活動	160
第 3 消火活動	160
第 6 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	162
第 1 交通の確保	162
第 2 緊急輸送	162
第 7 節 避難収容活動	163
第 1 避難誘導	163
第 2 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	163
第 3 応急仮設住宅等の供給	163
第 4 広域一時滞在	163
第 5 県境を越えた広域避難者の受入れ	163
第 8 節 食料・飲料水・生活必需品等の調達、供給活動	164
第 1 飲料水の供給	164
第 2 食料の供給	164
第 3 生活必需品等の供給	164
第 9 節 保健衛生・防疫・遺体の処置に関する活動	165
第 1 保健衛生活動	165
第 2 防疫活動	165
第 3 行方不明者の捜索及び遺体の処理	165
第 10 節 施設、設備の応急復旧活動	166
第 1 公共土木施設の応急復旧	166
第 2 ライフライン施設の応急復旧	166
第 11 節 自発的支援の受入れ	167
第 1 ボランティアの受入れ	167
第 2 義援物資・義援金の受入れ	167
第 12 節 要配慮者対策	168
第 1 要配慮者への災害応急対策	168
第 13 節 その他の災害応急対策	169
第 1 農林業の災害応急対策	169
第 2 学校等の災害応急対策	169
第 3 文化財施設の災害応急対策	169
第 4 災害救助法の適用	169

第5 章 孤立化集落発生時の対策	170
第6 章 観光客保護・帰宅困難者対策	170
第7 章 動物愛護	170
第5章 大規模事故等応急対策計画.....	171
第1節 火山災害対策	171
第2節 航空災害対策	173
第3節 鉄道事故災害対策	174
第4節 道路事故災害対策	175
第5節 危険物等災害対策	176
第6節 県外の原子力施設事故対策	178
第7節 大規模火災対策	179
第8節 林野火災対策	180
第6章 災害復旧・復興.....	183
第1節 復旧・復興の基本方向の決定	183
第2節 原状復旧	184
第3節 計画的復興の推進	185
第4節 被災者等の生活再建の支援	186
第5節 被災中小企業等の復興支援	188
第6節 公共施設の復旧	189
第7節 激甚災害法の適用	190
【資料集】	191
1 組織・条例関係	191
1-1 甘楽町防災会議条例	191
1-2 甘楽町防災会議委員名簿	193
1-3 甘楽町災害対策本部条例	194
2 協定関係	195
○協定一覧表	195
2-1 災害時の相互応援協定	197
2-2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定	199
2-3 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書	201
2-4 群馬県防災航空隊支援協定	202
2-5 富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書	204
2-6 災害時の情報交換に関する協定	206
2-7 災害時における飲料水の提供に関する協定書	207
2-8 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	209
2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書	211
2-10 災害時における生活物資の供給協力に関する協定	212
2-11 災害時非常無線通信の協力に関する協定書	214

2-12	大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書（申し合わせ）	215
2-13	災害時における救援物資提供に関する協定書	216
2-14	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	217
2-15	西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定	219
2-16	災害時におけるL Pガス等供給協力に関する協定書	221
2-17	災害発生時における甘楽町と日本郵便株式会社高崎郵便局及び甘楽町内郵便局の協力に関する協定	222
2-18	地域における協力に関する協定	224
2-19	災害時における電力復旧等に関する協定	226
2-20	災害時における被災者等相談実施に関する協定	229
2-21	災害時における非常食料品の供給に関する協定書	231
2-22	災害時における非常食料品の供給に関する協定書	233
2-23	災害に係る情報発信等に関する協定	235
2-24	災害時における相互協力に関する基本協定	237
2-25	災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定書	239
2-26	甘楽町災害応急対策業務に関する協定書	241
2-27	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	242
2-28	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	244
2-29	災害時における復旧支援協力に関する協定	246
2-30	災害時における物資供給に関する協定書	249
2-31	災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	252
2-32	災害時における非常食の提供協力に関する協定	255
3	災害危険区域関係	257
3-1	地すべり防止区域	257
3-2	急傾斜地崩壊危険区域	258
3-3	土砂災害警戒区域等の指定状況	259
3-4	土砂災害警戒区域・特別警戒区域	259
3-5	山地災害危険地区	267
3-6	災害危険区域に関する類似用語の説明	269
4	災害対策関係	270
4-1	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表	270
4-2	防災関係機関連絡先	272
4-3	災害備蓄品等備蓄状況	276
4-4	気象警報・注意報の種類及び発表基準	278
4-5	消防団責任分担区域	281
4-6	要配慮者利用施設	281
4-7	ヘリポート予定地	285
4-8	緊急輸送道路	285
4-9	輸送拠点	285
4-10	応急仮設住宅設置予定地	285
4-11	災害廃棄物仮置場候補地	286
4-12	甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）	286
5	通信関係	298
5-1	防災行政無線一覧表	298

5-2 災害時優先電話	300
6 様式関係	301
6-1 風水害・地震災害等報告様式.....	301
6-2 救急・救助事故報告様式.....	303
6-3 火災報告様式.....	305
6-4 特定事故報告様式	307
6-5 火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準.....	308
6-6 自衛隊災害派遣要求様式.....	310
6-7 緊急通行車両確認申出書、証明書及び標章	311
6-8 避難者名簿	313
6-9 災害証明書	315

第1章 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び甘楽町防災会議条例（昭和38年甘楽町条例第2号）第2条の規定に基づき、甘楽町防災会議が作成する計画であり、甘楽町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能のすべてを挙げて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

1 処理すべき事務又は業務の大綱

甘楽町における公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

2 災害予防に関する計画

防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練等、災害予防に関する計画

3 災害応急対策に関する計画

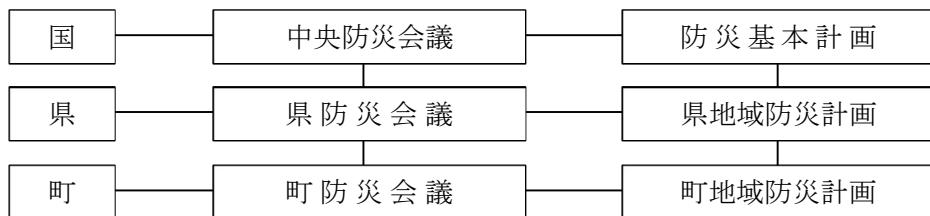
災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画

4 災害復旧に関する計画

災害予防、災害応急対策を踏まえた災害復旧に関する計画

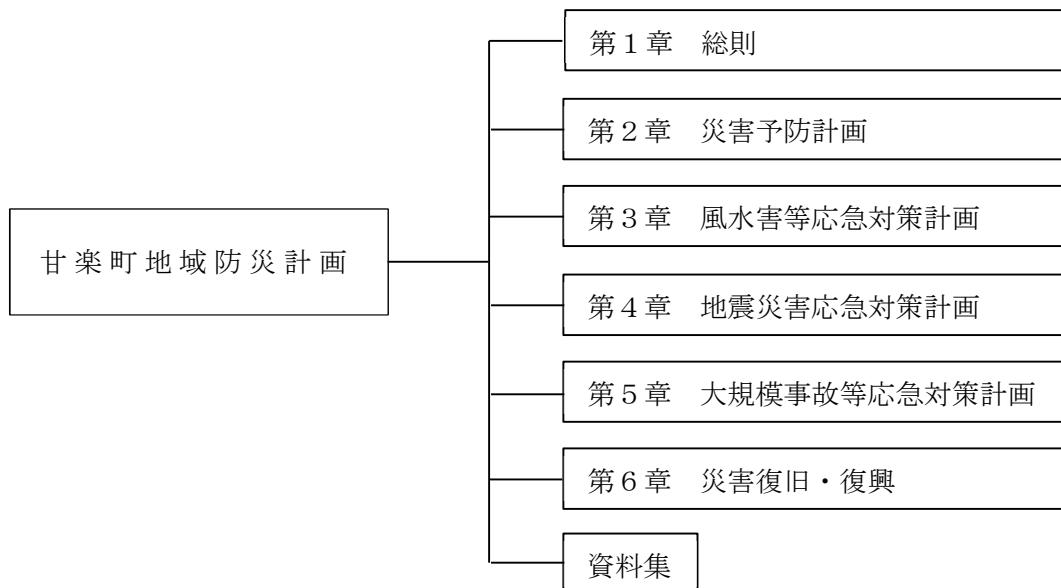
第2 計画の位置づけ

甘楽町地域防災計画は、災害対策基本法により「防災基本計画」（中央防災会議）、「群馬県地域防災計画」（群馬県防災会議）との整合性を図り、地域における特性や災害環境に合わせた計画とする。



第3 計画の構成

甘楽町地域防災計画の構成は、次のとおりとする。



第4 計画の修正

甘楽町防災会議は、災害対策基本法第42条第1項の規定により、毎年計画内容に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

●資料1-1 甘楽町防災会議条例[p. 191]

第2節 防災の基本理念

第1 防災の基本方針

町は、災害発生時における住民の生命、財産を守るとともに、災害に強いまち・組織づくりを推進するため、災害対策の基本方針を定め、町、防災関係機関、住民等が連携して防災・減災対策に取り組む。

1 災害に強い組織をつくる

災害発生時において、町や防災関係機関の対応には限界があることから、住民自らが判断し、行動できることが重要となる。

のことから、「自助（自らの安全を自らで守る）」・「共助（自分たちの地域は自分たちで守る）」・「公助（町及び防災関係機関が実施する対策）」が、相乗的・効果的に推進され、住民、自主防災組織、企業、町及び防災関係機関の協働により、地域一体となった防災組織体制の確立を目指す。

また、防災訓練や防災教育の推進により、防災意識の高揚を図るとともに、女性や高齢者など多様な視点を取り入れた防災体制を確立し、地域の防災力向上を図る。

2 災害に強いまちをつくる

地震などの異常な自然現象は、発生そのものを防ぐことはできないが、その被害の大きさは防災対応のあり方によって大きく異なる。

のことから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を取り入れ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、平常時から防災関係機関との連携を深めて情報共有を図るとともに、地域の気候特性や浸水区域、土砂災害区域の状況把握、住宅の耐震改修促進等に努める。

3 災害に備えた体制をつくる

災害発生時において迅速な対応ができるよう、初動マニュアルや災害の種類に応じた行動マニュアルの整備を図るとともに、ハザードマップの見直しや備蓄品の整備、民間企業との防災協定の締結を推進し、物資供給や救援体制の強化を図る。

また、情報収集や住民への避難情報を的確に伝達できるよう、通信、情報伝達手段の多重化を図り、情報ネットワーク体制の確立を目指す。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱

甘楽町、群馬県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 甘楽町

処理すべき事務及び業務の大綱	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 (5) 予報・警報並びに災害に関する情報収集・伝達及び広報に関すること。 (6) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。 (7) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (8) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (9) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 (10) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (11) 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。 (12) 緊急輸送の確保に関すること。 (13) 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。 (14) 災害復旧及び復興計画に関すること。 (15) 甘楽町防災会議に関すること。 (16) 町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

2 群馬県

処理すべき事務及び業務の大綱	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 (5) 予報・警報の伝達に関すること。 (6) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (7) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (8) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 (9) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (10) 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (11) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 (12) 緊急輸送の確保に関すること。 (13) 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。 (14) 災害復旧及び復興計画に関すること。 (15) 群馬県防災会議に関すること。 (16) 市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 (4) 警察通信の確保及び統制に関すること。
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 (3) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局 (前橋財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。 (2) 災害復旧事業費の査定立合いでに関すること。 (3) 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 (4) 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。 (5) 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。
関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管内の被害状況の収集及び伝達に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
群馬労働局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。 (3) 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
関東農政局 (群馬県拠点ほか)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> ① ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 ② 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (2) 災害応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 ② 種もみ、その他常農資材の確保に関すること。 ③ 主要食糧の供給に関すること。 ④ 生鮮食料品等の供給に関すること。 ⑤ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 ⑥ 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 (3) 災害復旧 <ul style="list-style-type: none"> ① 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること。 ② 被災農業者等に対する資金の融通に関すること。

	(4) その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
関東森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設) 等の維持及び造成に関すること。 (2) 災害復旧用木材(国有林材) のあっせんに関すること。
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関すること。 (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所ほか)	管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 (1) 災害予防 ① 防災上必要な教育及び訓練 ② 通信施設等の整備 ③ 公共施設等の整備 ④ 災害危険区域等の関係機関への通知 ⑤ 官庁施設の災害予防措置 ⑥ 豪雪害の予防 (2) 災害応急対策 ① 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 ② 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 ④ 災害時における復旧用資材の確保 ⑤ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 ⑥ 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 ⑦ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 ⑧ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) に関すること (3) 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。
関東運輸局 (群馬運輸支局)	(1) 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。 (2) 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。 (3) 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
東京航空局 (東京空港事務所)	(1) 航空機による輸送に係る安全の確保に関すること。 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
国土地理院 関東地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。

4 陸上自衛隊

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
第12旅団	<p>(1) 災害派遣の準備</p> <p>① 防災関係情報資料の整備に関すること。</p> <p>② 防災関係機関との連絡、調整に関すること。</p> <p>③ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。</p> <p>④ 防災に関する教育訓練の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害派遣の実施</p> <p>① 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。</p> <p>② 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。</p>

5 指定公共機関

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
日本郵便（株）	<p>(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。</p> <p>(2) 災害特別事務取扱いに関すること。</p> <p>① 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地宛て救援用郵便物等の料金免除</p> <p>エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除</p> <p>② 避難所における臨時の郵便差出箱の設置</p> <p>(3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項</p>
NTT東日本（株） (群馬支店)	<p>(1) 電気通信設備の保全に関すること。</p> <p>(2) 重要通信の確保に関すること。</p>
(株) NTTドコモ(群馬支店)	<p>(1) 携帯電話設備の保全に関すること。</p> <p>(2) 重要通信の確保に関すること。</p>
日本銀行 (前橋支店)	<p>(1) 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関すること。</p>
日本赤十字社 (群馬県支部)	<p>(1) 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。</p> <p>(2) 救護所の開設及び運営に関すること。</p> <p>(3) 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。</p> <p>(4) 輸血用血液の確保及び供給に関すること。</p> <p>(5) 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。</p> <p>(6) 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。</p> <p>(7) 外国人の安否の調査に関すること。</p> <p>(8) 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関すること。</p>
日本放送協会 (前橋放送局)	<p>(1) 防災思想の普及に関すること。</p> <p>(2) 気象予報・警報の周知に関すること。</p> <p>(3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関するこ</p>

	<p>と。</p> <p>(4) 放送施設に対する障害の排除に関すること。</p> <p>(5) 避難場所等における受信機の貸与・設置に関すること。</p> <p>(6) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。</p>
東日本高速道路 (株) (関東支社)	<p>(1) 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。</p> <p>(2) 緊急交通路の確保に関すること。</p>
独立行政法人 水資源機構	<p>(1) 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。)又は改築の実施に関すること。</p> <p>(2) 水資源開発施設の保全(施設管理)に関すること。</p>
国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構 (高崎量子技術 基盤研究所)	<p>(1) 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関すること。</p>
東日本旅客鉄道 (株) (高崎支社)	<p>(1) 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。</p> <p>(2) 鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。</p>
東京ガスネットワ ーク(株) (群馬導管・設備 センター)	<p>(1) 都市ガス施設の保安の確保に関すること。</p> <p>(2) 都市ガスの供給の確保に関すること。</p>
日本通運(株) (群馬支店)	<p>(1) 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。</p>
東京電力パワー グリッド(株) (群馬総支社)	<p>(1) 電力施設の保安の確保に関すること。</p> <p>(2) 電力の供給の確保に関すること。</p>

6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
(公社)群馬県 医師会	<p>(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。</p> <p>(2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。</p> <p>(3) 医療救護活動の実施に関すること。</p>
(公社)群馬県 歯科医師会	<p>(1) 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること。</p> <p>(2) 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること。</p>
(公社)群馬県 看護協会	<p>(1) 救護活動に必要な看護の確保に関すること。</p>
(一社)群馬県 LPガス協会	<p>(1) LPガス設備の保安の確保に関すること。</p> <p>(2) LPガスの供給の確保に関すること。</p> <p>(3) 会員事業者の連絡調整に関すること。</p>
群馬県 石油協同組合	<p>(1) 石油等燃料の供給に関すること。</p>
地方鉄道事業者 上信電鉄(株)	<p>(1) 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。</p> <p>(2) 鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。</p>
(一社)群馬県 バス協会	<p>(1) バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。</p> <p>(2) 被災地の交通の確保に関すること。</p>

(一社)群馬県トラック協会	(1) 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	(1) 防災思想の普及に関すること。 (2) 気象予報・警報の周知に関すること。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関するこ と。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関するこ と。
(福)群馬県社会 福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 (2) 義援金品募集及び配分に関するこ と。 (3) ボランティア活動の支援及び推進に関するこ と。 (4) 災害福祉支援ネットワーク事務局の運営に関するこ と。
甘楽多野用水土 地改良区、鏑川土 地改良区	(1) 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復 旧に関するこ と。

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
報道機関	(1) 防災思想の普及に関するこ と。 (2) 気象予報・警報の周知に関するこ と。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関するこ と。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関するこ と。
甘楽富岡農業協同組合 鏑川東部森林組合	(1) 共同利用施設の保全に関するこ と。 (2) 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関するこ と。 (3) 県又は町が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に に関するこ と。
(一社)富岡市甘楽郡 医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関するこ と。 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関するこ と。 (3) 医療救護活動の実施に関するこ と。
(公社)富岡甘楽 歯科医師会	(1) 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関するこ と。 (2) 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関するこ と。
病院経営者	(1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関するこ と。 (2) 被災傷病者の救護に関するこ と。
富岡・甘楽薬剤師 会	(1) 医療救護活動に必要な医薬品等の管理、調剤等に関するこ と。
社会福祉施設経営 者	(1) 入所者及び通所者の安全の確保に関するこ と。
甘楽町社会福祉 協議会	(1) 被災生活困窮者の生活の支援に関するこ と。 (2) 義援金品募集及び配分に関するこ と。 (3) ボランティア活動の支援及び推進に関するこ と。
(福)群馬県共同 募金会	(1) 義援金の募集及び配分に関するこ と。
甘楽町商工会	(1) 被災事業者に対する支援に関するこ と。 (2) 県又は町が行う商工業関係の被害調査への協力に関するこ と。 (3) 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関するこ と。

	(4) 物価の安定についての協力に関すること。
金融機関	(1) 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
危険物等施設の管理者	(1) 危険物等施設の保安の確保に関すること。 (2) 周辺住民の安全の確保に関すること。
(一社)群馬県建設業協会富岡支部	(1) 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
甘楽町建設業協会・甘楽町建設業組合	(1) 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
区長会、民生委員・児童委員、婦人団体等	(1) 町が行う災害救助等についての協力に関すること。 (2) 義援金品の募集・配分等ボランティア活動の協力に関すること。

8 住民・自主防災組織・事業者

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
住民	(1) 防災・減災の知識習得 (2) 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 (3) 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 (4) 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 (5) 気象情報等の収集、家族・近所への伝達 (6) 家族・近所の避難行動要支援者等の避難支援 (7) 災害廃棄物の分別 (8) その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。
自主防災組織	(1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 (2) 地域の災害危険性の把握、点検 (3) 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力 (4) 地区の孤立化対策(通信機器・食料備蓄等) (5) 自主防災リーダーの養成 (6) 自主防災活動、訓練の実施 (7) 気象情報等の収集、伝達 (8) 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力 (9) 災害時の避難場所の自主運営 (10) 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力
事業者	(1) 従業員の防災教育、訓練 (2) 事業継続計画(BCP)の作成・更新 (3) 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 (4) 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 (5) 自衛消防活動・訓練 (6) 気象情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 (7) 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 (8) 要配慮者等の避難支援 (9) 災害廃棄物の分別 (10) その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。

第4節 地域の災害環境

第1 町の地勢

本町は、群馬県の南西部甘楽郡の最東部に位置し、面積は58.61km²で南北に細長い町域を形成している。北は関東平野に続く平坦地で、南は稻含山と一連の山地に通じている。

地形は、南の標高1,370mの稻含山から北に傾斜し、南部から中央部にかけては、山間地と丘陵地帯があり、北部は平坦地である。

町を流下する主要な河川として、富岡市との境界を鏑川が流れ、町の中央部に雄川、西部に下川、東部に天引川、白倉川が流れ、北部で鏑川に注いでいる。

地質は中央部から南部にかけて稻含、熊倉、物見、雲津の連山に関連する一帯が、長瀬系結晶変岩からなる古生層におおわれ、中央部を東西に細く帯状に第三紀層（牛伏層）があり小幡丘陵、多胡台地の中央部丘陵台地は第三紀層（福島層、吉井層）が連坦し、鏑川段丘の北部平坦地は第四紀層が形成している。

本町は、南部に山間部が多いため、河川は急流で川幅が狭く、出水による被害を受けることが多く、台風や梅雨前線による風水害、その他凍霜害による農業災害が多い。

気候は、年間平均気温14°C前後、年間降水量は1,000mm前後であり、降雪も少なく、年間を通じて温暖な気候である。

第2 災害履歴

【甘楽町において昭和60年以降発生した主な災害の状況】

年月	種別	被害状況	備考
S60. 7	台風 6号被害	公共施設（道路等含む）10箇所	被害金額 16,020千円におよぶ
S61. 9	台風 15号被害	公共施設（道路等含む）8箇所	被害金額 17,410千円におよぶ
H2. 7	降ひょう	水稻、コンニャク、キウイフルーツ、リンゴ等被害面積 258.4ha	被害金額 247,412千円におよぶ
H3. 10	台風 19号被害	水稻、コンニャク、キウイフルーツ等被害面積 106.7ha	被害金額 75,600千円におよぶ
H5. 5	冷夏	水稻、コンニャク、キウイフルーツ、露地野菜等被害面積 596ha	被害金額 149,280千円におよぶ
H6. 9	降ひょう	水稻、コンニャク、キウイフルーツ等被害面積 274.8ha	被害金額 190,751千円におよぶ
H8. 7	降ひょう	コンニャク、キウイフルーツ、キュウリ、リンゴ、トウモロコシ等被害面積 290ha	被害金額 349,720千円におよぶ

H10. 9	台 風 5号被害	水稻、コンニャク、ネギ、ナス等被害面積 226.5ha	被害金額 148,931 千円におよぶ
H13. 9	台 風 15号被害	公共施設（道路等含む）14箇所	被害金額 56,490 千円におよぶ
H14. 9	集中豪雨	土砂崩落 2箇所、公共施設（道路等含む）2箇所	被害金額 41,707 千円におよぶ
H18. 7	台 風 17号被害	公共施設（河川、道路等含む）5箇所	被害金額 7,025 千円におよぶ
H19. 9	台 風 9号被害	家屋一部損壊 1棟、避難者 27 世帯 73 人、土砂崩れ 22 箇所、町道 80 箇所、林道 26 箇所、公園施設、水道施設、その他防災・交通安全施設等被害多數 水稻、コンニャク、キウイフルーツ、タラの芽、ナス、キュウリ、リンゴ等被害面積 147.1ha	被害金額 337,094 千円におよぶ 稻含山で総降水量 594mm を記録
H21. 10	台 風 18号被害	水稻、コンニャク、キウイフルーツ等被害面積 106.7ha	
H22. 7	集中豪雨	床下浸水 3 棟	
H23. 3	東日本 大震災	家屋一部損壊 2 棟、停電 11 時間 36 分間外計画停電 5 回、燃料の供給不足、福島第一原子力発電所事故に伴う農作物等の風評被害等	甘楽町で震度 4 を観測
H26. 2	大雪被害	軽傷者 2 名、住宅一部損壊 111 棟、その他工場、倉庫、物置、車庫、カーポート等損壊多數 国道、県道、町道外すべての路線通行不能。 広範囲で停電及び断水 農業施設及びビニールハウス等多數被害	被害総額 251,513 千円におよぶ
R1. 10	台 風 19号被害	家屋一部損壊 3 棟、床上浸水 2 棟、避難者 1,029 人、町道 19 箇所、橋梁 1 箇所、河川 1 箇所、公園 1 箇所、林道 14 箇所（5 路線）、農業施設（取水口 1 箇所、水路 2 箇所）、農地 11 箇所、水道施設、県管理道路・河川 52 箇所等被害多數、水稻、なす、野沢菜、玉ねぎ、りんご、キウイフルーツ等被害面積 49.7ha、秋畑地区 300 戸停電、天引・白倉地区 100 戸停電、秋畑那須地区電話（固定・携帯）不通	被害金額 324,441 千円におよぶ 稻含山で総降水量 623mm、甘楽町役場で 485mm を記録

第3 災害危険区域

1 洪水浸水想定区域

河川の氾濫については、群馬県により洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、鏑川及びその他一級河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示する浸水想定区域を公表している。

2 土砂災害危険区域

土砂災害については、土石流の危険性の高い区域を土砂法(明治30年法律第29号)に基づく「砂防指定地」に、地すべりの危険性が高い区域を地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく「地すべり防止区域」に、崩壊の危険性の高い急傾斜地を急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されており、この箇所での土砂災害の発生を計画の前提とする。

●資料3-1 地すべり防止区域 [p. 257]

●資料3-2 急傾斜地崩壊危険区域 [p. 258]

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

群馬県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、令和5年4月28日時点で、秋畠ほか6地区において194箇所の土砂災害警戒区域が指定されており、この土砂災害警戒区域のうち、169箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

甘楽町では、これらの区域及び避難所等を示した「甘楽町防災マップ」を作成し、公表している。

●資料3-3 土砂災害警戒区域等の指定状況 [p. 259]

●資料3-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 [p. 259]

4 山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

山腹が崩壊したか、又は発生するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、町内では22地区となっている。

(2) 地すべり危険地区

地すべりが発生したか、又は発生するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、町内では9地区となっている。

(3) 崩壊土砂流出危険区域

山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となり流失するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、町内では25地区となっている。

●資料3-5 山地災害危険地区 [p. 267]

第4 県による地震被害想定

群馬県では、防災対策の強化・充実に役立てるため、最新の知見及び技術を用いて、平成24年6月に地震被害想定調査の見直しを行った。

この調査は、県内に大きな地震が発生した場合を想定し、県内各地の揺れや各種の被害、影響を科学的に予測したものである。

以下に地震被害想定調査の概要を示す。

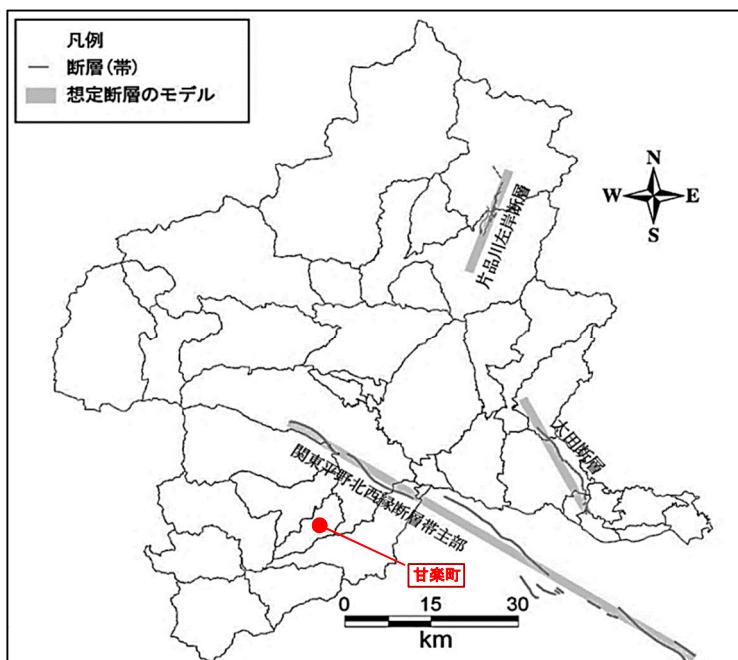
1 想定した地震

この調査では、群馬県に大きな被害を与える可能性のある地震として、県内の次の3つの断層・断層帯による地震を想定地震としている。

【想定地震ごとの被害想定（冬の5時、風速9m/秒）】

項目		想定地震ごとの被害（県内）		
		関東平野北西縁 断層帯主部	太田断層	片品川左岸断層
想定	規模	M8.1	M7.1	M7.0
震度	最大震度	7	7	7
死 者 数		3,133 人	1,133 人	23 人
負 傷 者 数		17,743 人	7,874 人	85 人
建物 被害	全 壊	59,044 棟	21,897 棟	341 棟
	半 壊	133,317 棟	53,151 棟	1,374 棟
	焼 失	1,412 棟	380 棟	0 棟

【3つの断層(帯)と想定断層の位置図】



2 被害の想定

甘楽町では、前述の3つの活断層（帯）の地震のうち、「関東平野北西縁断層帯主部」による地震（マグニチュード8.1）の被害が最も甚大であると想定されており、各季節及び時刻における想定被害状況は次のとおりである。

関東平野北西縁断層帯主部による地震（冬の午前5時）による県全体の被害想定は、死者数3,133人、負傷者数17,743人、物的被害のうち建物の被害は、倒壊、焼失合わせて193,773棟となっている。

なお、この被害は、想定地震に対して最大限の被害を想定したものであり、同規模の地震が発生することにより、必ず下記の被害が発生することを示すものではない。

【関東平野北西縁断層帯主部による甘楽町の被害想定】

項目			想定する条件と甘楽町の被害想定		
条件	季節・時刻		冬の5時	夏の12時	冬の18時
	風速	速	9 m/秒	7 m/秒	9 m/秒
想定地震	規模（震度）		M8.1（震度7）		
物的被害	建物被害	全壊棟数 半壊棟数 焼失棟数 合計	1,960 棟 2,618 棟 5 棟 4,583 棟	1,960 棟 2,618 棟 5 棟 4,583 棟	1,960 棟 2,618 棟 281 棟 4,859 棟
人的被害	避難者数	発災直後 1日後 2日後 4日後 1ヶ月後	関東平野北西縁断層帯主部による地震（M8.1）のうち、冬の午後6時における避難者数		4,015 人 5,804 人 5,759 人 4,552 人 4,015 人
	帰宅困難者数		同上の帰宅困難者数		355 人
	死 者 数	建物被害 塀等転倒 土砂災害 火災 小計	78 人 0 人 8 人 0 人 86 人	41 人 0 人 3 人 0 人 44 人	50 人 0 人 4 人 1 人 55 人
	負傷者数	建物被害 塀等転倒 土砂災害 火災 小計	192 人 0 人 10 人 1 人 203 人	143 人 1 人 3 人 1 人 148 人	147 人 3 人 5 人 4 人 159 人

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1 水害防止対策

1 治水対策の推進

町は、内水はん濫等による浸水被害の解消、軽減を図るため、住民からの要望や雨水対策に係る事業の計画に基づき事業の円滑な推進を図る。

また、国、県は、外水はん濫による被害を防止、軽減するため鏑川等をはじめとする重要水防箇所について河川改修を促進する。

2 水防体制の充実

町は、消防団と連携して、水防計画を作成し、水防訓練の実施、水防倉庫、資機材の整備・点検等を行い、洪水への備えに万全を期する。

3 危険区域の巡視

町は、水害による危険性を事前察知し、災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を消防団その他関係団体、地域住民協力のもと巡視し、警戒に当たる。

4 甘楽町防災マップの普及

町内全域を水防区域とし、特に土砂災害特別警戒区域等における災害への備えや避難場所等を記載した「甘楽町防災マップ」を活用し、浸水想定区域や洪水時避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路などを住民等に対し周知徹底する。

第2 土砂災害対策

1 砂防事業の促進等

町は、土砂災害危険区域や山地災害危険地区について、県による急傾斜地崩壊危険区域等の法指定を推進し、砂防事業や治山事業による防災工事を推進する。

また、町及び県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）による土砂災害特別警戒区域について、一定の開発行為や建築物の構造等の規制及び必要に応じて建築物の移転勧告等を行う。

2 警戒避難体制の強化

町は、次の対策を講じる。

（1）土砂災害警戒区域対策

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が指定された場合には、次の事項を本計画の風水害等応急対策計画に定める。

- ア 土砂災害に関する情報・伝達、避難及び救助等に関する事項
- イ 同区域内に、要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項

（2）甘楽町防災マップの活用

土砂災害特別警戒区域について、甘楽町防災マップの配布等により住民に周知し、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩落等のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項をハザードマップ等を活用して住民に周知する。

●資料3-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域[p.259]

【土砂災害警戒区域】とは、土砂災害防止法第7条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれがあると認められるとして知事が指定する区域

【土砂災害特別警戒区域】とは、同法7条の規定に基づき、警戒区域のうち、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制をすべき土地の区域として、知事が指定する区域

第3 雪害対策

1 雪害に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しつつ、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立防止及び生活環境の確保等、雪害に強いまちづくりを行う。

2 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努める。

- (1) 除雪資機材の整備
- (2) 排雪場所の確保
- (3) 融雪剤の備蓄
- (4) 除雪要員の確保

3 除雪計画等の策定

(1) 基本的な方針の策定

道路管理者及びその他関係機関は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方針を定めておく。

- ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
- イ 優先して除雪作業を行うべき区間
- ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
- エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有
- オ 道路利用者等に対する情報提供
- カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

(2) 各道路管理者による除雪計画の策定

各道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記(1)の基本的な方針を踏まえ、次のこと留意し、除雪計画を策定するよう努める。

- ア 除雪の優先順位
緊急輸送道路を優先に除雪を実施するとともに、孤立集落が発生するおそれがある地域等を考慮し、各道路管理者間で連携し、道路の除雪優先順位と応援体制のルールを定めておく。また、歩道について優先的に除雪する区間をあらかじめ定めておくよう努める。

- イ 道路の通行規制
降雪時において車両が通行不能となる前に必要に応じ、通行規制を実施でき

るよう、体制整備に努める。特に山間地道路においては、大雪時には早期に通行止めとし、車両の立ち往生等を防ぎ、除雪作業を迅速かつ効率的に進めるため、警察と連携し、大雪による事前通行止めのルールを定めておくよう努める。

4 雪害対策マニュアルの整備等

町は、体制整備、人命救助活動、除雪体制、孤立集落への対応、道路の交通規制及び広域応援の要請等の応急活動等を実施するためのマニュアルを作成し、職員へ周知するとともに、訓練を行い、活動手順や他機関等との連携等について徹底を図る。

5 除雪援助体制の整備

山間部、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯、母子家庭等、個人での除雪作業が困難な地区等では、民生委員・児童委員、行政区、消防団等の地域コミュニティ、町による対応も必要となってくるため、町は、地域住民等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進める。

6 住民に対する大雪時の留意事項の周知

町は、防災週間、防災等関連行事等を通じ、住民に対し、第3節 第1「防災知識の普及・啓発」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図る。

- 雪害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。
 - ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
 - イ 不要不急な外出は見合わせる。
 - ウ 自家用車の使用は極力避ける。やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン・携帯トイレ等を持っていくよう心がける。
 - エ エンジンをかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。
 - オ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようする。
 - カ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。
 - キ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようする。
 - ク 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
 - ケ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。
 - コ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。
 - サ 協力しあって応急救護を行う。
 - シ 水道管の破裂に注意する。

第4 地震に強いまちづくりの推進

1 地震による水害防止事業の推進

地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、河川管理者、農業用排水施設管理者その他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進める。

2 地震に強いまちづくり

町は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるにあたっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策を位置づけるよう努める。

また、都市計画を定めるにあたっては、災害時の避難、消防、救急活動等に寄与する道路・公園等の公共施設の整備を図るなど、防災に配慮したまちづくりを推進するよう努める。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園（防災公園）、河川、緑地帯などについて計画的に整備し、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための施設等の整備に努める。

3 密集市街地の整備

町及び県は、市街地の再開発を促進するため、都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める。

第5 建築物等の耐震化

1 建築物の安全性の確保

町は、住宅をはじめとする建築物の風水害及び雪害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努める。

2 防災上重要な建築物の耐震性

災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- (1) 災害時に災害復旧の拠点となる施設を選定し、優先的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を行う等、耐震性の向上を図る。
- (2) 町及び公共的施設管理者は、県が行う耐震化事業に準じ、耐震診断、耐震補強工事及び定期の点検を実施する。

3 窓ガラス等の落下防止対策

建築物の所有者(管理者)に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策、建築物の天井材等の脱落防止、家具の転倒防止対策及びエレベーター閉じ込め防止対策等の重要性について啓発を行い、落下のおそれのある建築物について、その所有者(管理者)に対し改修を指導する。

4 ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保について啓発を行い、危険なブロック塀等の所有者(管理者)に対し、補強工事や改築、生け垣等を奨励指導する。

5 空家等の把握

町は、空家の倒壊等による被害を防止するため「甘楽町空家等対策計画」に基づき、所有者による適切な管理の促進、除去への支援、特定空家等の確認・助言・指導・勧告等を行い、管理不全な空家等の除却を促進する。

第6 地盤災害の予防

1 土砂災害等の危険箇所の把握

町は、災害危険箇所を把握し、危険地域における住宅等の安全立地に努めるとともに、計画的に災害防止工事を実施し、地震に伴う地すべり、土石流、がけ崩れ等の地盤災害の予防を図る。

2 危険箇所の調査

地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ等地震時に発生が予想される崩壊危険箇所の調査を実施する。また、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

なお、地図にがけ崩れ危険箇所及びそれぞれに対する避難場所を標示し、県防災担当課、消防関係機関等が保管し、地震発生時に迅速な対応を図る。

3 住宅等の安全立地

危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に指導抑制するとともに危険区域における住宅等の移転を促進し、住宅等の安全立地に努める。

4 災害防止工事の促進

危険区域について施設整備計画を策定し、住宅、公共施設の多い箇所から逐次防止工事を実施する。

第7 ライフライン施設の機能の確保

1 施設機能の確保

ライフラインが地震によって被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすため、町は上下水道施設の耐震化及び液状化対策に努めるとともに、必要に応じて各ライフライン事業者と日頃から情報交換を行い、その防災対策を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

- (1) 設備の設置又は改修にあたっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
- (2) 町、県及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- (3) 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性を確保する。
- (4) ライフライン施設の機能の確保策を講じるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

2 防災体制の整備

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 町が実施する防災訓練において、住民の防災体制を整備する。
- (6) 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行する。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

4 需用者への防災意識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需用者が実施すべき安全装置及び平常時から心がけるべき安全対策について広報等を行い、需用者への防災意識の普及に努める。

第8 危険物施設等の安全確保

1 災害予防の推進

危険物施設が損傷すると、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、危険物施設等の現況を的確に把握しておくとともに、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底並びに自衛消防組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携体制の強化を進める。

(1) 技術基準の遵守

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者(以下「危険物等取扱事業者」という。)は、法令で定める技術基準を遵守する。

(2) 立入検査の徹底

県及び富岡甘楽広域消防本部(以下「消防本部」という。)は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全の確保に努める。

(3) 自主保安体制の整備

危険物等取扱事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

(4) 講習会・研修会の実施

県及び消防本部は、危険物等取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会・研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

(5) 再発防止の徹底

県及び消防本部は、危険物等災害が生じた場合には、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

2 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(1) 救助・救急活動体制の整備

消防本部、警察署、自衛隊、県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、エンジンカッター、チェーンソー等の救助・救急用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガス等の漏洩に対する救助・救急用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動体制の整備

ア 県、町、日本赤十字社及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

イ 消防本部と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連絡体制の整備を図る。

(3) 消火活動体制の整備

- ア 町は、平常時から消防本部、消防団、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- イ 町は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。
- ウ 消防本部及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

3 防災訓練の実施

事業者、消防本部、警察署、その他の防災関係機関は、次の訓練を実施する。

(1) 防災訓練の実施

- ア 事業者、消防本部、警察署等は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。
- イ 訓練には、地域住民を参加させるよう努める。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

- ア 訓練を行うにあたっては、危険物等の事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努める。
- イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 その他災害予防対策

(1) 防災業務関係者の安全確保

危険物等取扱事業者、消防本部、警察署は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図る。

(2) 防災活動体制の整備

- ア 危険物等取扱事業者、消防本部等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、避難誘導活動及び防除活動のための体制の整備に努める。
- イ 危険物等取扱事業者、消防本部、県、河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、避難誘導に必要な資機材及びオイルフェンス等防除資機材の整備を図る。
- ウ 石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

(3) 応急復旧活動体制の整備

危険物等取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右することから、迅速性かつ正確性が求められるため、関係組織内及び関係組織相互間における連絡体制の整備に努める必要がある。

1 気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等と河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図る。

2 情報伝達の多ルート及び情報収集・連絡体制の明確化

県、町その他防災関係機関は、災害が各機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

●資料2-2-3 災害に係る情報発信等に関する協定 [p. 235]

●資料2-2-4 災害時における相互協力に関する基本協定 [p. 237]

3 情報収集・連絡に係る初動準備体制の整備

町、その他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が保持できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備する。また、防災行政無線、群馬県総合防災システム(L-ALERT)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)その他の災害情報を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備する。

4 多様な情報の収集体制の整備

町、その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備する。

5 通信施設の整備及び保守管理の徹底

町は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

6 無線局開設者との連携

町及び防災関係機関は、災害時に防災関係機関や群馬県アマチュア無線赤十字奉仕団加盟分団等が開設している無線局を利用できるよう、平常時から連携を図っておく。

7 緊急地震速報の伝達等

迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。また、緊急地震速報を全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等により住民等への伝達に努める。

8 通信訓練への参加

町は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟、平常時からの連携体制の構築等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

第2 応急活動体制の整備

1 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又は発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

(1) 職員の非常参集体制の整備

ア 町は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

- ① 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- ② 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- ③ 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に普及するとともに、定期的に訓練を実施する。

イ 関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じアに準じた体制の整備を図る。

(2) 職員に対する応急活動内容の周知徹底

ア 町は、職員災害対応マニュアルを毎年点検するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟を図る。

イ その他関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じアに準じた体制の整備を図る。

2 連携体制の整備

町及び関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

(1) 町における応援体制の整備

町は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努める。

(2) 一般事業者等との連絡体制の整備

町及び関係機関は、災害時における食料、水、生活必需品等の調達又は土木等の役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進する。

●資料2 協定一覧表 [p. 195]

3 防災中枢機能等の確保

(1) 防災中枢機能等の整備

町及び関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能等を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努める。

(2) 災害応急対策に当たる機関の責任

町、救急医療機関等、災害応急対策にあたる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや自動車の活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能になるよう努める。

(3) 災害活動拠点等の整備

ア 地域における災害活動の拠点として、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所及び避難所等の機能を持つ施設の整備に努める。

イ 町は、道路及び都市公園等に町域を超えた応援を受けるための広域防災拠点や被災自治体を支援するための防災拠点を整備するよう努める。

(4) 公的機関等の業務継続性の確保

町及び関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（B C P）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

第3 救助・救急及び医療活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救助・救急体制及び機能の強化

町及び消防本部は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

(2) 救助・救急用資機材の整備

ア 町及び消防本部は、救助工作車、救急車、その他の消防車両及びエンジンカッタ一、チェーンソー等の救助・救急用資機材の整備に努める。
イ 自主防災組織は救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動体制の整備

(1) 救護所の設置・運営体制の整備

町、富岡市甘楽郡医師会及び災害拠点病院（富岡総合病院）は、救護所の設置・運営体制、県や消防等の関係機関との連携体制を具体化し、訓練等により点検、見直しを行う。また、地域における災害医療対策を協議するため、県（保健福祉事務所）が設置する地域災害医療対策会議に参加する。

(2) 医薬品、医療資機材の備蓄

町、富岡市甘楽郡医師会及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄や災害時の調達体制の整備に努める。

(3) 消防と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防本部と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。
イ 災害時において救急患者を適切な医療機関に搬送する場合、被災地に近い医療機関への迅速な搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合は遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。このため、医療機関及び消防本部は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連絡体制の整備を図る。

(4) 災害医療の研究

富岡市甘楽郡医師会、医療機関等は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修を推進する。

第4 消火活動体制の整備

1 消防力の整備

町は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努める。

また、地震火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配備に努める。

2 出火の防止

(1) 住民に対する啓発

消防本部及び町は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を指導する。

(2) 防火管理等の教育

消防本部は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育する。

(3) 予防査察における指導

消防本部は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導する。

3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果的であることから、消防本部及び町は、次の対策を講ずる。

(1) 地域ぐるみの消火訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法(昭和 23 法律第 186 号)に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の破損も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。このため、消防本部は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行う。

また、当該計画には、消火活動、救急活動及び救助活動の振り分け又は優先順位を定めることとし、必要に応じ広域応援又は県を通じての警察署、自衛隊の応援を要請すること

を予定しておく。

第5 緊急輸送活動体制の整備

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

町は、災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。

なお、輸送拠点の選定にあたっては、ヘリポートの位置を考慮する。

●資料4-9 輸送拠点 [p. 285]

2 ヘリポートの確保

大規模災害時には、陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資輸送等が効果的である。

このため、町は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。

また、ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

●資料4-7 ヘリポート予定地 [p. 285]

3 道路の応急復旧体制等の整備

(1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておく。

(2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施する。

(3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

●資料4-8 緊急輸送道路 [p. 285]

●資料2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書 [p. 211]

●資料2-26 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書 [p. 241]

4 運送事業者との連携

町は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者との協定の締結に努める。

また、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努める。

第6 避難誘導・収容活動体制の整備

災害時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生や避難住民の大量発生が予想される。

このため、町及び関係機関は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難場所及び避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 避難誘導計画

- (1) 町は、避難場所及び避難所、避難路について、住民への周知徹底に努める。
- (2) 町は、消防本部、警察署と協議して、避難誘導計画を定め、これらの機関と協力して避難誘導訓練を行う。
- (3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画を作成し、避難誘導訓練を行うよう努める。

2 避難場所及び避難所の整備

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時ににおいて安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(3) 指定避難所の指定基準

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(4) 避難所における生活環境の確保

指定避難所における貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、特設公衆電話などの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。

また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

(5) 物資の備蓄

指定避難所又はその近傍で、食料、水、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(6) 案内標識の設置

避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難場所及び避難所の案内標識の設置に努める。

また、案内標識の作成にあたっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。

(7) 福祉避難所

一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

●資料4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表 [p. 270]

●資料4-3 災害備蓄品等備蓄状況 [p. 276]

●資料4-12 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画） [p. 286]

3 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

町は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

(2) 用地供給体制の整備

町は、災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

(3) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

町は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくよう努める。

●資料4-10 応急仮設住宅設置予定地 [p. 285]

第7 災害備蓄物資及び資機材の確保

1 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

(1) 備蓄計画

- ア 町は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進するとともに、備蓄目標の設定に努める。
- イ 備蓄にあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努める。
- ウ 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮する。
- エ 町は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努める。

(2) 調達計画

- 町は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておく。

2 町における備蓄・調達・供給の体制

- (1) 備蓄場所は、甘楽町役場、甘楽町防災交流センター、各地区の防災倉庫等とする。
- (2) 備蓄量は、被害想定や住民の備蓄量を勘案して決定する。被災後3日間は、他の公共団体等の援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急現場従業員等に食料等が供給できるよう備蓄に努める。
- (3) 備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める（アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等）。
- (4) 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。
- (5) 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。

●資料4-3 災害備蓄品等備蓄状況[p. 276]

3 資材・機材等の点検整備

(1) 点検整備を要する資機材

- ア 水防用備蓄資機材
- イ 衣料生活必需品
- ウ 救助用資機材及び医療品等
- エ 避難設備
- オ 防疫用資機材
- カ 給水用資機材

キ 消防用資機材

ク 備蓄食料

ケ 災害警備実施活動用資機材

コ その他電気、ガス、水道、通信、気象観測、交通施設復旧に必要な資機材

(2) 実施機関

資材及び機材等を保有する各機関とする。

(3) 点検実施期日

各機関は、毎年の年度当初に実施し、点検整備を完了する。

ただし、災害発生のおそれのある場合は、状況に応じ隨時実施する。各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し実施する。

(4) 実施内容

点検整備は、次の事項に留意し実施する。

ア 資機材等

- ① 規格ごとの数量の確認
- ② 不良品の取替え
- ③ 薬剤等の効果測定
- ④ その他の必要な事項

イ 機械類

- ① 不良箇所の有無及び故障の整備
- ② 不良部品の取替え
- ③ 機能試験の実施
- ④ その他の必要な事項

第8 広報・広聴体制の整備

1 広報体制の整備

(1) 町は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図る。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

(例)

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難指示等の内容	各種相談窓口
避難所の名称・所在地・対象地区	住民の安否
避難時の注意事項	

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

(例)

防災行政無線 広報車 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）

インターネット ソーシャルメディア、等

エ 災害時における報道要請及びその受入れ方法等に関する体制を整備する。

2 広聴体制の整備

町は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図る。

第9 二次災害予防体制の整備

1 建築物・宅地の応急危険度判定体制等の確保

- (1) 町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図る。
- また、応急危険度判定士の養成を推進する。
- (2) 町は、災害時の危険度判定作業が円滑に行えるよう調査票、ステッカー等を計画的に備蓄する。

2 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行う。

第10 防災訓練の実施

1 地域防災訓練

町は、地域における災害応急対策の円滑な実施を確保するため、防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、防災訓練を実施する。

2 個別防災訓練

- (1) 関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示する訓練を適宜実施する。
 - ア 非常招集訓練
 - イ 消防訓練
 - ウ 水防訓練
 - エ 避難訓練
 - オ 非常通信訓練
 - カ 応急復旧訓練
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、災害時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

3 広域的な訓練

関係機関は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、県等が主催する広域的な防災訓練に積極的に参加する。

4 図上訓練

町及び関係機関は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を図るため、図上訓練の実施に努める。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町及び関係機関が訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

- (2) 町及び関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

●資料2-12 大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書 [p. 215]

第3節 住民等の防災活動の促進

第1 防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、相互に協力して住民等に対して防災知識の普及を図り、常に防災意識の高揚に努める。

1 広報の担当者

防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関において適宜の方法により行う。

町においては、総務課が中心となって実施する。

2 職員等に対する防災知識の普及

防災業務に従事する町及び防災関係機関の職員等に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に実施するため、次により防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及の方法

- ア 講習会、研修会等の実施による普及
- イ 現地視察、現地調査等の実施による普及
- ウ 防災活動の手引等印刷物の配布による普及

(2) 普及の内容

- ア 防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 災害の特性及び過去の主な被害事例
- エ 防災に関する一般知識と町の防災対策の現況と課題
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

3 住民に対する防災知識の普及

災害対策の万全を期するためには、住民の一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの安全は自分で守る」という意識を持つことが重要であるため、町及び消防本部は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図る。

(1) 家庭内の危険防止

- ア 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

- イ 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

ウ ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼つておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

エ 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃えやすい物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

(2) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

ア 地震が起きたときの各自の役割

（誰が何を持ち出すか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。）

イ 消火器具の備え付け及び使用方法

ウ 家族間の連絡方法

エ 避難場所、避難所の確認

オ 安全な避難経路の確認

カ 非常持出し品のチェック

キ 家具転倒防止措置や室内の整理整頓

ク 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者の避難方法

ケ 地震情報の入手方法

コ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養可否等の情報収集と準備

(3) 非常持出し品の準備

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）

イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、マイナ保険証等）

ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等）

エ 携帯ラジオ

オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

カ 衣類（下着、上着、タオル等）

キ 感染症対策用品（マスク、消毒液、体温計等）

(4) 屋内、屋外及び自動車運転中によるべき措置

ア 身の安全の確保

① 机や椅子に身を隠す。

② 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。

③ あわてて外に飛び出さない。

イ 火災を防ぐ

① 火の始末をする。

② 火が出たら初期消火に努める。

ウ 狹い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。

エ 避難方法

① 徒歩で避難する。

② 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

③ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断し避難する。

オ 応急救護

① 対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

カ 救出活動

① 建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。

キ 自動車運転者のとるべき行動

① 道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。

② ラジオで災害情報を聞く。

③ 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。

④ 避難するときは、キーをつけたまま徒步で避難する。

(5) 正しい情報の入手

ア ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

イ 町役場、消防署、警察署（駐在）等からの情報には絶えず注意する。

(6) 電話に関する留意事項

ア 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。

イ 輝そう等により電話がつながりづらくなったときは、N T Tが提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

4 理解しやすい防災情報の提供

町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

5 学校教育による防災知識の普及

町は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図る。

6 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、地域住民の適切な避難や防災活動に資する甘楽町防災マップ等を分かりやすく作成し、住民等に配布するなど、防災知識の普及啓発に努める。

7 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

町は、災害リスクの把握とるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援する。

8 防災訓練の実施指導

町は、消防本部と協力し、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟に努める。

9 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

10 家庭動物への配慮

町は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

●資料4-12 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）[p. 286]

第2 住民等の防災活動の環境整備

災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならぬが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害に対する十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身につけ、これを家庭、地域、職場等で確実に実践できるよう、消防団の育成強化及び自衛防災組織等の育成に努める。

1 消防団、自主防災組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに努める。

(2) 自主防災組織の育成強化

町は、各行政区の自主防災組織の完全な組織化を目指し、次により、その育成強化を図る。

ア　自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の支援に努める。

イ　自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

ウ　防災士（ぐんま地域防災アドバイザー）等の養成を行う。

2 災害時救援ボランティア活動の環境整備

町は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立する。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

町及び社会福祉協議会は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

また、県等が主催する災害時救援ボランティア連絡会議と連携して、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受け入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(2) 各領域における専門ボランティアとの連携

町及び社会福祉協議会は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において、平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

3 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対策、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

- (1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保、二次災害等の防止を図るため、自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行う。
 - ア 従業員の防災教育
 - イ 情報収集伝達体制の確立
 - ウ 火災その他災害予防対策
 - エ 避難体制の確立
 - オ 防災訓練の実施
 - カ 応急救護体制の確立
 - キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
 - ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策
- (2) 事業所も地域コミュニティの一員として、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。
- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、町や関係機関が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において協力・応援することについて、あらかじめ町と協定を締結するなど、平時から町や関係機関との連携に努める。
- (4) 町は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行う。
- (5) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法（昭和 24 法律第 193 号）に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。
- (6) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第4節 要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、町、防災関係機関及び要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行う。

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、外国人、その他災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

第1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

- (1) 町は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 町は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (3) 町は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、N P O等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本町における避難行動要支援者とは、次のいずれかに該当する者のうち、直接的な援護が必要であり、在宅かつ家族による避難支援が困難な者を主な対象とする。

- (1) 介護保険における要介護者で要介護認定3以上の者
- (2) 身体障害者手帳を所持する者
- (3) 療育手帳を所持する者
- (4) 難病患者
- (5) 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者
- (6) その他町長が認める者

3 避難行動要支援者名簿作成に必要な情報及びその入手方法

町は、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努める。

- (1) 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- (2) 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報等により把握する。
- (3) 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者情報に関しては、ひとり暮らし高齢者基礎調査を活用することなどにより把握する。
- (4) 民生委員・児童委員等からの情報収集により把握する。
- (5) 福祉団体、国際交流団体など関係団体からの情報収集により把握する。

4 避難行動要支援者名簿の記載事項

町は、次の情報を収集して、名簿情報として避難行動要支援者名簿に記載する。

- (1) 避難行動要支援者の氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由（要介護度、障がいの程度その他の身体の状況）
- (7) 避難支援者の氏名

5 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- (1) 町は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (2) 町は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

●資料4-6 要配慮者利用施設 [p. 281]

●資料4-12 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画） [p. 286]

第2 支援体制の整備

1 避難体制の強化

町は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意し、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

（1）避難指示等の伝達体制の整備

町長が発令する避難指示等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

（2）避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難支援者をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

（3）指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

（4）避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

（5）福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。福祉避難所の指定にあたっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。

また、整備にあたっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

（6）福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

（7）避難支援等関係者の安全確保

災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行う。

●資料4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表 [p. 270]

●資料4-1-2 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画） [p. 286]

2 環境整備

町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置及びわかりやすい避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

3 人材の確保

町は、要配慮者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

4 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保する。

(2) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備する。

- ア 施設の立地環境による災害危険性の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺状況の確認（情報の収集）
- オ 避難場所、避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(3) 町の支援

町は、要配慮者利用施設における防災体制の整備について、次の支援を行う。

- ア 要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性を把握し、当該情報を要配慮者利用施設にする。
- イ 要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
- エ 要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

●資料4-6 要配慮者利用施設[p.281]

5 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、町と協力して次の支援を行う。

- (1) 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- (2) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- (3) 避難行動要支援者に対する防災教育・啓発への協力

6 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力する。

7 防災教育及び啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、災害時に円滑に避難し、できるだけ被害にあわないため、避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組むものとし、外国語を付記した防災パンフレット等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行う。

地域における防災訓練においては、必ず避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

町は、ホームヘルパーや民生委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

第5節 その他の災害予防対策の推進

第1 孤立化集落対策

町内の山間集落では、地震や大雨等による大規模な土砂災害等によって道路や通信が途絶し、孤立化するおそれがあるため、事前に集落の状況を把握し、道路危険箇所の対策、無線通信手段の確保、孤立時の備え、救援対策等を検討しておく必要がある。

1 孤立化するおそれのある集落の把握

町は、道路の状況や連絡手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前の把握するとともに、県、消防機関、警察等関係機関との当該情報の共有化が常に図られるように努める。

なお、孤立化するおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- (1) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- (3) 集落につながる道路において橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (4) 土砂災害危険区域等が道路に隣接し、交通途絶要因となる可能性が高い。
- (5) 架空線の途絶によって、連絡手段が途絶する可能性が高い。
- (6) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

●資料3-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 [p. 259]

2 孤立化の未然防止対策

孤立化のおそれのある集落について、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止対策を行う。

(1) 町

- ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表（区長、自主防災組織代表者、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。
- イ 集落内に公共施設等がある場合には、それらの持つ連絡手段を確認し、災害時の活用方法を調整しておく。
- ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、平時から関係者との連携に努める。
- エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。

オ 孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定する。

カ 孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下等のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。

キ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に推進する。また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充に努める。

(2) 道路管理者（県、町）

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

(3) 土砂災害防止事業実施機関（県、国）

孤立化のおそれのある集落に隣接する土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区の対策工事を計画的に取り組む。

●資料2-1-1 災害時非常無線通信の協力に関する協定書 [p. 214]

●資料3-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 [p. 259]

●資料3-5 山地災害危険地区 [p. 267]

●資料4-7 ヘリポート予定地 [p. 285]

●資料5-1 防災行政無線一覧表 [p. 298]

●資料5-2 災害時優先電話 [p. 300]

第2 観光客保護・帰宅困難者対策

町は大規模災害が発生し、交通機関や道路網が被災した場合に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から県、近隣市町村、関係機関等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備に努める。

1 安全確保対策

(1) 観光客等の安全確保

町、観光施設、宿泊施設の管理者及び交通機関等は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者・外国人等が大規模災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を検討する。

(2) 観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後は、救命救助、消火、避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限されることから、以下のことについて普及啓発を行う。

ア 二次被害防止のため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知

イ 災害用伝言ダイアル（171）、及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」の活用

ウ 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認

エ 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動

(3) 徒歩帰宅者の広域的支援

町は、関係機関等と連携を図り、帰宅支援のため、交通機関による代替輸送の調整、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求め、トイレ、飲料水等の提供や道路情報の提供など、徒歩帰宅者の支援に努める。

2 一時避難施設の提供

町は、観光客及び帰宅困難者の指定避難所への収容や新たな避難施設の設置など、一時避難施設の提供に努める。特に観光シーズンでは、多数の帰宅困難者の発生が予測されることから、事前に観光客用の避難施設の指定を行う。

3 集客施設等における対策

観光施設、宿泊施設等の管理者は、大規模災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を整備しておくなど、観光・宿泊客及び従業員の安全を確保するほか、帰宅困難者となった観光客等が待機できるよう平素から食料・水・寝具等生活必需品の備蓄に努める。

4 外国人の安全確保

町は、国際化の進展に伴い、本町に居住・来訪する言語・文化・生活環境の異なる外国人に対して、災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支

援方策と環境づくりに努める。

第3 大規模火災の予防

1 大規模火災の予防

(1) 火災に強いまちづくり

- ア 町及び消防本部は、次により、火災に強いまちの形成を図るものとする。
- ① 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な社会基盤施設の整備
 - ② 建築物や公共施設の耐震・不燃化
 - ③ 水面・緑地帯の計画的確保
 - ④ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備
- イ 公共施設の管理者・事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入等が必要とされる医療用建築物等について、緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

- ア 消防用設備等の整備、維持管理

公共施設の管理者・事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物、病院、宿泊施設等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

- イ 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者・事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物の防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該防災計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

- ウ 建築物の安全対策の推進

- ① 公共施設の管理者・事業者等は、建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の使用制限、ガスの安全な使用などによる火災安全対策の充実を図る。

- ② 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努める。

- エ 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され、全ての家庭に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受け、消防本部は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

(3) 消火活動体制の整備

町及び消防本部は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、ため池等の指定水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害の想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

さらに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(4) 防災訓練の実施

大規模火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するとともに、消防本部、町、警察署、事業者、地域住民等が相互に連携して実施する。

(5) 防火知識の普及

町及び消防本部は、防火意識の向上を図る。

ア 全国火災予防運動等を通じ、住民に対し、大規模な火災の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

イ 住民に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

ウ 地域、職場、学校等において、定期的な防火訓練を行うよう指導し、大規模な火災発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 林野火災の予防

林野火災は建物火災と異なり、交通、水利の便も悪く、発見、通報が遅れがちで急速な延焼拡大のおそれがあることから、林野火災予防思想の普及・徹底等により、林野火災予防に努める。

(1) 防火に資する林道の整備

町、県及び関東森林管理局は、林野火災の延焼防止に資する林道の整備を図る。

(2) 監視パトロール等の強化

町は、県及び関東森林管理局と連携して、林野火災多発時期における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

(3) 林野火災消火体制の整備

町及び消防本部は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(4) 防災訓練の実施

消防本部は、大規模林野火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するとともに、消防本部、町、警察、県、自衛隊、林業関係機関、地域住民等が相互に連携して実施する。

訓練の実施にあたっては、被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(5) 林野火災予防思想の普及

- ア 一般住民及び入山者に対する森林愛護と林野火災予防思想の普及徹底
- イ 行楽期における防火パンフレット等の配布、呼びかけ
- ウ 煙草の吸い殻の投げ捨て行為の注意指導
- エ 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報発令時の火気使用の注意指導等
- オ 立看板等の掲示
- カ その他、林野火災予防思想の普及に必要な事項

第3章 風水害等応急対策計画

第3章 風水害等応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

第1 災害対策本部の設置

1 災害対策本部設置前

(1) 警戒体制の配備

災害処理に関係を有する各課（局）の長は、気象警報の発表等により各種の災害の発生が予測され、あるいは現実に小災害が発生した場合は、通常の職務系統によりこれらに対処するとともに災害警戒本部の設置に備え、警戒体制をとる。

(2) 災害警戒本部の設置

風水害等の発災時には、初期段階の防災機関の迅速な立ち上がりがその後の防災対策の成否を左右することとなるが、災害時の情報の混乱等から遅れがちになる場合があり、特に、休日や夜間の災害発生に際し問題となる。

そのため、町長は、災害、事故が発生し、または発生するおそれがあると認めるとときは、災害対策本部設置前の段階として、また災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置し、初動体制に万全を期する。

ア 災害警戒本部の設置基準

- ① 大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき。
- ② 本町に台風が接近し、本町への影響のおそれがあるとき。
- ③ その他気象警報・注意報が発表され災害の発生が予想されるとき。

イ 災害警戒本部の解散

気象警報等が解除され、災害の危険性が解消されたと認めたとき、災害警戒本部を解散する。

ウ 災害警戒本部の構成

災害警戒本部の構成は、災害の規模に応じて災害対策本部の組織、編成、事務分掌の例に準じて適宜計画する。

エ 災害対策本部への切り替え

災害が拡大して、災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切り替える。

●資料4-4 気象警報・注意報の種類及び発表基準[p. 278]

2 災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第23条の2第1項及び甘楽町災害対策本部条例等の規定により、次のいずれかに該当するときは、防災の推進を図るため災害対策本部の設置を決定する。

また、被災地への救援活動をより的確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進する。

【災害対策本部設置基準】

- ア 町内に風水害等による大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるとき。
- イ その他町長が必要と認めるとき。

●資料1-3 甘楽町災害対策本部条例 [p. 194]

●資料2-6 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局） [p. 206]

3 設置場所

災害対策本部は、甘楽町役場または甘楽町防災交流センターに設置し、当該施設の正面玄関に「甘楽町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、災害の状況により、上記役場庁舎等に災害対策本部を設置できない場合は、代替施設に災害対策本部を設置する。

4 廃止の決定

災害対策本部長は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

5 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに消防本部、警察署、県、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知する。

6 現地災害対策本部

- (1) 災害対策本部長は、特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、当該区域内に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもってあてる。
- (3) 現地災害対策本部長の指名の順位は、副町長、その他の職員の順とする。

7 災害対策本部の組織及び事務分掌

(1) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策に関する重要事項を決定し、その推進を図る。

本部員は、必要によりそれぞれ所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

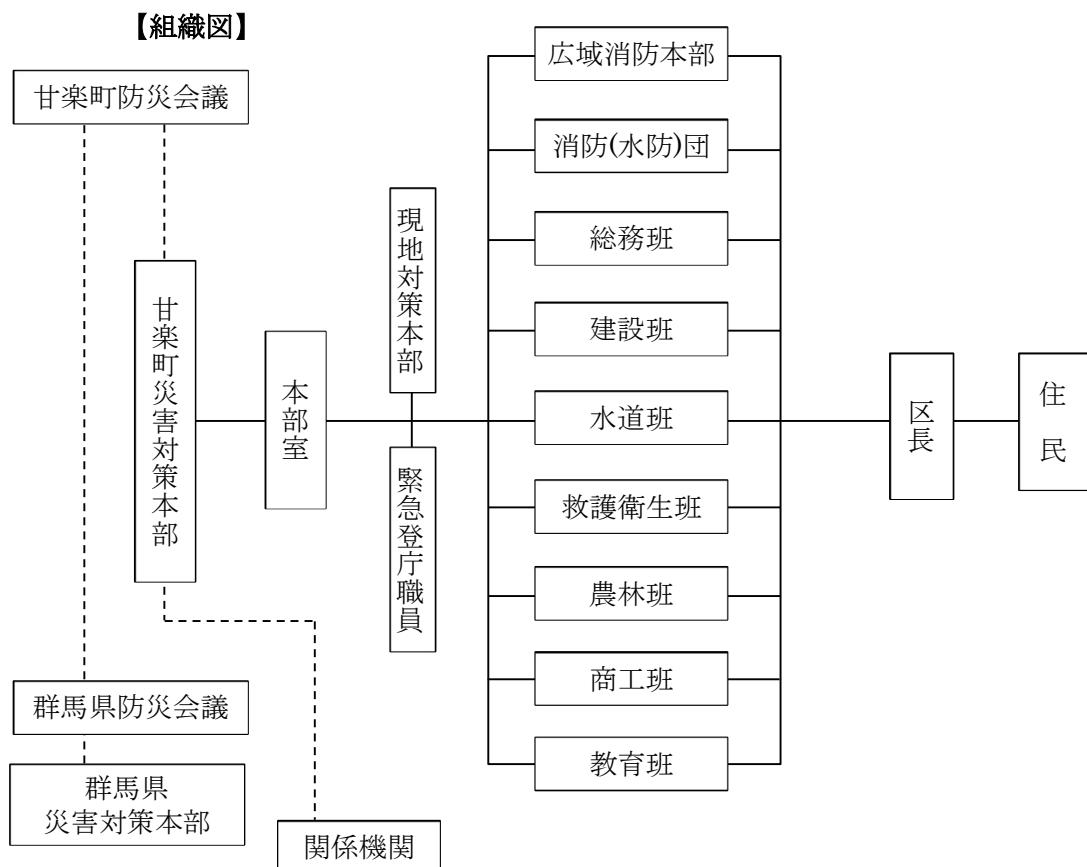
(2) 職務の代理

本部長が事故等により職務を遂行できない場合は、副本部長がその職務を代理する。

(3) 組織図及び対策本部の組織構成

災害対策本部の構成は、次のとおりとする。

なお、必要に応じて各班に班長を置くこととし、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。



【災害対策本部の組織構成】

本 部 室	本部長	町長
	副本部長	副町長
	本部員	教育長・課(局)長 本部長の指名する者

(4) 各班の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、概ね次のとおりとする。

班	課名	事務分掌
総務班	総務課 企画課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長の指示又は指令等に関すること。 2. 各班の連絡調整に関すること。 3. 配置人員の調整に関すること。 4. 県・町防災会議との連絡・報告に関すること。 5. 各班が把握した災害・被害情報及びその他関係情報の収集整理に関すること。 6. 自衛隊・市町村・その他公共機関への要請に関すること。 7. 予警報等の伝達及び避難情報の周知に関すること。 8. 物資の輸送に関すること。 9. 自動車等の管理配車に関すること。 10. り災者の救出、避難所の開設収容等に関すること。 11. 救助物資の配分及び供与に関すること。 12. 交通安全対策に関すること。 13. 消防団との連絡調整に関すること。 14. 関係指定地方行政機関等との連絡・調整・災害の発表・広報に関すること。 15. その他いずれの班にも属さない事項に関すること。
建設班	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁、河川等の土木施設における応急的な災害予防及び修理、災害情報の収集に関すること。 2. 町営住宅の保全に関すること。 3. 災害等における都市公園等公共施設の災害情報の収集及び応急措置に関すること。 4. 公社関係の災害情報及び応急措置に関すること。 5. 応急仮設住宅に関すること。
水道班	水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道関係施設の災害情報の収集に関すること。 2. 水道施設の応急修理・保全に関すること。 3. 災害時における飲料水の供給等に関すること。 4. 公共下水道施設の保全に関すること。 5. 農業集落排水施設の保全に関すること。
商工班	産業課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工関係の災害情報の収集に関すること。

		2. 商工関係業者に対する災害応急措置に関すること。 3. 被害に対する金融対策に関すること。 4. 観光施設の災害情報の収集に関すること。
救護衛生班	住民課 健康課 福祉課 会計課	1. 救護班の編成に関すること。 2. 被災者の医療助産に関すること。 3. 救助施設・物資の保管・管理に関すること。 4. 医療機関との連絡に関すること。 5. 防疫業務に関すること。 6. 救急薬品等の確保に関すること。 7. 奉仕団、救援金等に関すること。 8. 更生資金等の貸与に関すること。 9. 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 10. 救援災害ボランティアの受入れ・調整に関すること。 11. 保育所施設の被害調査、応急対策に関すること。 12. 保育児童の安全確保に関すること。 13. 墓地埋葬に関すること。 14. ごみ・し尿に関すること。
農林班	産業課 農業委員会 事務局	1. 農林業関係の災害情報の収集及び被害農作物の応急措置に関すること。 2. 農林業施設関係の災害情報の収集及び応急修理に関すること。 3. 被害に対する金融対策に関すること。 4. 家畜防疫に関すること。 5. 家畜飼料の供給に関すること。 6. 被害農家の応急対策に関すること。
教育班	教育課	1. 教育関係災害の情報収集に関すること。 2. 教育施設等の被害応急措置に関すること。 3. 関係機関への連絡に関すること。 4. 児童生徒の避難指示等に関すること。 5. 災害時における児童・生徒の応急教育に関すること。 6. 文化財の保護対策に関すること。 7. 災害時における教育施設の被害住民緊急受入に関すること。 8. 災害時における給食施設緊急利用に関すること。
消防（水防）団		1. 被害防除に関すること。 2. 被害者の救助活動に関すること。 3. 災害時における防災活動に関すること。 4. 水防活動に関すること。

（5）任務の分担

- ① 対策本部各班の班長は、本部長の命を受けて班内の事務又は業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- ② 班ごとの任務分担は、事務又は業務を遂行するための具体的な処理方法等を協議し、各職員の責任分担を定めておく。
- ③ 各班長は、次の警報の一つ以上が町の地域に発せられたときは、その状況により災害対策本部の設置に備え、所要の措置をとる。この場合の班員の配備等については、あらかじめ計画し所属班員に徹底しておく。

- | | | | |
|--------------------------|-------|--------|------------|
| ・大雨警報 | ・洪水警報 | ・暴風雪警報 | ・大雪警報・暴風警報 |
| ・その他異常現象等による警報又はこれに類するもの | | | |

第2 職員の非常参集

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の動員体制は、次のとおりとする。

1 職員動員体制

(1) 動員基準

区分	動員基準	配備体制
初期動員	気象警報（大雨・洪水・暴風等）の発令、又は台風が本県を通過するおそれがあり、警戒の必要があるとき。	各班の職員のうち、情報連絡活動等を円滑に行いうる必要最小限度の配備とし、状況に応じて速やかに1号動員に切り替えうる態勢とする。
第1号動員	気象警報（大雨・洪水・暴風等）が発令され、災害が発生するおそれがあるとき。	各班の必要最小限度の所要人員を持って災害に対する警戒態勢をとり、あわせて小規模災害が発生した場合に対処しうる態勢とする。
第2号動員	町内に局地的な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	町内の全地域に中規模災害又は一部の地域において大規模災害が発生した場合に対処しうる相当規模な配備態勢とする。
第3号動員	町内の広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に拡大するおそれがあるとき。	各班の全員を持って大規模災害が発生した場合にただちに完全な活動を行うことができる態勢とする。

(2) 本部要員の動員

災害対策本部設置における要員の動員は、原則として次のとおりとする。

予備動員	総務課長、総務課庶務係長、総務課行政係長、防災担当
初期動員	予備動員の他、課（局）長、広報担当、総務課員
第1号動員	初期動員の他、課（局）補佐、水道担当、土木担当、都市計画担当、農林業担当、林道担当、福祉担当、環境担当、文化財担当、消防団長、消防団副団長

	長
第2号動員	第1号動員の他、主査、係長
第3号動員	全職員

※消防団招集があった場合、消防団に所属している職員については、原則として消防団活動を優先する。

(3) 緊急登庁職員の指定

災害発生時に職員が車両等による登庁が不能あるいは著しく困難な場合に備え、概ね徒歩30分以内で登庁できる職員の中から、勤務場所に関わることなく緊急登庁職員に指定する。

緊急登庁職員に指定された職員は、町内に風水害等による大規模な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき（災害対策本部設置基準）は、自主登庁し、災害対策本部（本部が設置されていない場合には総務課）に出頭し、災害対策本部長（本部長が登庁していない場合には、副本部長又は上級職員）の指揮を受け、所属する部署の業務に關係なく応急初動措置を行う。

(4) 職員の動員

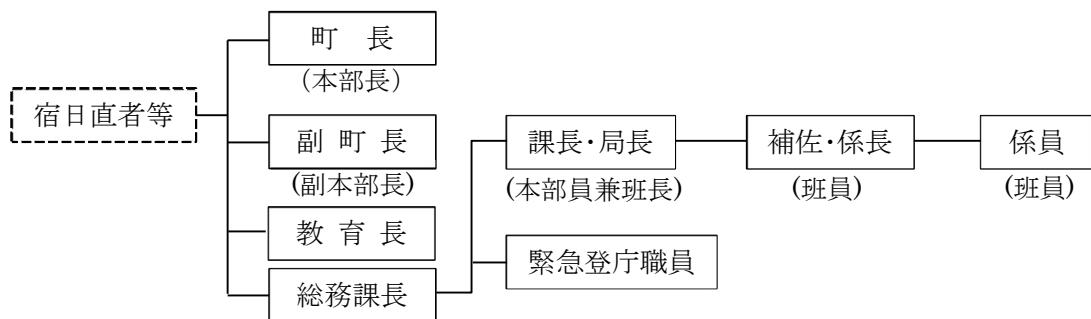
ア 勤務時間中における動員

職員の動員は、本部長の配置計画に基づき、総務課長を通じて課局長（班長）に伝達するとともに、庁内放送を通じて庁内各職員に伝達する。

出先機関については、所管の課長（班長）に伝達する。

イ 勤務時間外における動員

土日祝日や夜間等の通常勤務時間外においては、宿日直者等が次の順序で電話又はメール等により速やかに伝達し、本部長は要員の確保に努める。



2 動員の方法

(1) 動員の伝達

本部員（班長）は、動員職員の動員順位及び連絡の方法について、計画しておく。

(2) 登庁場所

勤務時間外において、動員の伝達を受け、あるいは自主登庁する職員は、甘楽町役場又は自己の勤務場所に登庁する。

(3) 登庁の方法

登庁にあたっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩、自転車又はオートバイ等の活用に配意すること。

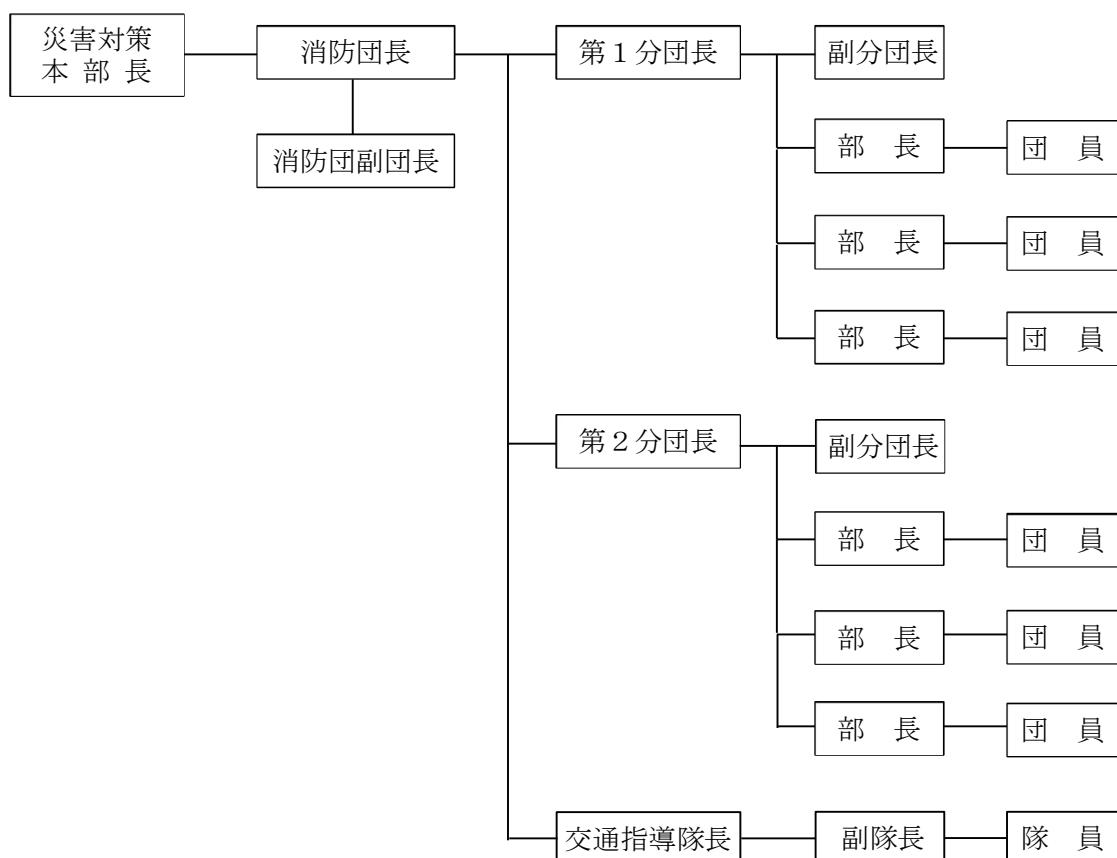
(4) 登庁時の留意事項

ア 登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途中における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・総務班に報告すること。

イ 携帯電話を所持する職員は、被害等の状況を簡単な説明とともに写真を総務課宛送信すること。

3 消防団に対する伝達及び出動

配備体制についての消防団への伝達は、次の伝達系統に従い行う。



●資料4-5 消防団責任分担区域 [p. 281]

(1) 消防団等の出動

災害時には、消防団は定められた伝達系統に従い、最も迅速な方法により出動する。

(2) 応急復旧従事の始期・終期

消防団の応急復旧従事の始期・終期は、本部長の指示に基づき従事する。

なお、消防団が出動した場合、公務災害補償の関係が生じるので記録は明確にしておく。

第3 広域応援の要請

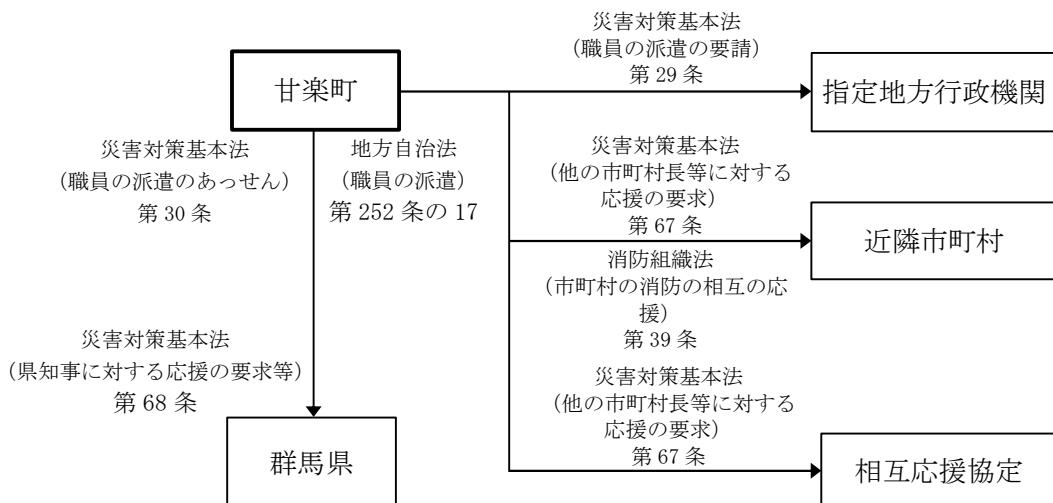
災害時において、町は、指定地方行政機関及び他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ円滑化を図る。

1 相互応援協定等の締結

町は、災害時における応急対策の万全を期するため、災害対策基本法第67条に基づき、隣接市町村等と相互応援協定の締結に努める。

また、大規模な風水害等による同時被災を避けるため、遠方の市町村との協定締結も検討する。

さらに、消防機関からの応援を必要とするときは、あらかじめ締結した協定又は消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づき応援要請をする。



2 応援要請

(1) 知事に対する応援要請（災害対策基本法第68条）

町長は、知事に対し応急措置等の応援要請を行う場合は、知事（富岡行政県税事務所長）に対して、次に掲げる事項を、県防災無線又は電話により要請し、事後すみやかに文書をもって要請する。

なお、緊急を要する場合は、直接、知事（危機管理室）に要請し、事後すみやかに行政県税事務所を経由して、文書で要請する。

ア 災害救助法の適用を要請する場合

- ① 災害発生の場所及び日時
- ② 災害発生の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間

⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

⑥ 連絡責任者名

⑦ その他必要となる事項

イ り災者の移送を要請する場合

① 移送を要請する理由

② 移送を必要とするり災者の数

③ 希望する移送先

④ 他の地区へ収容を要する予定期間

⑤ 連絡責任者

⑥ その他必要となる事項

ウ 県各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請

① 災害の状況及び応援を要する理由

② 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量

③ 応援を必要とする活動内容

④ 応援の場所及び応援場所への経路

⑤ 応援を必要とする期間

⑥ 連絡責任者

⑦ その他必要となる事項

(2) 他の市町村に対する応援要請（災害対策基本法第 67 条、消防組織法第 39 条）

町長は、他の市町村長に応急措置等の応援要請を行う場合は、次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請する。

ア 災害の状況及び応援を要する理由

イ 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量

ウ 応援を必要とする活動内容

エ 応援の場所及び応援場所への経路

オ 応援を必要とする期間

カ 連絡責任者

キ その他必要となる事項

●資料 2－1 災害時の相互応援協定（富岡市）[p. 197]

●資料 2－2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定（東京都北区）[p. 199]

●資料 2－5 富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書（富岡市、下仁田町、南牧村）[p. 204]

(3) 民間団体等に対する応援要請（災害対策基本法第 62 条第 2 項）

町長は、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者又は応援締結団体等に応援要請を行う場合は、次に掲げる事項を電話又は口頭で要請し、事後すみやかに文書をもって要請する。

災害対策基本法第 62 条第 2 項等の規定に基づき、公共的団体及び防災上重要な施

設の管理者又は応援締結団体等に応援要請を行う場合は、次に掲げる事項を電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請する。

ア 建設業者等へ応援を要請する場合

- ① 応急仮設住宅の場合
 - a 被害戸数（全焼、全壊、流失）
 - b 建設を必要とする住宅の戸数
 - c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
 - d 応援を必要とする建設業者数
 - e 連絡責任者
 - f その他参考となる事項
- ② 住宅の応急修理の場合
 - a 被害戸数（半焼、半壊）
 - b 修理を必要とする住宅の戸数
 - c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
 - d 応援を必要とする建築業者数
 - e 連絡責任者
 - f その他参考となる事項

3 職員の派遣要請、あっせん要求

（1）国の機関に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）

町長は、指定地方行政機関の長に対して当該指定地方行政機関の職員の派遣要請を行う場合は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第15条の規定に基づく次に掲げる事項について、文書をもって要請する。

なお、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 連絡責任者
- カ その他職員の派遣について必要な事項

（2）県に対する職員の派遣のあっせん要請（災害対策基本法第30条）

町長は、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるときは、災害対策基本法施行令第16条の規定に基づく次に掲げる事項について、文書をもって要請する。

なお、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 連絡責任者
- カ その他職員のあっせんについて必要な事項

(3) 他の市町村等に対する職員の派遣要請

町長は、他の市町村に対し職員の派遣要請を行う場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づく次に掲げる事項について、文書をもつて要請する。

- なお、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。
- ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 連絡責任者
 - カ その他職員の派遣について必要な事項

4 受援体制の確立

- (1) 町は、受援計画を策定するよう努め、また、受援のための連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知する。
- (2) 受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保する。
- (3) 応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

5 連絡調整

県、他の市町村及びその他の機関に応援要請のための連絡、又は求めに対する調整は、総務班があたり、受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。

6 派遣職員の経費負担

県及び他市町村並びにその他の関係機関の応援要請に係る派遣職員の経費負担については、災害対策基本法第 32 条、同第 92 条及び同施行令の定めるところによる。

なお、災害時における相互応援協定及び覚書等を締結している市町村においては、協定等の定めるところによる。

7 撤収要請

町長は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

●資料2 協定一覧表[p. 195]

第4 自衛隊への災害派遣要請

災害応急対策実施のため、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要する場合の手続きを定める。

1 要請する災害

災害時における人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が町等において不可能又は困難であるため、自衛隊による活動が必要である、若しくは効果的である場合とする。

2 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
- (4) 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- (5) 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防本部に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県、町及び消防本部の提供するものを使用する。
- (6) 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
- (7) 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病害虫防除等の支援被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県、町及び消防本部の提供するものを使用する。
- (8) 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 被災者に対し、給食及び給水を実施する。
- (10) 被災者に対し、入浴支援を実施する。
- (11) 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (12) 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(13) その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事(危機管理課)に要求する。
- (2) (1)の要求は、文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。
- (3) 市町村長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。
- (4) 町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知する。
- (5) 町長は、(4)の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知する。

【第12旅団長への通知、連絡先】

送付先	所在地	電話番号
第12旅団司令部 第三部防衛班	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	0279-54-2011 内線 2286・2287、2208(夜間) 防災行政無線 71-3242

●資料6-6 自衛隊災害派遣要求様式[p.310]

4 派遣部隊の受入れ

- (1) 町における派遣部隊の宿泊施設は、町有施設等を充てる。
- (2) 町における派遣部隊結集地の候補地(ヘリポート)は、以下のとおりとし、状況により他の場所を選定する。

施設名	所在地	発着位置
甘楽総合公園	甘楽町大字小幡地内	グランド
琴平山運動公園	甘楽町大字秋畑地内	運動場
甘楽ふれあいの丘	甘楽町大字白倉地内	陸上競技場

●資料4-7 ヘリポート予定地[p.285]

5 自衛隊の自主派遣

- (1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書きの規定に基づ

き、当該要請を待たないで部隊等を派遣（以下「自主派遣」という。）する。

（2）自主派遣の基準は、次のとおりとする。

- ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ 航空機の異常を察知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合
- エ その他、災害に際し、前記に順じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

（3）第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。

（4）第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

6 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

（1）警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第3項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

（2）応急公用負担等（災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項）

- ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

- ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管するか、又は、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等に差し出さなければならない。
- オ その他手続きについては、災害対策基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等（災害対策基本法第65条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

7 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出にあたっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠であるため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて県の現地災害対策本部又は町災害対策本部に県、警察署、町、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保する。

8 派遣要請後の変更手続

町長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続きを行う。

9 派遣部隊等の撤収要請

町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事（危機管理課）に対し、文書で撤収の要請を要求する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

10 費用負担区分

- (1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた町が負担する。
 - ア 宿泊施設の借上料
 - イ 宿泊施設の汚物処理費用
 - ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
 - エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた町と自衛隊が協議して定める。
- (3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定める。

第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

第1 気象予報の収集・伝達

気象業務法関係法令に基づき発表される注意報・警報の関係機関及び住民への迅速かつ正確な通報伝達体制等は、本計画の定めるところによる。県及び前橋地方気象台は、住民の自発的な避難判断等を促すため、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を警戒レベルとの関係が明確になるよう5段階の警戒レベル相当情報として発表する。住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うため、これらの情報の収集と関係機関及び住民への迅速な伝達が重要である。

1 体制の整備

町は、注意報・警報等の受信伝達が迅速かつ的確に行われるよう、体制を常時整備しておく。

2 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、群馬県内の市町村ごとに発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び概要

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類は、次表のとおり。

【特別警報・警報・注意報の概要】

現象の種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

【特別警報の発表基準】

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

【特別警報・警報・注意報の種類と概要】

警報等の種類	概 要
特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当
	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雪特別警報
	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風特別警報
	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風雪特別警報
警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」

	による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

●資料4-4 気象警報・注意報の種類及び発表基準[p. 274]

(2) 特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は、市町村となっている。大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北部	利根・沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
	吾妻地域	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
南部	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町
	伊勢崎・太田地域	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、 甘楽町

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

前橋地方気象台が気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要是、次表のとおり。

【警報の危険度分布等の種類と概要】

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

（4）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部または北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。大雨に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

3 気象業務法に基づく府県気象情報等

(1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表する。

(2) 記録的短時間大雨情報

当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、より一層の警戒を呼びかけるよう、気象情報の一種として発表する（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測又は解析した場合）。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

4 消防法に基づく火災気象通報

(1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県（危機管理課）に通報する。

(2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行う。

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。（乾燥注意報の発表基準と同じ。）

イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。）

(3) 火災気象通報は、注意報・警報の発表区分に従い、市町村単位での通報とする。

5 消防法に基づく火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発する。

6 水防法に基づく洪水予報・水防警報

群馬県水防計画の定めるところによる。

7 気象業務法、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報

群馬県（砂防課）と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

土砂災害警戒情報が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

8 住民等への周知方法

町は、県等関係機関から警報等の伝達を受けたとき、又は異常現象を承知したときは、次の方法により住民及び関係機関に周知するとともに、その対策をすみやかに実施する。

- (1) 県及び関係機関と緊密に連絡を取るとともに、テレビ・ラジオ放送には特に注意し、的確な気象情報の把握に努め、その対策に万全を期する。なお、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、直ちに住民等に周知する。
- (2) 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を考慮して、火災警報を発する。なお、火災警報を発したときは、消防計画の定めるところにより、必要な措置をとる。
- (3) 警報等を住民及び関係機関に周知するときは、予想される災害の事態及びこれに対する措置についても徹底する。
- (4) 警報等の周知は、おおむね次の方法により行う。
 - ア 防災行政無線
 - イ 広報車
 - ウ サイレン、警報
 - エ 一般の加入電話、携帯電話（緊急速報メール、甘楽町安全安心メール）
 - オ 伝達組織（区長等）
 - カ 甘楽町公式 SNS

9 勤務時間外等における通報伝達

町は、勤務時間外等に通報伝達される警報及び火災気象警報等の通達が、迅速、かつ的確に行われるよう常時体制を整備する。

なお、伝達系統は 第3章 第1節 第2「職員の動員」に定めるところによる。

10 異常現象発見の措置

町地域内において豪雨、激しい突風、河川の著しい増水、頻繁地震等の異常な気象現象を発見した場合は、次の方法によりすみやかに関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、すみやかに自己又は他人により、町長もしくは警察官に通報する。

(2) 警察官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、すみやかに富岡警察署長に報告し、富岡警察署長が町長に通報する。

(3) 町長の通報

上記(1)及び(2)によって異常現象を承知した町長は、次の機関にすみやかに通報又は連絡する。

ア 前橋地方気象台

イ その他異常現象に関係のある隣接市町村

ウ 行政県税事務所、土木事務所等その地域を管轄する異常現象に関係のある県の出先機関

(4) 通報を要する異常現象

ア 強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等の著しく異常な現象

イ 急傾斜地等で湧出、地割れ等の地形変化

ウ 涌泉の新生あるいは枯渇、量、臭、色、温度の異常等顕著な変化

エ 頻発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）

(5) 通報手段

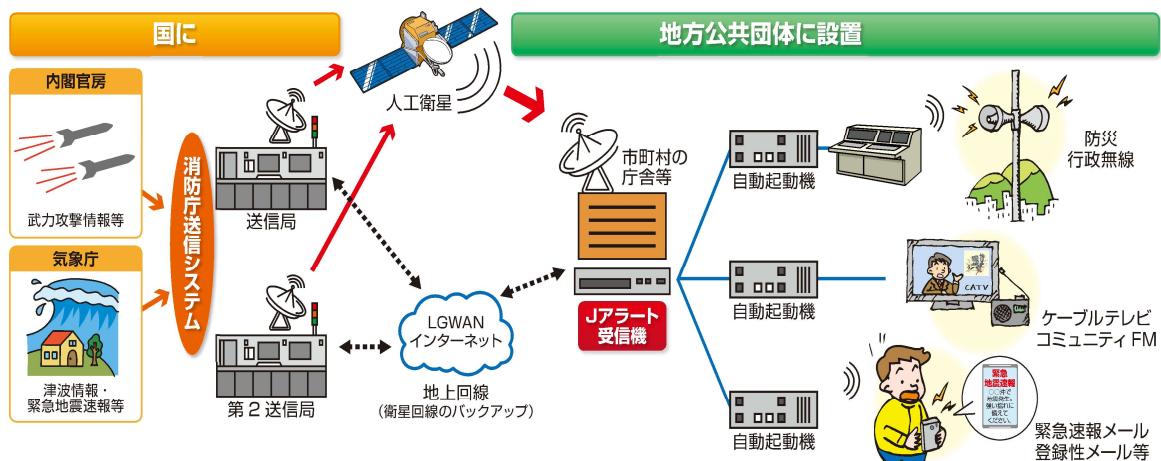
通報は、電話・FAX・電子メール等の手段により行う。

11 気象注意報・警報等の伝達協力

気象注意報・警報等の通報伝達にあたっては、各防災関係機関は当該気象注意報・警報等が速やかに関係者に到達するよう相互に協力する。

12 全国瞬時警報システム（J－ALERT）における伝達系統

緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合、J－ALERT（Jアラート）によって、防災行政無線から住民に対して瞬時に情報伝達される。



資料：「J-ALERT リーフレット」（総務省消防庁）

第2 災害情報の収集・報告

被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報の調査、収集あるいは、報告の取扱いは、本計画に定めるところにより実施する。

1 災害情報取扱責任者

町は、災害情報の報告等が迅速かつ的確に処理できるよう災害情報取扱責任者を定めておく。

2 被害等の調査

（1）被害等の調査は、次に掲げる班が被害状況を収集・把握し、隨時総務班に報告する。

調査事項	調査班	協力団体等
総合調整	総務班	区長、消防団
人的被害	総務班	区長、消防団
家屋被害	総務班	区長、消防団
医療関係被害	救護衛生班	医師会、環境保健協会
社会福祉施設関係被害	救護衛生班	各施設の長、民生委員
防疫衛生環境被害	救護衛生班	環境保健協会
公共土木施設関係被害	建設班	区長、消防団
農業土木施設関係被害	建設班	区長
農業・林業・畜産関係被害	農林班	農業共済組合、農業協同組合、森林組合
商工業関係被害	商工班	商工会
上水道関係被害	水道班	
下水道関係被害	水道班	

学校教育関係施設被害	教育班	各施設の長
社会教育関係施設被害	教育班	各施設の長
文化財関係被害	教育班	所有者・管理者
町有財産被害	総務班	
火災・水害関係被害	消防署・ 消防（水防）団	区長

(2) 被害状況の調査にあたっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱ろう、重複調査のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整すること。

総務班は、各調査班、消防団、区長等からの被害状況を確実に受領・整理し、本部長に報告する。

(3) 安否不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町内で安否不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

3 災害情報の報告

町における災害情報の報告は、次による。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ この際、行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

① 災害概況即報

災害の発生を覚知後 30 分以内に「火災・災害等即報要領」第 4 号様式（その 1）（災害概況即報）により報告する。

② 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）（被害状況即報）により報告する。

報告の頻度は次による。

- a 第1報は、被害状況を確認し次第報告
- b 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。
- c 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

③ 災害確定報告

応急対策が終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」（災害確定報告）により報告する。

④ 記入要領

- a 死者、行方不明、重傷、軽傷-----人数
- b 住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水-----棟数、世帯数、人数
- c 非住家被害のうち公共建物、その他-----名称
- d その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水-----面積
- e その他のうち文教施設、病院、清掃施設-----名称
- f その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通-----名称、場所
- g その他のうち水道、電話、電気、ガス-----戸数・回線数
- h その他のうちブロック塀等-----箇所数
- i 火災のうち建物-----棟数
- j 火災のうち危険物その他-----名称

（2）災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

（3）被災現場の画像情報の共有

町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

4 被害認定基準

被害認定基準（災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告）は、次による。

（1）人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実の居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

ウ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住宅の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

エ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな被害は除く。

オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。

カ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に居住していたときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。

エ 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたものののみを記入する。

(4) その他

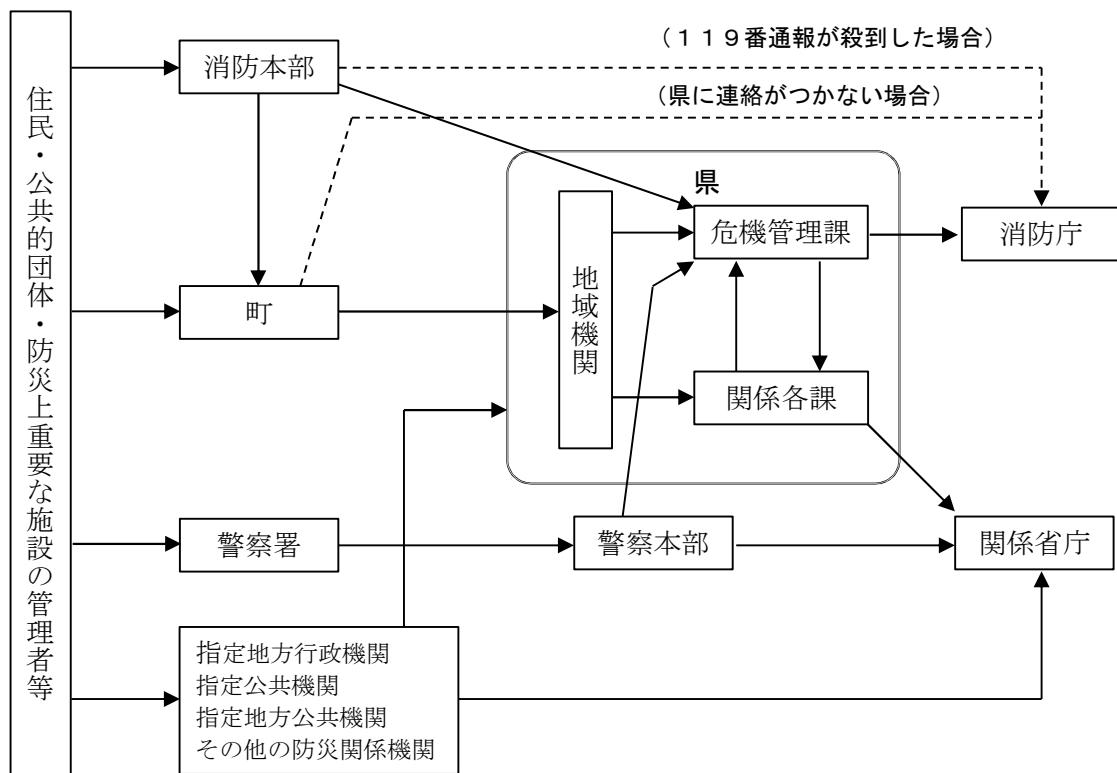
- ア 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- イ 「田の冠水」とは、稻の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- ウ 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- エ 「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。
- オ 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
- カ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- キ 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
- ク 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。
- ケ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- コ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- サ 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- シ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- ス 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- セ 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- ソ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- タ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- チ 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- ツ 「り災者」とは、り災世帯の構成員。

(5) 被害金額

- ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
- オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

5 被害状況等の報告系統

【情報連絡系統図】



●資料 6-1 風水害・地震災害等報告様式 [p. 301]

第3 通信手段の確保

災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡、気象予報・警報の伝達を迅速に行うが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

町は、災害発生後直ちに防災行政無線等の情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに配置する。また、孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

●資料5-1 防災行政無線一覧表 [p. 298]

2 電気通信事業者による重要通信の確保

電気通信事業者は、被害により電話が不通になるなど、通信障害が発生したときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとし、併せて、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、町に対して情報提供する。

●2-24 災害時における相互協力に関する基本協定 [p. 237]

3 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧時に必要な重要通信を確保するためにNTT東日本（株）群馬支店及び（株）NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者であらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。

●資料5-2 災害時優先電話 [p. 300]

4 アマチュア無線の活用

アマチュア無線クラブ等に対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め、組織化することにより協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連絡のもとに活用し、通信手段の確保・運用を行う。

●資料2-11 災害時非常無線通信の協力に関する協定書 [p. 214]

5 すべての通信が途絶した場合の措置

災害によりすべての通信が途絶した場合は、次により措置する。

- (1) すべての通話が途絶した場合の通話は、使者を派遣して行う。
- (2) 消防無線移動局を災害現地に派遣し、通信の確保を図る。
- (3) NTTの衛星通信移動車を確保依頼し、通信の確保を図る。

第3節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 災害広報・広聴体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、災害広報・広聴体制の整備充実を図る。

1 広報活動

次の方法により住民等に災害広報を行う。

(1) 広報内容は、概ね次のとおりとする。

【広報内容】

ア 警戒段階

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| ① 気象・水象状況 | ⑧ 公共交通機関の運行状況 |
| ② 河川情報 | ⑨ ライフラインの状況 |
| ③ 各種警報 | ⑩ 医療機関の活動状況 |
| ④ 避難情報 | |
| ⑤ 災害対策の状況（対策本部、水防活動、通行規制の状況・予定等） | |
| ⑥ 被害状況（浸水、土砂災害等） | |
| ⑦ 道路交通状況（渋滞、通行規制等） | |

イ 災害発生直後（災害発生時から3日目まで）

- | | |
|--------------------|-------------|
| ① ライフラインの被害状況と復旧見込 | ⑥ 教育関連情報 |
| ② 仮設住宅の設置、入居の情報 | ⑦ 災害ごみの処理方法 |
| ③ 生活必需品の供給状況 | ⑧ 相談窓口の開設状況 |
| ④ 道路・交通情報 | ⑨ 安否情報 |
| ⑤ 医療情報 | |

ウ 生活再開時（災害発生4日目から10日目まで）

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ① ライフライン被害状況と復旧見込 | ⑥ 教育関連情報 |
| ② 仮設住宅の設置、入居の情報 | ⑦ 災害ごみの処理方法 |
| ③ 生活必需品の供給状況 | ⑧ 相談窓口の開設状況 |
| ④ 道路・交通情報 | ⑨ 被災地からの情報発信（災害規模等） |
| ⑤ 医療情報 | |

エ 復興期（災害発生から10日以降）

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ① り災証明・義援金の受付手続情報 | ④ 復興関連情報 |
| ② 各種減免措置等の状況 | ⑤ 被災地からの情報発信（復興状況等） |
| ③ 各種貸付け・融資制度情報 | |

(2) 広報媒体

広報媒体は、概ね次のとおりとする。

【広報媒体】

- | | |
|----------------|----------------------|
| ① 防災行政無線による放送 | ⑤ 町ホームページ等公式SNSによる配信 |
| ② 緊急速報メールによる配信 | ⑥ 災害広報紙等の発行 |
| ③ 甘楽町安全安心メール | ⑦ 避難所、公共施設等の掲示板 |
| ④ 広報車による巡回放送 | |

2 避難場所での広報活動

町は、避難所担当職員と連携して行う。

広報にあたっては、自主防災組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法等に十分配慮する。

【避難所での広報】

- | |
|-----------------|
| ① 災害広報紙等の配布 |
| ② 避難所広報板の設置 |
| ③ 自主防災組織による口頭伝達 |

3 要配慮者への広報

高齢者、障がい者、外国人等要配慮者が広報内容を理解できるよう、災害ボランティアセンター等の住民組織による伝達などを要請し、手話通訳や外国語通訳ボランティアによる相談や広報などを実施する。

4 報道機関への発表

(1) 記者発表

町は、掲示板への情報提供や定期的な記者発表を行い、情報及び必要な資料を提供する。

(2) 取材活動への要請

町は、取材殺到により町の災害対策活動に支障がある場合は、幹事社等による代表取材のみとし、関係者以外の災害対策本部内への立入及び取材を原則禁止するよう要請する。

また、避難者への取材は、個人情報に配慮するよう要請する。

5 情報の入手が困難なものへの配慮

町は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

6 広聴活動

町は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行う。

7 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

第1 災害の拡大防止と二次災害の防止対策

1 警戒・防ぎよ活動

(1) パトロール

町は、河川管理者、消防団、警察署からの情報により、町内の浸水や土砂災害等の状況を把握する。災害発生の危険がある場合は、付近住民への呼びかけ、通行の制限等を行う。

また、浸水、土砂災害等を発見した場合は、被災者の有無を確認し消防等へ通報する。

(2) 水防活動

町及び消防団は、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに応急措置を行う。河川管理者、農業用用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合、適切な措置を行う。

2 浸水被害の拡大防止

町は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、排水対策を実施する。

河川管理者及び農業用用排水施設管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行う。

3 土砂災害の拡大防止

県及び町は、専門技術者等を活用して土砂災害や山地災害等の危険性がある箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、警戒や避難について適切に対処する。

また、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去等の応急対策を行う。

4 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずる。

5 雪害の拡大防止

道路管理者は、積雪による交通事故の発生を防止するため、道路の除雪を実施する。

町は、積雪による交通の混乱を軽減するため、行政区に対し、必要に応じた支援に努める。

特に、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する場合においては、民生委員、区長、消防団等との連携により支援できるよう調整する。

6 被災宅地の二次災害対策

(1) 危険度判定実施本部の設置

町は、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

(2) 危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るため被災宅地の危険度判定を行い、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を行う。

7 空家の二次災害対策

町は、災害時に適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有する。

第5節 救助・救急及び医療活動

第1 救助・救急活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

大規模災害時における救助・救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

1 町による救助・救急活動

町は、消防本部、警察署及び管内駐在所、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を 第3章 第1節 第3「広域応援の要請」及び 第4「自衛隊への災害派遣要請」により行い、住民の安全確保を図る。

2 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

(1) 大規模災害の発生直後は、道路の破損等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなど救助・救急活動を行うよう努める。

(2) 救助・救急活動に必要な資機材は、自ら所有する資機材を使用するほか、県行政県税事務所等の資機材の貸し出しを受ける。

(3) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力する。

3 消防機関による救助・救急活動

消防本部及び消防団は、次の要領で救助・救急活動を実施する。

(1) 救助・救急活動の原則

- ア 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。
- イ 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- ウ 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- エ 重機類等資機材を有効に活用する。
- オ 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連携を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

(2) 活動要領

ア 救助対象の状況把握

消防本部及び消防団は、次の事項について被災地域の情報を収集し、実態の把握に努める。

- ① 医療機関の被害状況及び道路、橋梁等の被害状況に伴う危険度
- ② 建築物の倒壊状況
- ③ 多数の負傷者及び要救助者が発生した地域
- ④ 車両部隊の出動可否と通行可能道路
- ⑤ その他救助、救急活動上必要な事項

イ 救助活動

救助隊を編成し、被害状況等を考慮し、緊急度に応じて救助現場に派遣する。

ウ 傷病者の搬送

災害状況及び通行可能道路並びに医療機関等の収容可否を総合的に判断し、医療機関等に搬送する。搬送した傷病者及び病床数については、常に把握し搬送に支障のないように努める。

また、道路等の途絶により救急車等による搬送が困難な場合は、ヘリコプターの出動を県に要請する。

エ 道路障害等により救急車が出動不可能時の活動

担架隊を編成し、重傷者を優先して救護所又は安全な場所へ搬送する。要搬送者が多数の場合は、付近住民の協力を求める。

オ 重機類の活用

協定に基づき、建設業協会等に重機の出動を求める。

●資料2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 211]

●資料2-26 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 241]

4 応援要請

消防本部は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう知事（消防保安課）に求める。

●資料2-4 群馬県防災航空隊支援協定[p. 202]

●資料2-5 富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書[p. 204]

5 関係機関の連携

消防本部、警察署、自衛隊、県、町及び消防団は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。

第2 医療活動

1 被災地域内の医療機関による医療活動

被災地域内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行う。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討にあたっては、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送にあたっては、必要に応じ、町又は県（消防保安課又は医務課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置する。
- (2) 町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請する。
- (3) 救護班を編成した場合は、その旨を県（医務課）に連絡する。

3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施す。

4 トリアージの実施

傷病者の治療にあたっては、トリアージ（治療の優先順位の決定）を行い、傷病者ごとに治療を行う救護所・医療機関を振り分ける。軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等で治療を行う。

5 被災地域外での医療活動

- (1) 町又は被災地域内の医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能

を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内の医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県（医務課）に求める。

(2) 後方支援医療機関への傷病者の搬送については、ヘリコプターを活用するとともに、車両で搬送する場合は、緊急通行車両として県（危機管理課）及び県警察に特段の配慮を求める。

【災害拠点病院】

基幹災害拠点病院	前橋赤十字病院
地域災害拠点病院	群馬県済生会前橋病院、日高病院、公立藤岡総合病院、 公立富岡総合病院、原町赤十字病院、桐生厚生総合病院、 太田記念病院、国立病院機構沼田病院、利根中央病院、 伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院、 国立病院機構渋川医療センター、 国立病院機構高崎総合医療センター、公立館林厚生病院、 群馬中央病院、群馬大学医学部附属病院

6 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関又は救護所の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、町又は県（薬務課）に手配を要請する。
- (2) 町又は県（薬務課）は、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請する。

7 慢性疾患患者等への対応

町は、人工透析患者等の慢性疾患患者への医療を確保するため、人工透析患者等の把握、対応可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保

1 交通状況の把握

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、町は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び警察署に連絡する。

2 交通規制等の実施

(1) 警察の交通規制

警察署は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県（道路管理課、危機管理課）及び市町村と協議の上、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間（以下「通行禁止区域等」という。）を決定し、交通規制を実施する。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接警察署の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 町の交通規制

町は、町管理道路について、道路法第46条第1項に基づき、道路の浸水、土砂の堆積、破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。その場合は、警察署にその旨を連絡する。

(3) 交通指導員による交通整理

町長は、警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることができる。

●資料2-3 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書[p.201]

3 路上の車両等の撤去

(1) 警察による措置

警察官（警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官）は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移転させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じる。

この命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官（警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官）は、自ら当該措置をとる。

(2) 道路管理者による措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

●資料4-8 緊急輸送道路[p.285]

4 道路の応急復旧

道路管理者は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

町は、町管理道路について、警察署と連携して危険な道路の通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁に対する応急措置を行う。

(1) 被災状況の把握

あらかじめ定めた道路パトロール区分図に基づき所管内の道路パトロールを行い、道路・橋梁及び占用物件の被災状況を把握する。

(2) 道路上の障害物の除去

路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合には、建設業協会等に出動を依頼して障害物の除去を行い、迅速に通行を可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

(3) 道路・橋梁の復旧対策

緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、道路管理者及び占用者と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

●資料2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p.211]

●資料2-26 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p.241]

5 ヘリポートの確保

町は、航空輸送の必要がある場合は、開設予定箇所の状況を把握して、臨時ヘリポートの開設場所を決定し、その周知徹底を図る。

また、被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行う。

●資料4-7 ヘリポート予定地[p.285]

6 輸送拠点の確保

町は、県が定める緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、最も適切な場所に輸送拠点を開設するとともに、関係機関、住民等にその周知徹底を図る。

また、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効果的な収集配

送が行われるよう、職員を配置して管理する。

●資料 4-9 輸送拠点 [p. 285]

第2 緊急輸送

町は、関連機関と連携し、次により輸送手段を確保する。

1 輸送手段の確保

(1) 自動車の確保

町は、自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げることとするが、その確保は次の順序による。

- ア 町及び災害応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体等の車両等
- ウ 営業用車両等
- エ その他の自家用車両等

(2) 鉄道の確保

町は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(3) ヘリコプターの確保

町は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊機の派遣等、ヘリコプターの運航を要請する。

2 調達方法

(1) 庁用車両の配車

災害時における庁用車両の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務班が行い、各班は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは次の事項を明示して、総務班に依頼する。

- 総務班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。
- ア 輸送区間及び借上期間
 - イ 輸送量及び台数
 - ウ その他必要事項

(2) 車両の借上げ

各班からの要請等により庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は、直ちに公共的団体の所有する自動車又は町内運送関係業者等に協力を依頼し調達を図る。

なお、特殊車両については、建設班又は水道班が町内建設業者等から調達を図る。

(3) 応援要請

町内で車両の確保が困難な場合は、必要により（一社）群馬県トラック協会等に対し協力を要請するとともに、近隣市町村又は県に応援を要請する。

●資料2－28 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書 [p. 244]

3 費用の基準及び支払い

- (1) 運送関係業者等による輸送又は車両等の借上げは、通常の料金による。
- (2) 自家用車等の借上げについては、借上げ謝金として、運送関係業者等に支払う料金の範囲内で町が所有者と協議して定める。
- (3) 官公署及び公共的団体所有の車両使用については、無料又は燃料費程度の費用とする。

4 災害救助法による輸送の基準

災害時の輸送のうち災害救助法に基づいて支出し得る輸送費の範囲は、次に掲げる場合の輸送とする。

- (1) 被災者の避難のため
- (2) 医療及び助産のため
- (3) 被災者救出のため
- (4) 飲料水供給のため
- (5) 救助用物資の輸送のため
- (6) 死体の捜索及び処理のため

5 輸送上の注意事項

災害時の輸送にあたっては、次の事項に留意して行う。

- (1) 自動車等の借上げにあたっては、被災地に近い地域で確保すること。
- (2) 災害輸送にあたっては、輸送責任者を同乗させる等の措置をとること。
- (3) 自動車の確保にあたっては、運転者を含め借上げ（雇上げ）すること。

6 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事（危機管理課・行政県税事務所）又は県公安委員会（警察本部・警察署）は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行う。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認にあたっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分する。

ア 第1順位の対象車両

- ① 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- ④ 医療機関に搬送する重傷者

⑤ 交通規制に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

⑥ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

⑦ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

① 食料、水等生命の維持に必要な物資

② 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送

③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

① 災害復旧に必要な人員及び物資

② 生活必需品

これらを輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認手続き

町は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両確認申出書」を県又は公安委員会に提出する。

県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付する。

また、交付された標章は、助手席側のフロントガラス内側上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

●資料4-8 緊急輸送道路[p.285]

●資料6-7 緊急通行車両確認申出書、証明書及び標章[p.311]

第7節 避難収容活動

第1 避難誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示等の発令、誘導等を実施することにより住民等の生命、身体等を災害から保護するため、速やかに避難誘導する。

1 避難指示等の発令

- (1) 町長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行う。
- (2) 町は、住民に対する避難指示等の発令に当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。
- (4) 町長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。
- (5) 町長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行う。
- (6) 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表1のとおりとする。また、避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりとする。
- (7) 町長は、避難指示等の対象地域、判断時期等について、その所掌事務に関し、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、助言を求めることができる。

表1

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	町長 (災害対策基本法第 56 条)	・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第 29 条)	・立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	・立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第 61 条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第 4 条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。
緊急安全確保	町長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

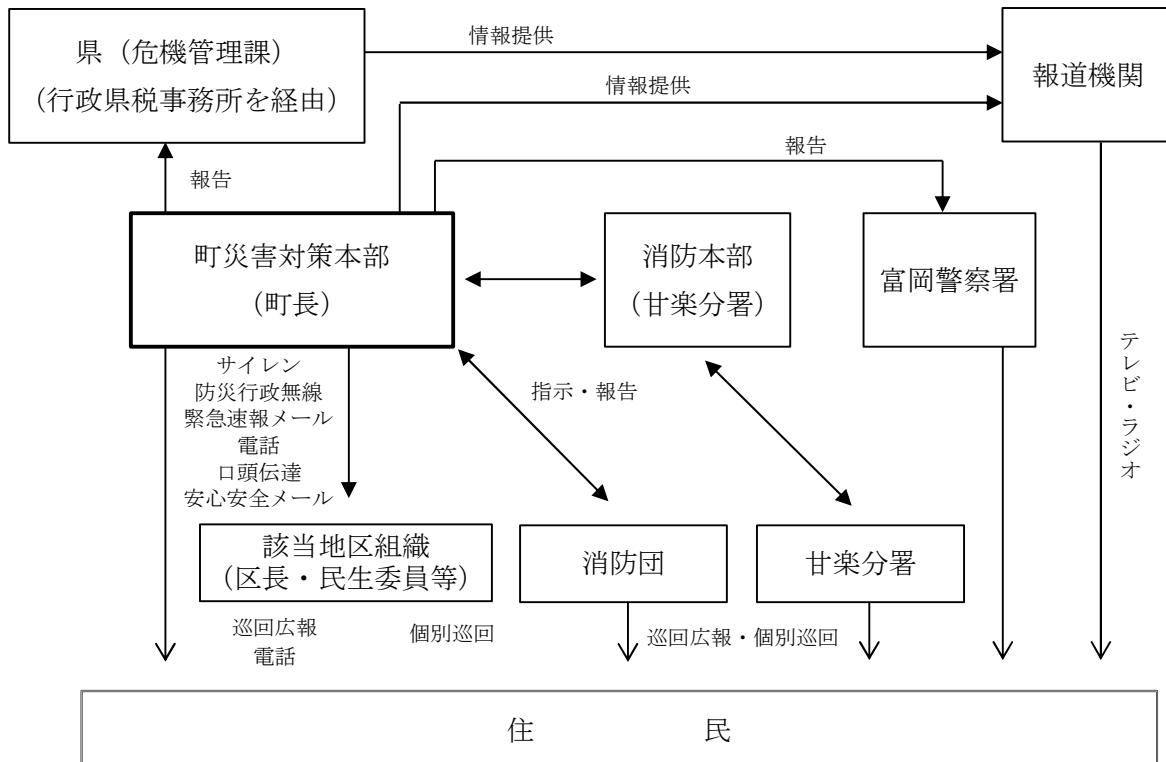
表2

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとつたとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 </p>

（8）避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先（屋内安全確保を含む）
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

(9) 避難指示等は、防災行政無線、甘楽町安全安心メール、緊急速報メール、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送、甘楽町公式SNS等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達する。



(10) 町は、避難指示等を発令したときは、その内容を速やかに県（行政県税事務所を経由して危機管理課）、警察署、消防本部等に連絡する。

●資料4-2 防災関係機関連絡先 [p. 272]

2 避難誘導

(1) 避難誘導

- 町、消防本部、警察署及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行う。
- ア 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。
 - イ 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
 - ウ 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

(2) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。

3 要配慮者への配慮

町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難情報を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

●資料4-12 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）[p. 286]

4 警戒区域の設定

（1）町長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとときは、町長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

（2）警察官による代行措置

（1）の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

（3）自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、（1）の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

（4）町から関係機関への連絡

町は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課）、富岡警察署、消防本部等に連絡する。

第2 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに避難場所に誘導し、人命の確保を図る。また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保しつつ、被災者の精神的な安心を図る。

1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (2) 町は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を総合防災情報システム等により速やかに県（行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、富岡警察署、消防本部等に連絡する。

2 指定避難所の開設

- (1) 町は、災害時に必要に応じて洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。
- (2) 町は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。また、指定避難所を利用する被災者数に応じて、指定避難所の敷地、その他設置しても支障がないと判断される敷地にコンテナモジュール（移動式宿泊施設）による避難所の機能の拡大を図る。
- (3) 町は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県（行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、富岡警察署、消防本部等に連絡する。
- (4) 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認し、指定避難所のライフルラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 町は、避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する管理責任者を配置する。

●資料2-8 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 [p. 209]

●資料2-27 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定 [p. 242]

●資料4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表 [p. 270]

3 避難者に係る情報の把握

町は、指定避難所ごとに別記様式による避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。また、民生委員・児童委員や自主防災組織、消防団、N P O・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努める。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

●資料 6－8 避難者名簿 [p. 313]

●資料 2－17 災害発生時における甘楽町と日本郵便株式会社高崎郵便局及び 甘楽町内郵便局の協力に関する協定 [p. 222]

4 避難者に対する情報の提供

町は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供する。

また、情報提供にあたっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮する。

5 良好な生活環境の確保

（1）町は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

- ア 受け入れる避難者の人数は当該避難場所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の避難場所と調整し適切な受入人数の確保に努める。
- イ 指定避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。
- ウ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。
- エ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
- オ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。
- カ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給の平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。
- キ 入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要となる水の確保に努める。
- ク 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察署や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
- ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのス

ペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(2) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したN P O・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(3) 避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努める。

6 要配慮者への配慮

町は、指定避難所の運営にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行う。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

7 感染症への対応

(1) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(2) 県及び町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

8 在宅被災者への配慮

県及び町は、在宅被災者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮する。

また、町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

9 男女のニーズの違い等への配慮

町は、指定避難所等の運営においては、次により男女のニーズの違いや女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営を行うよう努める。

- (1) 指定避難所運営担当職員に女性を配置する。
- (2) 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (6) トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。
- (7) 性暴力・DVについての注意喚起し、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- (8) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

10 家庭動物への配慮

町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、「甘楽町における人とペットの災害対策ガイドライン」に基づき、ペット同行避難所を活用し、適切に受け入れるとともに、家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

11 車中泊避難者への配慮

町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第3 応急仮設住宅等の提供

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、町営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等に努める。

1 応急仮設住宅の提供

- (1) 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努める。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1ヶ月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 応急仮設住宅の建設にあたっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努める。

●資料4-10 応急仮設住宅設置予定地[p.285]

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

町は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国、県又は関係団体等に調達を要請する。

3 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

4 住宅の応急修理

必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

5 賃貸住宅のあっせん

町は、町営住宅への入居のほか、民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行う。

6 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅等の提供にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮する。

第4 広域一時滞在

広域的かつ大規模な災害が発生し、被災した住民の避難が町内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の他市町村にまで及ぶことが想定される。

被災地域外への広域一時滞在が必要と判断される場合には、協定締結自治体や県に対し、速やかに広域的避難を要請する。

なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、町は、当該市町村へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告する。

1 県内の他の市町村への広域的避難等

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村や相互応援協定締結自治体への広域的な一時滞在及び、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議する。
- (2) 町は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (3) 協議先の市町村が決定した被災した住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知を受けたときは、町は、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告する。
- (4) 町は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。

2 他の都道府県の市町村への広域的避難等

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 町は、相互応援協定締結自治体への広域的な一時滞在又は避難が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議する。
- (3) 町は、協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知を県から受けたときは、速やかに、その内容を公示する。
- (4) 町は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。

●資料2-2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定 [p. 199]

第5 県境を越えた広域避難者の受入れ

甘楽町以外の地域で、広域的かつ大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、町においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるようあらかじめ受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、町内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施する。

1 収容可能な避難施設情報の把握

- (1) 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、その規模等に応じて被災県からの受入要請等に迅速に対応できるよう、支援の可能性を検討する。
- (2) 県からの依頼に基づき、町は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定にあたっては、安全な避難が確保できる施設を選定する。
- (3) 町は、町営住宅への入居のほか、民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等、町内の広域避難に係る総合調整を実施するため「広域避難者受入総合窓口」を設置する。広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告する。
- (2) 町は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

3 広域避難者の受入れ

- (1) 県（総務部）は、被災県及び県内市町村と調整し、受入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定し、市町村に通知する。
- (2) 通知を受けた町は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (3) 被災市町村は、県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。
なお、県と被災県が調整するいとまがない場合は、広域避難者は、開設された県又は県内市町村の広域避難者受入窓口へ連絡し、県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へ移動することとする。
- (4) 県外の相互応援協定締結自治体が被災した場合、町は積極的な情報収集に努め、当

該自治体と直接協議し、町への広域的な避難の要請があった場合には、広域避難者を受け入れる。

(5) 交通手段を持たない広域避難者の移動については、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は町においてバス等の移動手段を手配する。

●資料2－2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定 [p. 199]

4 避難所の運営

(1) 管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等

第3章 第7節 第2 2 (5)、3及び4の規定を準用する。

(2) 良好的な生活環境の確保、要配慮者等への配慮及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

第3章 第7節 第2 5～7の規定を準用する。

(3) 広域避難者に係る情報等の県への報告

避難所において、実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。

(4) 被災県からの情報等の広域避難者への提供

町は、被災県から県を通して提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ隨時提供する。

なお、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

5 被災児童・生徒の受け入れについて

県及び町教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の町内小中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受け入れなどの対応を実施する。

6 避難所の閉鎖

町は、被災県からの要請に基づく避難所の閉鎖の通知を県から受けたときは、速やかに避難所を閉鎖する。

第8節 食料・飲料水・生活必需品等の調達、供給活動

第1 飲料水の供給

災害発生後、速やかに断水状況等の情報収集を行い、避難場所、指定避難所、学校等の給水拠点で給水を開始する。

1 需要量の把握

水道施設の被災・断水状況、指定避難所、病院等の情報を収集し、給水の需要量を把握する。

2 応急給水計画等の作成

(1) 応急給水計画等の作成

町(水道事業管理者)は、被災状況等の情報に基づき、給水方法、給水資材の調達、給水拠点、要員配備等を定めた応急給水計画を作成する。

(2) 水源の確保

町は、浄水場、配水池、耐震性貯水槽設置場所に配備してある浄水機(造水機)、消火栓等の水源を確認し、水補給水源とする。

(3) 飲料水の調達

町は、備蓄している飲料水を放出することとし、保存水の流通業者との協定に基づく優先購入により確保する。さらに飲料水のほか、生活に必要となる水が不足すると見込まれる場合には、県、被災地域外の市町村に対する応援を要請する。

(4) 資機材、車両等の確保

町は、応急給水に必要な資機材、車両等を協定に基づく西毛地域水道事業者協議会に所属する構成市町村のほか、民間会社、水道事業者、県等に要請し確保する。

(5) 給水拠点の周知・広報

町は、給水拠点を設置したときは、災害対策本部等を通じて住民へ広報する。

●資料2-2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定 [p. 199]

●資料2-7 災害時における飲料水の提供に関する協定書(株式会社 伊藤園) [p. 207]

●資料2-10 災害時における生活物資の供給協力に関する協定(株式会社 カインズ) [p. 212]

●資料2-13 災害時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社) [p. 216]

●資料2-14 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書(生活協同組合コープぐんま) [p. 217]

●資料2-15 西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定 [p. 219]

●資料2-30 災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人 コメリ災害対策センター) [p. 249]

●資料4-3 災害備蓄品等備蓄状況 [p. 276]

3 応急給水

(1) 優先給水

町は、断水地区の医療機関、学校、要配慮者利用施設等を優先して給水する。

(2) 給水方法

町は、次の方法で、給水を行い、住民への飲料水等の配給は、持参したポリ容器などに給水し、要配慮者には町で用意した携帯用給水袋により、地域住民の協力を得て可能な限り戸口で給水できるようにする。

なお、給水車等による給水が十分でない場合は、ペットボトル等の保存水を配布する。

ア 給水車による避難場所、指定避難所等での給水

イ 病院・要配慮者利用施設・学校の受水槽への給水

【給水量の基準】

項目	経過日数			
	発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～
目標応急給水量	3リットル／人・日	20リットル／人・日	100リットル／人・日	250リットル／人・日
用途	生命維持に必要な飲料水	調理・洗面など最低生活に必要な水	調理・洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水

4 給水施設の応急復旧

給水施設に被害が発生したときは、必要に応じ、甘楽町指定水道工事店組合及び甘楽町建設業協会、組合等に協力要請し、早急に応急復旧を行う。

●資料2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 211]

●資料2-26 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 241]

5 応急給水資器材の整備

給水車、給水タンク、給水ポリ袋、ポリタンク等、応急給水資器材の整備・備蓄に努める。

第2 食料の供給

災害発生後、町は自らが備蓄している食料を放出するなど、速やかに供給を開始し、不足分は速やかに調達するほか、炊き出しを自衛隊、赤十字奉仕団、ボランティア団体等に要請して実施する。

1 需要量の把握

町は、各指定避難所に常駐する管理責任者からの請求をもとに食料の需要量を把握する。

なお、指定避難所の避難者だけでなく、在宅の被災者を含めた需要量を把握する。

2 食料の確保

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

【食料供給の対象者】

- ① 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③ 孤立集落滞在者
- ④ 旅行者、町内通過者などで他に食料を得る手段のない人
- ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑥ その他、食料の調達が不可能となった人

(2) 食料の調達

町は、備蓄している食料を放出することとし、協定に基づく優先購入のほか、製造・販売業者から購入する。さらに不足が見込まれる場合には、県、被災地域外の市町村に対する応援を要請する。

確保する食料は、おにぎり、パン、弁当、アルファ米食品、ペットボトル飲料等とし、アレルギー除去食品や要配慮者に配慮した食品も供給する。

(3) 政府所有の米穀等の調達

町は、災害救助法が適用され、政府所有米穀の供給が必要と認められた場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県を通じて、応急用米穀の供給を農林水産省に要請する。

●資料2-2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定 [p. 199]

●資料2-10 災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社 カインズ） [p. 212]

●資料2-14 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書（生活協同組合コープぐんま） [p. 217]

- 資料2-2-1 災害時における非常食料品の供給に関する協定書（株式会社 ヨコオディリーフーズ）[p. 231]
- 資料2-2-2 災害時における非常食料品の供給に関する協定書（株式会社 武蔵製菓）[p. 233]
- 資料4-3 災害備蓄品等備蓄状況[p. 276]

3 食料の供給

（1）備蓄食料の供給

食料供給開始までの間は、原則として、住民、事業者自らが備蓄した食料をあてる。

また、各指定避難所担当職員及び自主防災組織は、備蓄倉庫に保管してある備蓄食料を必要に応じ避難者へ供給する。

（2）食料の輸送

食料の輸送は、食料供給業者又は協定運送関係業者等が直接、指定避難所に輸送し、孤立集落へは、ヘリコプターにて輸送する。

また、必要に応じて食料集配拠点を設置する。

（3）食料の配分

各指定避難所担当職員は、指定避難所にて自主防災組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。なお、平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。

（4）炊き出し

避難生活が落ち着いた段階で、パン、弁当等の供給に併せて炊き出しを実施する。

また、自衛隊、赤十字奉仕団、各行政区の自主防災組織、ボランティア団体等に炊き出しを要請するとともに、炊き出しに必要な食材、燃料、調理器具等を確保する。

●資料2-2-8 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書[p. 244]

●資料4-9 輸送拠点[p. 285]

第3 生活必需品等の供給

災害発生後速やかに避難所生活等に必要な生活用品、消耗品等の生活必需品の供給を開始する。

1 需要量の把握

町は、各指定避難所に常駐する管理責任者からの請求をもとに生活必需品の需要量を把握する。

なお、指定避難所の避難者だけでなく、在宅の被災者を含めた需要量を把握する。

2 生活必需品等の確保

(1) 生活必需品等供給の対象者

生活必需品等供給の対象者は、次のとおりとし、このうち特に必要と認められる者に支給する。

【生活必需品等供給の対象者】

- ① 災害により住家に被害を受けた人
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ③ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

(2) 生活必需品等の調達

町は、備蓄物資、備蓄している生活必需品を放出することとし、協定に基づく優先購入のほか、製造・販売業者から購入する。さらに不足が見込まれる場合には、県、被災地域外の市町村に対する応援を要請する。

●資料2-2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定 [p. 199]

●資料2-10 災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社 カインズ） [p. 212]

●資料2-14 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書（生活協同組合コープぐんま） [p. 217]

●資料2-30 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人 コメリ災害対策センター） [p. 249]

●資料4-3 災害備蓄品等備蓄状況 [p. 276]

3 生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の輸送

生活必需品等の輸送は、供給事業者又は協定運送関係業者等が直接、指定避難所に輸送する。孤立集落へは、ヘリコプターにて輸送する。

(2) 生活必需品等の保管

調達した生活必需品等の保管が必要なときは、集配拠点を設置する。

(3) 生活必需品等の分配

指定避難所担当職員は、避難所において、自主防災組織、ボランティア等の協力もとに搬送された生活必需品等を避難者に分配する。なお、平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。

●資料2-28 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書 [p. 244]

4 燃料の供給

町は、燃料の供給が不足した場合、住民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合（富岡甘楽石油協同組合）、群馬県LPガス協会（富岡支部）へ要請する。

総務班は、業務に關係する住民の安全を確保するために特に重要な施設等の燃料不足の状況についての情報をまとめることとする。

町は、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

●資料2-16 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書 [p. 221]

5 救援物資の受入・管理

(1) 集配拠点の設置

町は、救援物資の受け入れのため、集配拠点を設置する。

(2) 救援物資の受入

救援物資は、個人からは受け入れないことを原則とする。

公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

(3) 救援物資の管理

集配拠点では、町が施設を管理者と協力して仕分け、管理を行う。人員が足りない場合にはボランティアを要請する。

●資料4-9 輸送拠点 [p. 285]

第9節 保健衛生・防疫・遺体の処理に関する活動

第1 保健衛生活動

避難所を中心とした被災者の健康保持のためメンタルケア対策等必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する。

また、災害廃棄物等が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に備え、除去及び処理についての対策を図る。

1 被災者の健康の確保

(1) 巡回健康相談

町は、被災者の心身の健康を確保するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に要請し、避難所や被災家庭に、医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師等を派遣する巡回健康相談などを実施する。

(2) 保健師等の応援の要請

町は、巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、保健福祉事務所を通じて、県（健康福祉課）に応援を要請する。

(3) 健康相談等の実施

町は、巡回健康相談等の実施にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

(4) 情報提供

町は、避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行う。

2 食品衛生の確保

町は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

3 し尿の適正処理

(1) し尿処理施設等の応急復旧及びし尿の収集・運搬

町は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努める。

(2) 仮設トイレの設置

町は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホール

ールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置する。また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

(3) 仮設トイレの管理

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努める。

(4) 応援の要請

町は、町内のし尿を処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請する。

4 生活ごみの適正処理

(1) 収集・処理の実施

町は、道路の被災、指定避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。ゴミ排出量が多い場合は、生活ごみ（可燃ごみ）を優先して収集運搬処理する。収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管にあたっては、良好な衛生状態の保持に努める。

(2) 応援の要請

町は、町内の生活ごみを処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとし、県（廃棄物・リサイクル課）は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行う。

5 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理体制の確保

町は、甘楽町災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立する。

町のみでは廃棄物処理が困難な場合、情報提供や技術的な助言等を県に要請するとともに、県、国及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

町は、町内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、県に要請する。

●資料4-11 災害廃棄物仮置場候補地 [p. 286]

(3) リサイクルの徹底

町は、災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を県に要請する。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

町は、障害物の除去にあたっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

6 災害時における動物の管理等

(1) 動物の管理

町は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずる。

(2) 死亡した動物の措置

町は、死亡した家庭動物等が放置されている場合は回収する。家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。

第2 防疫活動

県（感染症・疾病対策課）及び町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施する。

1 防疫活動の実施

町は、県（感染症・疾病対策課）の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

- （1）消毒措置の実施（感染症法第27条）
- （2）ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- （3）指定避難所等の衛生保持
- （4）臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）
- （5）住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

なお、自らの防疫活動が十分ではないときは、県に協力を要請する。

2 資機材等の確保

町は、薬剤師会、流通業者等から防疫活動に必要な薬品、資機材を調達、確保する。

3 感染症患者への措置

町は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、入院（三類を除く。）や消毒等の措置、健康診断などを行う。

4 避難所における衛生管理

（1）衛生指導

町は、自主防災組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

また、石けん、消毒薬品等を調達し、避難所に配布する。

（2）食中毒等の予防

町は、食中毒の予防のため、指定避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

第3 行方不明者の搜索及び遺体の処置

大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の搜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

1 行方不明者の搜索

町は、消防本部、警察署、自衛隊等と相互に協力して行方不明者の搜索にあたる。

2 遺体の処置

(1) 遺体の収容

発見された遺体は、警察機関、消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な町有施設に収容する。遺体の数が多数に上り、町有施設で収容しきれない場合は、町内の寺院等に依頼する。

(2) 遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置する。

- ア 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- イ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- ウ 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- エ 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

(3) 身元の確認

町は、身元不明の遺体について警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

(4) 遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡す。

(5) 遺体の埋火葬

- ア 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は身元が判明しないときは、町で埋火葬を行う。
- イ 町は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県（食品・生活衛生課）を通じて厚生労働省と協議する。
- ウ 町は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、町の埋火葬能力では対応しきれないときは、県（食品・生活衛生課）に応援を要請する。

第10節 施設・設備の応急復旧活動

第1 公共土木施設の応急復旧

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための公共土木施設の応急復旧に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

1 迅速な応急復旧の実施

道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行う。

また、町は、発災後直ちに、各公共施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に公共施設の応急復旧を速やかに行う。

2 重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うにあたっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

3 関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うにあたり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

●資料2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p.211]

●資料2-26 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p.241]

第2 ライフライン施設の応急復旧

町、ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

1 上下水道施設の応急復旧

(1) 迅速な応急復旧の実施

町は、被災した浄水設備、給水管、下水道管きょ等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

(2) 重要施設の優先復旧

町は、上下水道施設の応急復旧にあたっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- ア 医療機関、指定避難所、役場庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 代替設備の活用

町は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施する。

(4) 水道関係機関相互間の応援

町は、水道施設の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請する。

(5) 広報活動

町は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

●資料2-15 西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定[p.219]

2 電力施設の応急復旧

町は、電気事業者（東京電力パワーグリッド（株）群馬総支社）の行う、次の復旧対策に協力する。

(1) 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県（発電課）は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行う。

(2) 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧にあたっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- ア 医療機関、指定避難所、役場庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 大規模停電時における電源車等の配備

県（危機管理課、関係課）は、大規模停電発生時には直ちに、病院、社会福祉施設等の人命に関わる重要施設において非常用電源の確保が必要な施設の把握を行い、

電源車等の配備先の候補案を作成するよう努め、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

(4) 電力関係機関相互間の応援

電気事業者及び県（発電課）は、電力施設の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請する。

(5) 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行う。

(6) 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行う。

●資料2-19 災害時における電力復旧等に関する協定 [p. 226]

3 ガスの応急復旧

町は、ガス事業者（群馬県LPガス協会）の行う、次の復旧対策に協力する。

(1) 迅速な応急復旧の実施

ガス事業者は、被災した施設について、速やかに応急復旧を行う。

(2) 重要施設の優先復旧

ガス事業者は、ガス施設の応急復旧にあたっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

ア 医療機関、指定避難所、役場庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所
イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 供給再開時の安全確認

ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行う。

(4) 広報活動

ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、ガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行う。

●資料2-16 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書 [p. 221]

4 電気通信設備の応急復旧

町は、電気通信事業者（NTT東日本(株)群馬支店）の行う、次の復旧対策に協力する。

(1) 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

(2) 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧にあたっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させる。

- ア 医療機関、指定避難所、役場庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供する。

- ア 指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- イ 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- ウ 「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板（web171）」及び「災害用伝言板」の提供

(4) 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

(5) 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻ぞうの状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

● 2-2-4 災害時における相互協力に関する基本協定 [p. 237]

第11節 自発的支援の受入れ

第1 ボランティアの受入れ

大規模な災害の発生が報道されると多くの善意の支援申入れが寄せられる。救援ボランティアの支援を適切に受け入れるため、速やかに社会福祉協議会を運営母体としたボランティアセンターを立ち上げる。

1 ボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類は、おおむね次のとおりである。

【ボランティア活動の種類】

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
情報連絡	救護（医師、看護師、救命講習修了者等）
給食、給水	建物応急危険度判定（建築士等）
物資の搬送・仕分け・配給	被災住宅地危険度判定
入浴サービスの提供	外国語通訳
指定避難所の清掃	手話通訳
ごみの収集・廃棄	介護（介護福祉士等）
高齢者、障がい者等の介助	保育
防犯	アマチュア無線
ガレキの撤去	各種カウンセリング
住居の補修	
家庭動物の保護	

2 ボランティア受入窓口の開設

町は、社会福祉協議会と連携して「甘楽町災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

●2-3-1 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書 [p. 252]

3 ボランティアニーズの把握

町及び甘楽町災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を把握する。

4 ボランティアの受入れ

町及び社会福祉協議会は、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、ボランティアの受入れを行う。

5 ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの要請、情報収集・提供、活動の調整を行う。

なお、これらの運営は、原則としてボランティアにより行われるように配慮する。

6 ボランティア活動の支援

町は、甘楽町災害ボランティアセンターに連絡員を派遣するほか、必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

第2 義援物資・義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

(1) 需要の把握

町は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握する。

(2) 受入機関の決定

町は、県（健康福祉課）との調整の上、義援物資の受入機関（県と町が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定める。

(3) 集積場所の確保

町は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保する。

(4) 受入物資の仕分け

町は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行う。

(5) 受入物資の配分

町は、社会福祉協議会と協議の上、受入物資について、配分先及び配分数量を決定し、配分する。

なお、配分にあたっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう注意する。

(6) ボランティア等の活用

物資の仕分け及び配分は、大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者（委託業者）を活用する。

●資料4-9 輸送拠点 [p. 285]

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

町は、必要に応じ義援金の受付窓口及び専用口座を開設する。

募集方法、募集期間等を定め、町のホームページ、報道・放送機関を通じて公表する。

(2) 「義援金の募集・配分委員会」の設置

町は、「義援金の募集・配分委員会」を設置し、配分計画を作成する。

県において「義援金の募集・配分委員会」が設置された場合は、義援金受入事務を一元化する。

(3) 義援金の配分

町は、義援金の募集・配分委員会で決めた配分基準により、被災者へ支給する。

第12節 要配慮者対策

第1 要配慮者への災害応急対策

在宅の要配慮者について、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員の協力のもとに、安否の確認を開始する。

避難後は、指定避難所の専用スペースや、福祉避難所を設置し収容するなど、要配慮者のニーズと生活環境に配慮する。

1 要配慮者対策

(1) 災害に対する警戒

ア 町は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときは、河川管理者、砂防関係者等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。

イ 町長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。

特に「高齢者等避難」は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を考慮し、発令する。

ウ 町は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう体制（手段及び方法）を整備する。

エ 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達する。

●資料4-6 要配慮者利用施設[p. 281]

(2) 避難

町は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させる。

ア 避難行動要支援者の避難において、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防機関、警察署等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

イ 指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。

福祉避難所を開設した場合には、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。

福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。

一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行う。

また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管部署）に応援を要請する。

ウ 指定避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。

また、適切な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管部署）に対し、入所先のあっせんを要請する。

（3）安否の確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努める。

●資料4－12 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）[p. 286]

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

（1）災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずる。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

（2）避難

要配慮者利用施設の管理者は、町長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させる。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ 入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ 避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努める。

（3）他施設への緊急入所等

- ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する。
- イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の部署）又は町に対し、入所先のあっせんを要請する。
- ウ 県（要配慮者利用施設所管の部署）及び町は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努める。

●資料4-6 要配慮者利用施設[p.281]

第13節 その他の災害応急対策

第1 農林業の災害応急対策

早期に農産物の被害に係る病害虫の防除及び家畜の防疫対策を確立する。

(1) 農作物関係

ア 病害虫の防除

町は、県から病害虫防除の指示を受けたときは、防除隊を編成して防除を実施する。

イ 転換作物の導入指導

町は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

(2) 家畜関係

ア 家畜の避難

町は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

イ 家畜の防疫及び診療

町は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力して、必要な薬品等の確保、防疫指導等を行う。

ウ 環境汚染の防止

町は、降雨等の影響により家畜の飼育施設から、し尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対して、し尿の汲み取りや土のう積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

(3) 林産関係

県と連携し、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、貯木してある木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講ずるよう指導する。

また、間伐されたまま山地に放置されている木材や風倒木のうち洪水等により流出のおそれがあるものについては、極力林地外へ搬出するよう指導を行う。

第2 学校等の災害応急対策

1 気象状況の把握

小学校及び中学校の管理者（以下「学校管理者」という。）は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

災害が発生したときは、災害情報に注意を払い、二次災害の危険性等の情報を把握する。

●資料4-4 気象警報・注意報の種類及び発表基準[p. 278]

2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、災害発生の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検する。

3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により児童・生徒の安全を確保する。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4 被害状況の調査報告

- (1) 応急対策策定のため、学校管理者は次の事項について、被害状況を速やかに調査収集し、教育長に報告する。

なお、教育長は報告を受けた被害状況を、町長に遅滞なく報告する。

- ア 学校施設の被害状況
- イ その他教育施設の被害状況
- ウ 教員、その他職員の被災状況
- エ 児童・生徒の被災状況
- オ 応急措置を必要とする事項

5 教育の確保

- (1) 教室の確保

町教育委員会は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、公民館・図書館等の借上げ等により教室の確保を図る。

(2) 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となつた場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図る。

(3) 学用品の支給

ア 町は、被災により就学上欠くことのできない学用品を滅失又は損傷し、これらの学用品を直ちに入手することができない児童・生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給する。

イ 県（義務教育課）は、教科書を滅失又は損傷した児童・生徒に対し、町及び教科書供給業者と協力して教科書を支給する措置を講ずる。

(4) 給食の措置

ア 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、町教育委員会は、速やかに代替措置として応急給食を実施する。

イ 学校給食施設が被災者向けの炊出し施設として利用される場合は、町教育委員会は、被災者向けの炊出しとの調整に留意する。

(5) 指定避難所との関係

町は、学校等が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させる。

授業を再開する場合は、教育場所と指定避難所とを区分するよう調整する。

6 保育園等の対策

(1) 園児の応急措置

ア 安全の確保

保育園等は、気象情報の把握に努め、園児、職員の安全を確保する。

各園（所）長は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて町に報告する。

イ 園児等の安否確認

園（所）長は、災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板を活用するなどして、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

ウ 応急保育

町は、保育園等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、避難先の小学校などの臨時的な代替施設を提供する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努めるほか、保育料の減免等の措置をとる。

第3 文化財施設の災害応急対策

災害が発生するおそれがあるときは、観覧者等を安全な避難場所に誘導する。

また、重要文化財等の一時避難等の応急措置を行う。

1 気象情報の把握

文化財の所有者及び管理責任者（以下「文化財の管理者」という。）は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象情報の把握に努める。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検する。

3 観覧者の安全確保

文化財の管理者は、開館時に施設が被災した場合又は被災するおそれがある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。

負傷者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

町及び文化財の管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずる。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて町に連絡する。

6 応急修復

文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施す。

町又は教育委員会は、応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力する。

第4 災害救助法の適用

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事（危機管理課）は、当該災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施する。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次表のA欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次表のB欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。
- (5) 上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

【災害救助法適用基準表】

市町村名	人口(人)	A	B
甘楽町	12,491	40	20

(注) 1 人口は、令和2年10月1日現在（国勢調査）

2 A欄及びB欄の数字は、災害救助法の適用基準である滅失住家の数。

3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出

- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 遺体の搜索及び処理
 - (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- なお、2(5)による救助の種類は、(1)のうち避難所の設置である。

4 救助の実施機関

災害救助は知事（危機管理課及び関係課）が実施し、町長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を町長が行うことができる。

5 適用手続き

町は、災害救助法適用の手続きのため、県に被害報告を行う。

それに基づき、知事（危機管理課）は、災害救助法が適用されるか否かを判断する。

知事（危機管理課）は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官（防災担当）に報告する。

また、知事（危機管理課）は、救助の一部を町長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行う期間を町長に通知するとともに公示する。

第5 孤立化集落発生時の対策

1 孤立化集落情報の集約

町は、土砂流出、道路崩落等が発生し、道路が通行途絶となった場合は、その道路の延長に存在する集落等について、他にアクセス道路が有るか否かを迅速に確認する。

2 情報の収集と通報

孤立化集落の対応は、緊急を要することから、先遣隊を派遣しつつ、次の内容について、情報を収集し、関係機関に通報する。

- (1) 孤立化集落住民の安否（世帯数、人数、負傷者の有無）
- (2) 負傷者、人家被災の危険性等による救助、避難の必要性
- (3) 孤立化の原因となった災害発生の場所・状況及び復旧見込み
- (4) 救援物資搬送の必要性
- (5) 孤立化集落との情報通信手段
- (6) 徒歩による迂回路がある場合に住民の徒歩避難の可否及び必要性
- (7) 防災・県警・自衛隊のヘリコプターによる救助の必要性と非常離着陸場の候補地、孤立化集落付近の天候
- (8) ライフラインの状況
- (9) その他孤立化集落に関する情報

3 孤立化の要因となっている道路障害の除去・復旧

町は、孤立化の要因となっている道路が、県道等の町管理以外の道路であっても、土木事務所長等道路管理者と速やかに連絡を取り合い、道路障害物の除去及び応急工事を実施し、一刻も早い孤立化の解消に努める。

4 救助、救援活動

- (1) 負傷者が多数いる場合は、町は関係機関と連携し、救護班を現地に派遣する。
- (2) 負傷者の救護、緊急に避難を要する場合は、空輸による救助・避難を実施するため、県に防災航空隊、県警航空隊による救助要請を行う。
- (3) 道路復旧までに時間を要し、孤立化集落にて救助物資が必要な場合は、県に救助物資の空輸を要請する。

第6 観光客保護・帰宅困難者対策

1 避難収容

町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、事業所等に施設の提供を要請する。

また、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携し、観光客等の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し県に報告する。

なお、町及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を提供する。

2 帰宅困難者対策

町は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の提供及び交通機関の復旧状況などの情報提供に努める。

第7 動物愛護

1 動物愛護の実施

(1) 動物救護本部の設置

県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、動物救護本部（事務局：県食品・生活衛生課）を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施する。

動物救護本部は、次の事項を実施する。

- ア 飼養されている動物に対する餌の配布
- イ 負傷した動物の収容・治療・保管
- ウ 放浪動物の収容・保管
- エ 飼養困難な動物の一時保管
- オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- カ ボランティアの受入れ・派遣・管理
- キ 一時保護施設の設置・運営・管理
- ク 動物に関する相談の実施等

(2) 町の対応

町は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供する。

(3) 飼養者の対応

家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

2 放浪動物への対応

町は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡した家庭動物等が発生した場合は、保健福祉事務所、動物救護本部と協力して捕獲等の対応をとる。

危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察署と連携により必要な措置を講ずる。

第4章 地震災害応急対策計画

第4章 地震災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

第1 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第23条の2第1項及び甘楽町災害対策本部条例等の規定により、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部を設置する。

その組織及び編成は、第3章 第1節 第1「災害対策本部の設置」に準ずる。

【災害対策本部設置基準】

- ア 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき
- イ 震度にかかわらず、町内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。
- ウ その他町長が必要と認めるとき。

2 地震発生初期の対策

町長は、町の地域で震度4の地震が発生した場合には、直ちに被害状況の把握並びに地震に関する情報の収集を行うとともに、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の構成等は、第3章 第1節 第1「災害対策本部の設置」に準ずる。

3 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第3章 第1節 第1「災害対策本部の設置」に準ずる。

第2 職員の非常参集

1 職員動員体制

(1) 動員基準

配 備	基 準	配備体制
初期動員	震度4の地震が発生したとき。	本部設置前の警戒態勢とし、情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限の配備とする。
第1号動員	震度5弱の地震が発生したとき。	特に関係ある課・係の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制で、2号動員に移行し得る体制とする。
第2号動員	震度5強の地震が発生したとき。	所属職員の半数以上の人員を配置して防災活動に当たるもので、状況により3号動員に直ちに切り替え得る体制とする。
第3号動員	震度6弱以上の地震が発生したとき。	全員を配置して防災活動に従事する。（全職員）

(2) 本部要員の動員

災害発生時の配備体制は次のとおりとし、災害対策本部長（町長）が震度、被害状況に応じ配備決定を行う。

予 備 動 員	総務課長、総務課庶務係長、総務課行政係長、防災担当
初 期 動 員	予備動員の他、課（局）長、広報担当、総務課員
第 1 号 動 員	初期動員の他、課（局）補佐、水道担当、土木担当、都市計画担当、農林業担当、林道担当、福祉担当、環境担当、文化財担当、消防団長、消防団副団長
第 2 号 動 員	第1号動員の他、主査、係長
第 3 号 動 員	全職員

※消防団招集があった場合、消防団に所属している職員については、原則として消防団活動を優先する。

(3) 緊急登庁職員の指定

災害発生時に職員が車両等による登庁が不能あるいは著しく困難な場合に備え、概ね徒歩30分以内で登庁できる職員の中から、勤務場所に関わることなく緊急登庁職員に指定する。

緊急登庁職員に指定された職員は、町内に震度5弱以上の地震が発生したとき又は震度にかかわらず、町内に大規模な被害が発生したとき若しくは被害が発生するおそれがあるとき（災害対策本部設置基準）は、自主登庁し、災害対策本部（本部が

設置されていない場合には総務課)に出頭し、災害対策本部長(本部長が登庁していない場合には、副本部長又は上級職員)の指揮を受け、所属する部署の業務に関係なく応急初動措置を行う。

(4) 職員の動員

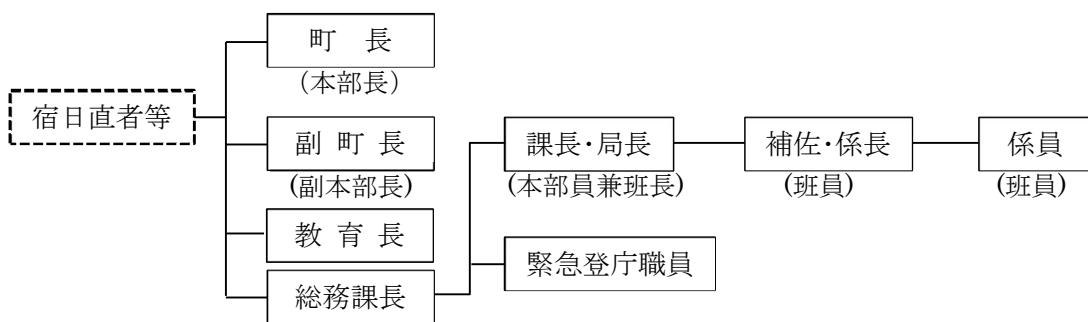
ア 勤務時間中における動員

職員の動員は、本部長の配置計画に基づき、総務課長を通じて課長・班長に伝達するとともに、庁内放送を通じて庁内各班員に伝達する。

本部における配置の通知を受けた各班長は、速やかに関係職員を動員する。出先機関等については、所管の課長等に伝達する。

イ 勤務時間外における動員

日曜・休日・夜間等勤務時間外においては、宿日直者等が次の順序で電話又はメール等により、速やかに伝達し、本部長は要員の確保に努める。



2 勤員の方法

(1) 勤員の伝達

本部員(班長)は、動員職員の動員順位及び連絡の方法について、計画しておく。

(2) 登庁場所

勤務時間外において、動員の伝達を受け、あるいは自主登庁する職員は、甘楽町役場又は自己の勤務場所に登庁する。

(3) 登庁の方法

登庁にあたっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩、自転車又はオートバイ等の活用に配意すること。

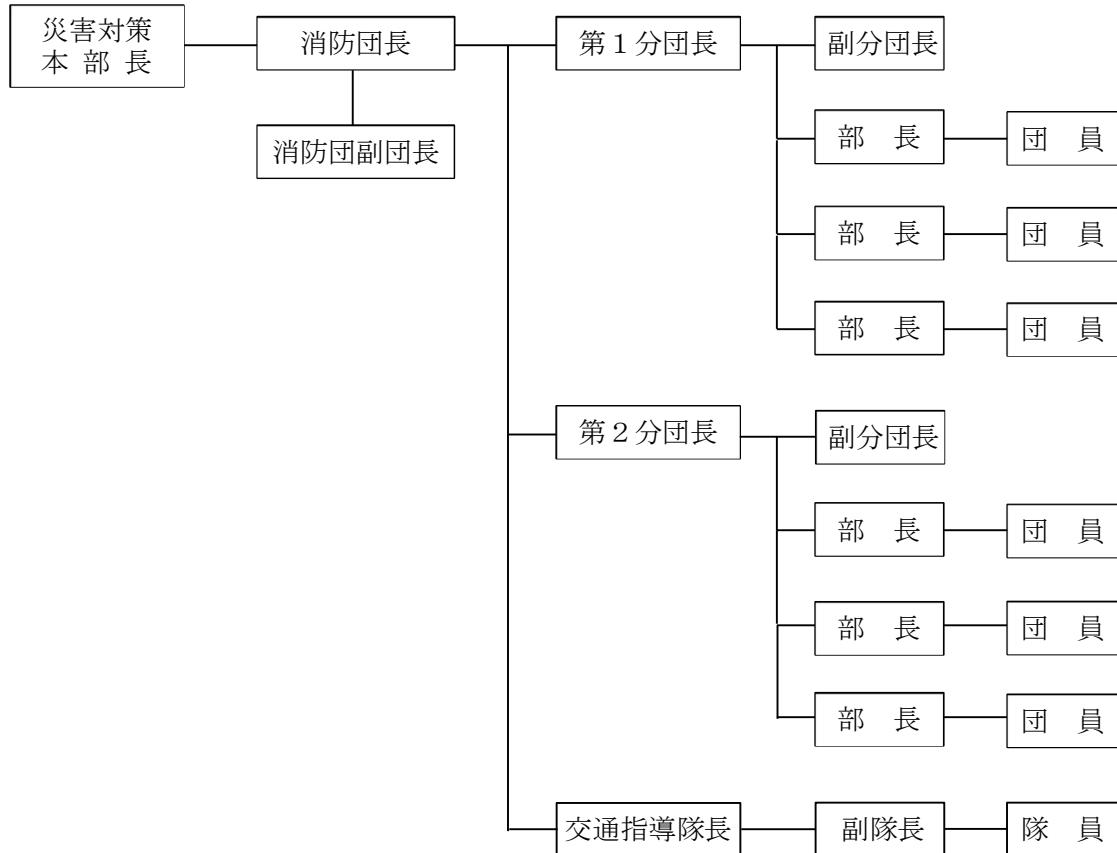
(4) 登庁時の留意事項

ア 登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途中における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・総務班に報告すること。

イ 携帯電話を所持する職員は、被害等の状況を簡単な説明とともに写真を総務課宛送信すること。

3 消防団に対する伝達及び出動

配備体制についての消防団への伝達は、次の伝達系統に従い行う。



●資料4-5 消防団責任分担区域 [p. 281]

(1) 消防団等の出動

災害時には、消防団は定められた伝達系統に従い、最も迅速な方法により行う。

(2) 応急復旧従事の始期・終期

消防団の応急復旧従事の始期・終期は、本部長の指示に基づき従事する。

なお、消防団が出動した場合、公務災害補償の関係が生じるので記録は明確にしておく。

第3 広域応援の要請

地震災害時において、町は、指定地方行政機関及び他の地方公共団体と緊密な連絡を取り、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ円滑化を図る。

具体的な対策については、第3章 第1節 第3 「広域応援の要請」 に準ずる。

第4 自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震が発生し、住民の生命又は財産の保護のため、必要な応急対策の実施が町等において不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要である、若しくは効果的である場合、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事（危機管理室課）に要求し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

具体的な対策については、第3章 第1節 第4 「自衛隊への災害派遣要請」 に準ずる。

第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

第1 地震情報の収集・伝達

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

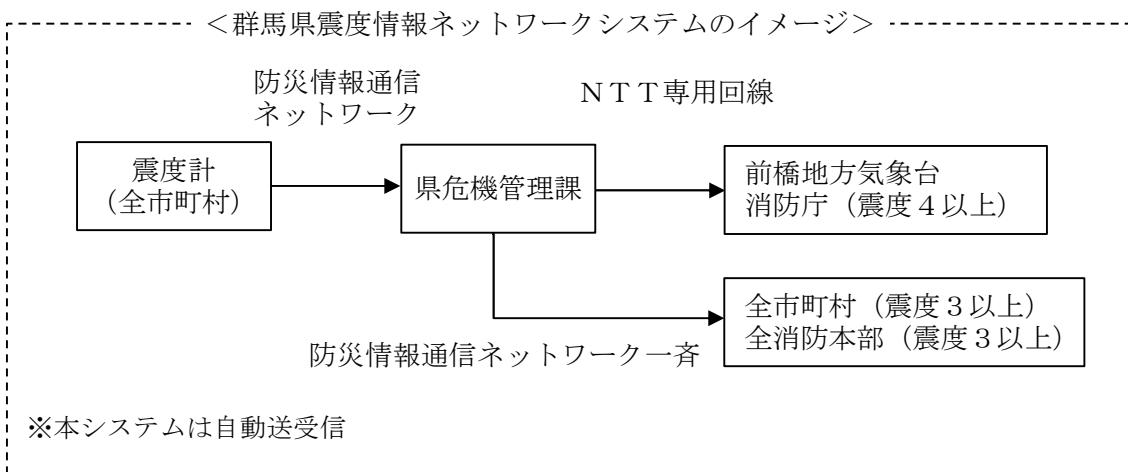
このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・伝達を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて収集・伝達し、被害規模の早期把握を行う。

1 震度情報の把握

(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握

県（危機管理課）は「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村（70地点）すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達する。

なお、甘楽町小幡（甘楽町役場）の計測震度については、甘楽町防災行政無線室内の表示板により即時に覚知できる。



(2) 気象庁ネットワークによる地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を気象庁のオンライン及び「防災情報提供システム（インターネット）」により各機関へ伝達する。町及び消防本部へは、県防災情報通信ネットワークにて伝達される。

2 震度情報の伝達

町は、県及び防災関係機関から地震に関する情報等を受理した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

第2 災害情報の収集・報告

町、県その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（災害情報）を迅速に収集しなければならない。

また、災害情報の収集にあたっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集し、地震発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集にあたっては概括的な情報を迅速に報告する。

具体的な対策については、第3章 第2節 第2「災害情報の収集・報告」に準ずる。

第3 通信手段の確保

町は、地震発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

具体的な対策については、第3章 第2節 第3「通信手段の確保」に準ずる。

第3節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 災害広報・広聴体制の整備

大規模地震発生時には、様々な情報が錯乱するおそれがあるため、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、災害広報・広聴体制の整備を図る必要がある。

具体的な対策については、第3章 第3節 第1「災害広報・広聴体制の整備」に準ずる。

第4節 二次災害の防止活動

地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物・構造物の倒壊等に備え、町は、関係機関と連携して二次災害対策を講ずる。

第1 水害・土砂災害対策

- (1) 河川管理者、農業用用排水施設管理者、その他の水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行う。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

第2 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

(1) 被災建築物の応急危険度判定

町は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

判定は、被災状況を調査の上、判定を要する地区を決定し、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送路等に係る建築物を優先して行う。

(2) 被災宅地の危険度判定

町は、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図る。

第3 危険物、有害物質等対策

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発、有害物質の漏えいによる二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。

また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、有害物質の漏えいのおそれが生じた場合を含め、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡する。

第5節 救助・救急・医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

大規模地震時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

具体的な対策については、第3章 第5節 第1「救助・救急活動」に準ずる。

第2 医療活動

地震災害発生時には、広域あるいは局地的に救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、町は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療活動を実施する。

具体的な対策については、第3章 第5節 第2「医療活動」に準ずる。

第3 消火活動

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、町及び消防本部は、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

1 住民・自主防災組織及び企業による消火活動

(1) 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防活動に協力する。

(2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。

なお、自衛消防隊を組織する事業所は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。

2 消防による消火活動

(1) 地震火災への原則

ア 避難場所及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

エ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の活動を優先とする。

オ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

(2) 火災状況の把握及び応援要請

ア 消防本部は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努める。

イ 消防本部は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求める。

ウ 消防本部は、火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の出動要請をする。

エ 消防本部は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（消防保安課）に要求する。

3 通電火災等の予防

消防本部は、鎮火後の再燃及び電力回復時の通電火災の防止を図るため、住民への注意喚起の広報を実施する。

●資料2-4 群馬県防災航空隊支援協定 [p. 202]

●資料2-5 富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書 [p. 204]

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

第1 交通の確保

具体的な対策については、第3章 第6節 第1 「交通の確保」に準ずる。

第2 緊急輸送

具体的な対策については、第3章 第6節 第2 「緊急輸送」に準ずる。

第7節 避難収容活動

地震発生時においては、突発的であるとともに、家屋の倒壊、火災拡大等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難収容対策を実施する。

また、応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅の対策を行うも。その際、要配慮者についても十分考慮する。

第1 避難誘導

具体的な対策については、第3章 第7節 第1 「避難誘導」に準ずる。

第2 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

具体的な対策については、第3章 第7節 第2 「避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。

第3 応急仮設住宅等の供給

具体的な対策については、第3章 第7節 第3 「応急仮設住宅等の提供」に準ずる。

第4 広域一時滞在

具体的な対策については、第3章 第7節 第4 「広域一時滞在」に準ずる。

第5 県境を越えた広域避難者の受入れ

具体的な対策については、第3章 第7節 第5 「県境を越えた広域避難者の受入れ」に準ずる。

第8節 食料・飲料水・生活必需品等の調達、供給活動

町は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う。

第1 飲料水の供給

具体的な活動については、第3章 第8節 第1 「飲料水の供給」に準ずる。

第2 食料の供給

具体的な活動については、第3章 第8節 第2 「食料の供給」に準ずる。

第3 生活必需品等の供給

具体的な活動については、第3章 第8節 第3 「生活必需品等の供給」に準ずる。

第9節 保健衛生・防疫・遺体の処置に関する活動

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が悪化し感染症の発生等が予想されるため、町は、指定避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する。

また、地震被害想定では、本町でも多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

第1 保健衛生活動

具体的な対策については、第3章 第9節 第1「保健衛生活動」に準ずる。

第2 防疫活動

具体的な対策については、第3章 第9節 第2「防疫活動」に準ずる。

第3 行方不明者の搜索及び遺体の処理

具体的な対策については、第3章 第9節 第3「行方不明者の搜索及び遺体の処理」に準ずる。

第10節 施設、設備の応急復旧活動

大規模災害では、広い範囲での被害が予想され、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための公共土木施設の応急復旧に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

第1 公共土木施設の応急復旧

具体的な対策については、第3章 第10節 第1「公共土木施設の応急復旧」に準ずる。

第2 ライフライン施設の応急復旧

具体的な対策については、第3章 第10節 第2「ライフライン施設の応急復旧」に準ずる。

第11節 自発的支援の受入れ

第1 ボランティアの受入れ

大規模地震発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行う。

具体的な対策については、第3章 第11節 第1「ボランティアの受入れ」に準ずる。

第2 義援物資・義援金の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し込みが寄せられる。

町は、被災者の必要物資等を把握し、報道・放送機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

具体的な対策については、第3章 第11節 第2「義援物資・義援金の受入れ」に準ずる。

第12節 要配慮者対策

第1 要配慮者への災害応急対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、町、関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行う。

具体的な対策については、第3章 第12節 第1「要配慮者への災害応急対策」に準ずる。

第13節 その他の災害応急対策

第1 農林業の災害応急対策

災害による農業関係被害の応急対策は、県及び町が関係団体の協力のもとに実施する。具体的な対策については、第3章 第13節 第1「農林業の災害応急対策」に準ずる。

第2 学校等の災害応急対策

児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講ずる。

具体的な対策については、第3章 第13節 第2「学校等の災害応急対策」に準ずるが、地震情報の把握及び学校施設の安全点検等については、次による。

1 地震情報の把握

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や余震の可能性等の情報の把握に努める。

2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検する。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、地震後の洪水や土砂災害等の二次災害の危険性についても点検を行う。

第3 文化財施設の災害応急対策

地震発生直後は、負傷者の対処をし、観覧者等を安全な指定避難所又は避難場所に誘導する。その後、文化財の被災状況を調査し、重要文化財等の一時避難等の応急措置を行う。

具体的な対策については、第3章 第13節 第3「文化財施設の災害応急対策」に準ずる。

第4 災害救助法の適用

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。

ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

具体的な対策については、第3章 第13節 第4「災害救助法の適用」に準ずる。

第5 孤立化集落発生時の対策

町は、孤立化集落の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊、県防災ヘリコプター等の出動を要請する。倒壊家屋や崩壊土砂による要救助者がいる場合は、救助隊員や資機材をヘリコプターで搬送し、救助作業にあたる。

具体的な対策については、第3章 第13節 第5「孤立化集落発生時の対策」に準ずる。

第6 観光客保護・帰宅困難者対策

町内には、国指定名勝「楽山園」など様々な観光地があり、多くの観光客が訪れている。このため、観光地を訪問した旅行者が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

具体的な対策については、第3章 第13節 第6「観光客保護・帰宅困難者対策」に準ずる。

第7 動物愛護

飼い主とともに避難所に避難してくる家庭動物等の保護や適正な飼育に関しての具体的な対策については、第3章 第13節 第7「動物愛護」に準ずる。

第5章 大規模事故等応急対策計画

第5章 大規模事故等応急対策計画

第1節 火山災害対策

浅間山は、標高 2,568m、群馬県と長野県の 2 県にまたがって位置し、頂上の噴火口は両県の境にある。日本の活火山の中でも頻繁に活動を繰りかえす火山として有名であり、爆発型の噴火が特徴である。

その活動は活発で、平成 16 年 9 月 23 日、9 月 29 日、11 月 14 日には中噴火（爆発）が発生し、浅間山周辺町村では降灰により農業被害が発生している。

1 火山情報の伝達

（1）火山情報

町は、気象庁による噴火警報、降灰予報が発表されたときは、速やかに情報を収集し、住民、観光客、学校長、消防機関、警察機関及びその他関係機関に連絡する。

この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。

（2）住民等に対する噴火警報等の周知

町は、前橋地方気象台及び県から噴火警報等の伝達を受けたときは、住民等に対し、防災行政無線、広報車、サイレン、使走等の方法により、速やかに周知する。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮する。

なお、町が、特別警報にあたる噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベルでは 4 以上に相当）の伝達を受けたときは、直ちに住民等に周知する。

（3）災害即報

町は、被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに町災害対策本部及び県に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

●資料 6-1 風水害・地震災害等報告様式 [p. 301]

2 応急活動体制の確立

町は、火山災害の発生のおそれのある場合又は発生した場合は速やかに、職員の非常参考集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、必要な活動体制をとる。

3 降灰の応急措置

噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、町、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図る。

（1）実施責任者

噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理する者が行う。この場合において住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力する。

（2）道路の降灰除去

ア 主要道路の降灰除去については、国道指定区間については国が、その他の国道及び県道については県が、町道については町が行う。

イ 主要道路以外の道路の降灰除去については、住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努める。

ウ 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

●資料2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 211]

●資料2-26 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 241]

（3）宅地内の降灰除去

ア 宅地内の降灰については、住民自らがその除去に努め、除去した降灰は、町が指定する場所に集積し、町はこれらを収集する。

イ 町は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため、各地区の自主防災組織と協力を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

（4）農作物対策

農作物によってその対応は異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区分して対応する。

第2節 航空災害対策

1 事故情報の伝達

(1) 災害即報

町は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する場合は、県危機管理課に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）による。

●資料6-2 救急・救助事故報告様式[p.303]

●資料6-5 火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準[p.308]

2 交通規制

(1) 交通規制の実施

二次災害による被害を防止するため、警察及び道路管理者は相互に調整の上、必要に応じて周辺道路の進入禁止等の交通規制を行う。

第3節 鉄道事故災害対策

1 事故情報の伝達

(1) 災害即報

町は、事故現場の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、事故現場の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に報告する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第1号様式（火災）による。

●資料6-2 救急・救助事故報告様式 [p. 303]

●資料6-3 火災報告様式 [p. 305]

●資料6-5 火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準 [p. 308]

(2) 鉄道情報

鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、県（交通イノベーション推進課）、町、消防機関及び警察機関に連絡する。

また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

2 鉄道の応急措置

(1) 初期消火・救出・救護等

鉄道事故が発生した鉄道事業者は、初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導を行うとともに、消防本部、警察署等、関係機関の災害対策に協力する。

(2) 代替交通手段の確保

事故災害が発生した鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

第4節 道路事故災害対策

1 事故情報の伝達

(1) 災害即報

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概要的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に報告する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する場合は、県危機管理課に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。県危機管理課又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第1号様式（火災）による。

●資料6-2 救急・救助事故報告様式[p.303]

●資料6-3 火災報告様式[p.305]

●資料6-5 火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準[p.308]

(2) 道路情報

道路管理者は、道路構造物の被害等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、関東地方整備局、県（道路管理課）、町、消防機関及び警察機関に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

2 道路の応急措置

(1) 危険物等の流出対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力して、直ちに防除活動、避難誘導を行い、危険物等の流出による二次災害の防止に努める。

消防本部、警察は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行う。

(2) 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確に、障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期に道路交通を確保する。

また、類似災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

なお、幹線道路の通行が長時間規制される場合は、迂回路を設定し、住民等に周知する。

第5節 危険物等災害対策

1 事故情報の伝達

(1) 災害即報

町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に報告する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する場合は、県消防保安課に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害即報要領」第2号様式（特定事故）による。

●資料6-4 特定事故報告様式[p.307]

●資料6-5 火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準[p.308]

(2) 危険物情報

危険物の管理者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当公官署、県（消防保安課）、町、消防機関及び警察機関に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

(3) 専門情報の収集

町及び消防本部は、避難誘導、救助・救急活動、医療活動、消火活動を安全かつ効果的に実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当公官署等から情報を収集し、関係機関に提供する。

また、必要に応じて当該危険物の取扱規制担当公官署に対し、専門家の派遣を要請する。

2 危険物等の応急措置

(1) 初期消火・救助・救護等

事故災害が発生した危険物施設等の管理者は、初期消火、負傷者の救助・救護、避難誘導を行うとともに、消防本部、警察署等、関係機関の対策に協力する。

消防本部、警察署等の関係機関は、当該危険物の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救助・救急、消防活動に従事する職員の安全を確保する。

(2) 危険物等の流出対策

危険物施設等の管理者、消防本部、県、河川管理者等は、危険物等が大量に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

(3) 水道水の安全措置

町は、危険物の流出により飲料水が汚染されるおそれがある場合、緊急調査を行い、必要に応じて汚染水源の使用禁止、水道水の摂取制限等の安全措置を講ずる。

第6節 県外の原子力施設事故対策

県内には原子力施設は存在しない。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、本県においても高い放射線量が観測された。

ここでは、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、応急対策について必要な事項を定め、住民の不安を解消することを目的とする。

1 放射性物質検査の実施

原子力施設において異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質の観測等を行い、実施結果は関係機関、住民等へ積極的に広報する。

- (1) 空間放射線量に関する情報
- (2) 水道水の放射性物質に関する情報
- (3) 農林水畜産物の放射性物質に関する情報

2 相談窓口の設置

富岡保健福祉事務所等の関係機関と連携し、速やかに住民からの問い合わせに対応できるよう努める。

3 風評被害の未然防止

各種測定の結果を踏まえ、農林水産物及び畜産物等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を行う。

第7節 大規模火災対策

1 火災情報の伝達

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に報告する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する場合は、県消防保安課に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）による。

●資料6-3 火災報告様式[p.305]

●資料6-5 火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準[p.308]

2 消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。

第8節 林野火災対策

1 火災情報の伝達

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概的情報を含め、把握できた範囲から直ちに富岡行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

県行政県税事務所又は県消防保安課への連絡は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）による。

消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

町長は、消防本部等のみでは消火が困難と認めたときは、火災状況を勘案のうえ、自衛隊の派遣要請を県に依頼する。

なお、自衛隊の派遣要請は「第3章 第1節 第4「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところによる。

●資料6-3 火災報告様式 [p. 305]

2 消防本部の措置

（1）関係機関への通報

消防本部は、町の区域内に林野火災が発生した場合は、速やかに県（消防保安課）及び富岡森林事務所に火災状況の通報を行う。

（2）他の消防機関への応援要請

消防本部は、当該消防職・団員のみでは消火が困難と判断したときは、火災状況を勘案したうえで、他の消防機関への応援の要請を行う。

3 避難誘導

町は、森林組合等と連携して、周辺住民、入山者への避難指示等の広報、誘導を行う。

4 消火活動

消防本部は、林野火災防御図の活用、県への防災ヘリコプターによる空中消火の要請等により効果的な消火活動を行う。

●資料2-4 群馬県防災航空隊支援協定 [p. 202]

5 二次災害の防止

林野火災により荒廃した流域の下流部では、降雨による土石流の発生等の二次災害のおそれがあるため、町は砂防関係機関と連携し、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。危

険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知し、適切な警戒避難を確保する。

なお、砂防関係機関は、できる限り速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第6章 災害復旧・復興

第6章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図る。

2 基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、住民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

3 住民の参加

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行う。

この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

4 国等に対する協力の要請

町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に對し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

- (1) 町その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 町その他の防災関係機関は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 一級河川以外の河川で町が管理を行う準用河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を町に代わって国が行うことが適當と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。
- (4) 土砂災害防止事業の実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

2 がれきの処理

- (1) がれきの処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行う。
- (2) 損壊建物の解体等にあたっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努める。
- (3) 損壊建物の解体、撤去等にあたっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。
- (4) がれきの処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請する。

第3節 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成する。
- (2) 町の復興計画においては、町の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- (3) 復興計画を作成した場合は、県に報告するものとし、県は当該復興計画の内容を踏まえ、県としての復興計画を作成する。
- (4) 復興計画の作成にあたっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障がい者、高齢者等の要配慮者など多様な住民の意見を反映するよう努める。
- (5) 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即した復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 防災まちづくりの実施

- (1) 町は、必要に応じ、再度災害の防止とより快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
防災まちづくりにあたっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求める。
併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 町は、既存の不適格建築物については、防災の観点から、その重要性を住民に説明し、町の再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (3) 町は、防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。
また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

3 事業の迅速、円滑化の促進

- (1) 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、施策情報の提供等を住民に対し行う。
- (2) 町は、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、

資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には重点的に実施する。

第4節 被災者等の生活再建の支援

1 り災証明書の交付

町は、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、り災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者にり災証明を交付する。

なお、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

●資料6-9 り災証明書[p.315]

2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

3 災害弔慰金の支給等

町及び社会福祉協議会は、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

4 税の徴収猶予及び減免等

町は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

5 住宅再建・取得の支援

町は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図る。

(1) 災害復興住宅融資

- ア 建設資金
- イ 購入資金
- ウ 補修資金

(2) 地すべり等関連住宅融資

(3) 母子・寡婦福祉資金（住宅資金）

6 恒久的な住宅確保の支援

町は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用する。

7 安全な地域への移転の推奨

町は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

●資料3-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 [p. 259]

8 復興過程における仮設住宅の提供

町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

9 支援措置の広報等

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、被災地域外へ一時避難等を行っている個々の被災者に対しても、広報・連絡体制の構築に努める。

10 災害復興基金の設立等

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第5節 被災中小企業等の復興支援

1 中小企業者に対する低利融資等の実施

町は、中小企業者の災害復旧を支援するため、各種貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知する。

2 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

町は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、各種助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知する。

3 地場産業・商店街への配慮等

町は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

4 支援措置の広報等

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第6節 公共施設の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

町は、被災した公共施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備える。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

町は、公共施設の復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努める。

(2) 迅速な復旧事業の実施

町は、実施が決定した公共施設の復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

3 財政援助の活用

町は、公共施設の復旧にあたっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症予防法
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 下水道法
- コ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- サ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の適用

町は、激甚災害の指定を受ける必要があると認められた場合は、町は関係機関との密接な連絡のもとに、激甚災害の指定の促進を図る。

1 激甚災害の早期指定の確保

町は、大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づく激甚災害の指定を受けるため、知事に對し、査定事業費等を速やかに報告する。

2 特別財政援助の交付手続き

激震災害の指定があった場合、町は速やかに關係調書等を作成し、県の主管課に提出する。

【資料集】

1 組織・条例関係

1-1 甘楽町防災会議条例

昭和 38 年 2 月 5 日 条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、甘楽町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 甘楽町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて本町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 副町長及び教育長
 - (6) 消防団長及び副団長
 - (7) 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部消防長及び甘楽分署長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか町長が特に必要と認める者
- 6 前項各号の委員の総数は、40 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

- 第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

- 第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 12 月 25 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年 6 月 30 日条例第 21 号)

この条例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 22 日条例第 7 号抄)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 14 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 9 月 19 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 甘楽町防災会議委員名簿

No.	区分	役職名	備考
1	会長	甘楽町長	
2	1号	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 保全対策官	
3		陸上自衛隊 新町駐屯地 第12施設隊隊長	
4	2号	富岡土木事務所長	
5		富岡保健福祉事務所長	
6		富岡行政県税事務所長	
7	3号	富岡警察署長	
8	4号	甘楽町総務課長	
9		甘楽町企画課長	
10		甘楽町住民課長	
11		甘楽町健康課長	
12		甘楽町福祉課長	
13		甘楽町産業課長	
14		甘楽町建設課長	
15		甘楽町水道課長	
16		甘楽町会計課長	
17		甘楽町教育課長	
18		甘楽町議会事務局長	
19	5号	甘楽町副町長	
20		甘楽町教育長	
21	6号	甘楽町消防団長	
22		甘楽町消防団副団長	
23	7号	富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 消防本部消防長	
24		富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 富岡消防署甘楽分署長	
25	8号	日本郵便株式会社小幡郵便局長	
26		日本郵便株式会社甘楽秋畑郵便局長	
27		日本郵便株式会社福島郵便局長	
28		日本郵便株式会社新屋郵便局長	
29	9号	甘楽町議会議長	
30		甘楽町議会総務文教常任委員長	
31		甘楽町区長会会長	
32		甘楽町区長会副会長	
33	10号	(社福) 甘楽町社会福祉協議会会長	
34		(社福) かんら会シルク施設長	
35		かんら保育園長	
36		甘楽町建設業協会会長	
37		甘楽町建設業組合長	
38		甘楽町食生活改善推進協議会会長	
39		甘楽町ボランティア連絡協議会会長	

1-3 甘楽町災害対策本部条例

平成24年12月14日 条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、甘楽町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

4 災害対策本部長は町長とし、災害対策副本部長は副町長をもって充てる。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 協定関係

○協定一覧表

No.	協定名	締結先	締結年月日
2-1	災害時の相互応援協定	富岡市	平成7年5月29日
2-2	北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定	東京都北区	平成7年10月21日
2-3	災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書	富岡警察署	平成9年5月22日
2-4	群馬県防災航空隊支援協定	群馬県	平成18年3月27日
2-5	富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書	富岡市・下仁田町・南牧村	平成18年3月27日
2-6	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年2月10日
2-7	災害時における飲料水の提供に関する協定書	株式会社 伊藤園	平成23年3月2日
2-8	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会	平成23年4月1日
2-9	甘楽町災害応急対策業務に関する協定書	甘楽町建設業協会	平成23年12月21日
2-10	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社 カインズ	平成24年3月14日
2-11	災害時非常無線通信の協力に関する協定書	群馬県アマチュア無線赤十字奉仕団甘楽町分団	平成25年7月17日
2-12	大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	平成26年4月1日
2-13	災害時における救援物資提供に関する協定書	三国コカ・コーラボトリング 株式会社 群馬支社	平成26年4月11日
2-14	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	生活協同組合コープぐんま	平成26年4月28日
2-15	西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定	藤岡市・富岡市・安中市・神流町・下仁田町・上野村・南牧村	平成26年10月2日
2-16	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	一般財団法人 群馬県LPガス協会 富岡支部	平成27年9月2日
2-17	災害発生時における甘楽町と日本郵便株式会社高崎郵便局及び甘楽町内郵便局の協力に関する協定	高崎郵便局・小幡郵便局・甘楽秋畑郵便局・新屋郵便局・福島郵便局	平成29年3月30日
2-18	地域における協力に関する協定	高崎郵便局・小幡郵便局・甘楽秋畑郵便局・新屋郵便局・福島郵便局	平成29年3月30日

2-19	災害時における電力復旧等に関する協定	東京電力パワーグリッド 株式会社 高崎支社	平成31年3月4日
2-20	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	群馬司法書士会	令和元年11月13日
2-21	災害時における非常食料品の供給に関する協定書	株式会社 ヨコオデイリーフーズ	令和2年6月23日
2-22	災害時における非常食料品の供給に関する協定書	株式会社 武藏製菓	令和2年6月23日
2-23	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー 株式会社	令和2年7月6日
2-24	災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話 株式会社 埼玉事業部 群馬支店	令和4年3月17日
2-25	災害時における応急対策業務の応援に関する協定書	一般社団法人 群馬建築士会 富岡支部	令和4年3月18日
2-26	甘楽町災害応急対策業務に関する協定書	甘楽町建設業組合	令和5年4月1日
2-27	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社 デベロップ	令和6年5月20日
2-28	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	群馬県トラック協会 甘楽富岡支部	令和6年10月4日
2-29	災害時における復旧支援協力に関する協定	日本下水道管路管理業協会(群馬県が県内31市町村を代表して締結)	令和6年12月17日
2-30	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	令和7年1月23日
2-31	災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会	令和7年4月1日
2-32	災害時における非常食の提供協力に関する協定	株式会社 ジーエスエフ	令和7年12月3日

2-1 災害時の相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、富岡市長（以下「甲」という。）と甘楽町長（以下「乙」という。）との協議により、富岡市又は甘楽町において、災害が発生し、被災団体独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な技術職、技能職等の職員等の応援
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要求のあった事項

(応援要求の手続)

第4条 応援を受けようとする団体は、次の事項を明らかにして、文書により要求するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要求し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急応援)

第5条 甲及び乙は、事態が緊急を要するときは、応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援団体の職員等は、被災団体の首長の指揮下に入り行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った団体の負担とする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成7年5月29日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、おのおのその1通を保有するものとする。

平成7年5月29日

甲 富岡市長
乙 甘楽町長

2-2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 北区並びに甘楽町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救護等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 北区並びに甘楽町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続き)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等

(3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供

(2) 医療・防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供または貸与

(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

(4) 被災者の一時収容のための施設の提供

(5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補

償は、応援を行う自治体の負担とする。ただし、被災地において応援治療する場合、その治療費は、応援を受けた自治体の負担とする。

(食料・情報の交換)

第7条 北区並びに甘楽町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年10月21日

東京都北区長

群馬県甘楽町長

2-3 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書

甘楽町長（以下「甲」という。）と富岡警察署長（以下「乙」という。）とは、群馬県地域防災計画に基づき、災害発生時における緊急交通確保のため、警察官の補助者として甘楽町交通指導員（以下「交通指導員」という。）の運用について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に災害対策の基本となる緊急交通路を確保するため、交通指導員が、現場の警察官に協力してその活動を行うための必要な手続きを定める。

（協力要請）

第2条 災害が発生し、富岡警察署のみでは、緊急交通路の確保が困難であると乙が認めた場合には、甲に対し、交通指導員の協力を要請することができる。

（出動要請）

第3条 甲は、この要請を受けたときは、交通指導員に出動要請するものとする。

（業務の実施）

第4条 交通指導員は、緊急交通路の確保業務を行うに当たっては、現場警察官の指示に従い警察官を補助するものとする。

（災害補償）

第5条 交通指導員が、公務上の災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合は、「群馬県町村等非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」を適用する。ただし、これに要した経費については、別途定める基準により、群馬県が負担する。

（費用負担）

第6条 乙が甲に要請し出勤した交通指導員にかかる経費（前条に定める経費を除く。）については、別途協議のうえ群馬県が負担するものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が別途協議して決定するものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年5月22日

甲 甘楽町長

乙 富岡警察署長

2-4 群馬県防災航空隊支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震・台風・水火災及び事故等の災害の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長及び消防長（以下「市町村長等」という。）が、群馬県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の応援出動を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 本協定は、市町村長等の求めに応じ、防災航空隊が応援出動した場合において、当該市町村長等の管轄区域についてのみ適用する。

(応援出動の要請)

第3条 この協定に基づく応援出動の要請は、災害発生地を管轄する市町村長等が、次のいずれかに該当し、群馬県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航が必要と認める場合に、群馬県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 市町村等の消防力によっては、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) 防災ヘリの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援出動の要請の方法)

第4条 応援出動の要請は、防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 応援の種別
- (2) 災害発生（又は覚知）の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の場所及び地上支援体制
- (6) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援出動の要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による応援出動の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに市町村長等に回答するものとする。

(市町村長等と防災航空隊との連携)

第6条 前条第1項の規定により支援出動した場合の防災航空隊は、災害現場を管轄する市町村長等との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援出動の要請に基づき防災航空隊員（消防本部派遣職員に限る）が消防活動に従事する場合には、非常事態発生地の消防長から隊員を派遣している消防長に対し、消防相互応援協定（昭和50年12月8日付締結）第3条の規定に基づく応援要請があつたものとみなす。

(経費負担等)

第8条 この協定に基づく支援出動に要する派遣経費は、県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村長等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成18年3月27日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月27日

群馬県
群馬県知事
甘楽町
甘楽町長

2-5 富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づいて富岡市、下仁田町、南牧村及び甘楽町（以下「協定団体」という。）の各市町村長は、消防の相互応援に関して次により協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定団体相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持することをもって目的とする。

（相互応援の区分）

第 2 条 前条の目的を達成するため、協定団体は、次に掲げる区分によって消防団及び資機材（以下「消防団」という。）を相互に出場させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

（1）通常応援

協定団体の隣接する区域内に発生した火災を覚知したとき、その隣接する消防団により自動的に行うもの。

（2）特別応援

いずれかの協定団体の区域内に大火災が発生し、応援を特に必要とする場合で、災害地の市町村長の要請によって、他の協定団体が消防団等により行うもの。

（応援出場隊数）

第 3 条 応援の出場隊数は、通常応援を原則として一隊、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情に即して応援を行う協定団体の消防団長が決定するものとする。

（特別応援の要請）

第 4 条 特別応援の要請を行う場合には、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- （1）災害の概況及び応援を要請する理由
- （2）応援を要請する消防団等の数
- （3）活動内容及び集結場所
- （4）誘導員又は担当責任者
- （5）その他必要な事項

（応援の義務）

第 5 条 応援要請（通常応援を含む。）を受けた協定団体は、直ちに消防団を出場させるものとする。ただし、自己区域内の災害又はやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（指揮権）

第 6 条 応援出場した消防団は、災害地の消防団長の指揮下に入り行動するものとする。

（経費の負担）

第 7 条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがある場合のほか、次による。

- (1) 応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定団体の負担とする。ただし、機材等で応援の要請により調達し、若しくは立て替えたものについては現物により、又はその経費は応援を受けた協定団体が負担するものとする。
- (2) 応援出場した消防団が長時間にわたり、業務に従事し資機材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定団体において現物により、又はその経費を負担するものとする。
- (3) 応援出場した消防団員が、応援消防業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における消防賞じゅつ金の授与又は災害補償は、応援を行った団体の負担とする。
- (4) 応援消防団員が、応援業務遂行中第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定団体がその賠償の責めを負う。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(情報の交換)

第8条 協定団体は、この協定の適切な運用を期するため必要な各種消防情報、資材等を相互に通報するものとする。

(委任)

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防団長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定団体消防団長が協議決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上決定するものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定は、平成18年3月27日から効力を発生する。

この協定を証するため本書4通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年3月27日

協定者

富岡市長

下仁田町長

南牧村長

甘楽町長

2-6 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、甘楽町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関する協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甘楽町において災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 甘楽町において重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 甘楽町に災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要とする事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年2月10日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省 関東地方整備局長

乙) 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1

甘楽町長

2-7 災害時における飲料水の提供に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対し、飲料水の提供を行うことにつき必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

（飲料水の提供）

第3条 甲は災害時に、被災者に対して飲料水の提供が必要となるときには、乙の営業拠点で保有する在庫飲料の提供協力を要請することができる。

2 前項の要請は、救援物資（飲料水）提供申請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 甲は災害時に、甲乙契約にかかる災害用自動販売機（以下「対象自販機」という。）内の商品の無償提供を乙に要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

（鍵の管理）

第5条 乙は、災害時の対応を迅速に行うため、対象自販機の鍵を甲に貸与する。

2 甲は、対象自販機の鍵の保管及び商品の提供を甲の責任により行う。

3 甲の過失による鍵の紛失、盗難、不正使用等に起因して、対象自販機本体、商品及び売上金に損害が生じた場合、甲は乙に対し全ての賠償責任を負う。

（通知義務）

第6条 第3条第3項に基づき商品の無償提供を行った場合、甲は速やかにその旨並びに日付及び数量等を乙に通知しなければならない。

（費用負担）

第7条 第3条第1項に定める飲料水の提供により発生した費用は、原則として甲が負担するものとし、価格は、引渡しまでの運賃を含む災害等発生直前時における適正な価格（災害等発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とする。

2 災害等について、その規模が著しく大きい場合は、甲乙協議の上前項に定める費用負担割合について変更することができる。

（運搬）

第8条 第3条第1項に定める飲料水提供に伴う運搬は、甲乙相互の協力の下、これを行う。

2 甲は乙に対して、必要とする飲料の種類、日時、運搬場所等について文書をもって指示し、飲料の提供を求めることができるものとする。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により、乙がその変更を求める場合は、原則としてこれに応ずるものとする。(不可抗力等)

第9条 災害等発生時における飲料水提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により、第3条、第4条及び第6条に定める乙の義務を履行できない場合であっても、乙はその責めを負わないものとする。

(代金の支払)

第10条 第3条第1項の規定に基づき乙が提供した飲料水の代金は、甲が負担する。

2 第3条第3項の規定に基づき乙が提供した飲料水の代金については無償提供とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は有効なものとする。

2 前項に定める終了の通知は、期間満了日の3箇月前までに相手方に申し出るものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成23年3月2日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161-1

甘楽町長

乙 東京都渋谷区本町3 丁目47 番10号

株式会社 伊藤園

総務部長

2-8 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甘楽町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、甘楽町福祉センター（併設ディサービスセンターを含む）とする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 第3条の要請により、乙が介護サービス（ディサービスセンター）の提供を休止した場合は、甲が休止したことによる損失を補償するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として、当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介護者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

(甲) 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1

甘楽町長

(乙) 群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉1395番地1

社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会

会長

2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）とは災害が発生する恐れがある場合の防止及び災害が発生した場合の応急処置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり協定を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する区域内の公共土木施設及び公共建物等の機能の確保及び回復のため、応急対策業務に関する甲と乙との実施事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対し応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第3条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は甲が必要に応じ負担する。

（損害賠償）

第4条 第2条に規定する業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

（雑則）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、平成23年12月21日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

平成23年12月21日

甲 甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 甘楽町大字福島1698番地1
甘楽町建設業協会長

2-10 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点での乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。

但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。
(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める
「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方
に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と
乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって
協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各
1通を保有するものとする。

平成24年3月14日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 群馬県高崎市高関町380
株式会社 カインズ
代表取締役

2-11 災害時非常無線通信の協力に関する協定書

甘楽町長（以下「甲」という。）と群馬県アマチュア無線赤十字奉仕団甘楽分団長（以下「乙」という。）は、大規模な災害から町民の生命、身体、財産を守るため、次の事項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

（協定の要請等）

第2条 甲は甘楽町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について、乙の協力を必要とするときは、乙の協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた乙は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協議事項）

第3条 この協定の実施について、疑義が生じたときは甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定機関）

第4条 この協定は、協定書締結の日から1年間とし、協定期間満了の1か月前までに双方いずれかから協定解除の申入れがない場合、更に1年間自動更新し以後も同様とする。

甲乙この協定成立を証するため、協定書2通を作成し、双方押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年7月17日

甲 甘楽町大字小幡161-1

甘楽町長

乙 甘楽町金井317-2

群馬県アマチュア無線赤十字奉仕団

甘楽分団長

2-12 大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書（申し合わせ）

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所（以下「甲」という。）と甘楽町（以下「乙」という。）とは、その行政地区において大規模土砂災害等に備えた相互協力について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模土砂災害時等に備え甲乙相互に協力し、有事における減災活動や災害対応等が円滑に進むことを目的とする。

（協力内容）

第2条 相互に協力する内容については、次の通りとする。

- (1) 危機管理計画の作成（情報収集・伝達）
- (2) 防災に関する資料等の企画作成（防災業務計画の見直し、ハザードマップの作成等）
- (3) 防災訓練等の実施
- (4) 平常時における防災意識向上に関する活動（講演会等）
- (5) その他相互に必要と認めた活動

なお、この具体的な内容については、相互に協議し、段階的に進めることとする。

（体制）

第3条 甲と乙は、第2条を進めるに当たって協議会等を設置し、情報交換を行うこととする。

（有効期限）

第4条 この協定期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙いづれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長するものとし、以後この例により、継続するものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、更にこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 國土交通省 関東地方整備局 利根川水系砂防事務所長

乙 群馬県 甘楽町長

2-13 災害時における救援物資提供に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲に対策本部が設置され、その対策本部から災害物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

（2）乙は、第1項の要請があった時、災害支援型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（3）対象の自販機は別紙添付リストによる。

（4）乙は、飲料水の優先的な供給を甲に行うものとする。

（5）前号の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は都度、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（要請の手続き）

第3条 この協定による要請を行う時は、緊急物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって延長するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成26年4月11日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1

甘楽町 町長

乙 群馬県高崎市八幡町190-1

三国コカ・コーラボトリング株式会社

群馬支社長

2-14 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぐんま（以下「乙」という。）は、災害時における町民生活の安定を図るため、災害時における応急生活物資供給等に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甘楽町内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に甲と乙が相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急生活物資（以下「物資」という。）の供給、輸送、ボランティア活動等に関する協力事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲が物資を必要とする時は、乙に対し商品の供給、輸送について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、急を要する場合で文書をもって要請することができない時は、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 災害時に必要な物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受け必要な措置を講ずるものとする。

（費用）

第5条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価については、災害時直前に組合員に供給していた生活物資の対価を参考にし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定場所への輸送は乙が責任をもつて行うものとする。甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資の数量等を確認の上、引取るものとする。

（情報の収集及び提供）

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

（実施に關し必要な事項等の決定）

第8条 この協定の実施に關し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月28日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 群馬県桐生市相生町一丁目111番地
生活協同組合コープぐんま
理事長

2-15 西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、西毛地域水道事業者協議会に所属する構成員（以下「会員」という。）が災害の発生により被災し、当該会員のみでは十分な応急措置ができない場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

(連絡担当部課)

第3条 会員は、あらかじめこの協定に基づく相互応援の連絡窓口として、連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれのあるときの情報交換及び応援の要請等は、この連絡担当部課を通じて行うものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水に必要な資機材、物資及び車両等の提供
- (2) 施設の応急復旧に必要な資機材、物資及び車両等の提供
- (3) 応急給水及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第5条 災害を受け、他の会員の応援を要請しようとする会員（以下「被災会員」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除き、別に定める応援要請手続きにより応援を要請するものとし、要請を受けた会員（以下「応援会員」という。）は極力これに応じ援助に努めるものとする。

2 応援の要請は、被災会員が次の各号に掲げる事項を明示し、口頭又は電話、電信その他の情報伝達手段により行い、後日、速やかに応援会員に文書を送付するものとする。

- (1) 被災状況
- (2) 応援に必要な資機材、物資及び車両並びに職種別人員
- (3) 応援を受ける場所
- (4) 応援を受ける期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援に関する必要な事項

(応援経費の負担)

第6条 この協定に基づく応援に要した経費は、法令その他別段の定めがあるものを除き、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡会議)

第7条 この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、必要により幹事市は、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、西毛地域水道事業者協議会に属する市町村で構成するものとする。

(資料の交換)

第8条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料を隨時相互に交換するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの内容に疑義若しくは変更する必要が生じた場合はその都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成26年10月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有するものとする。

平成26年10月2日

藤岡市 市長
富岡市 市長
安中市 市長
神流町 町長
下仁田町 町長
甘楽町 町長
上野村 村長
南牧村 村長

2-16 災害時におけるL P ガス等供給協力に関する協定書

甘楽町長 茂原莊一（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県L P ガス協会富岡支部長 高間孝行（以下「乙」という。）は、災害時におけるL P ガスの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甘楽町において地震等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災者にL P ガスを供給するために必要な事項を定め、住民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し避難場所等へのL P ガスの供給について、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請をうけたときは、速やかに可能の限り優先的に協力するものとする。

2 乙は、緊急時に際し、甲の要請に円滑に対応するために、L P ガス及びL P ガス資機材の調達並びに要員の確保を行うこととし、備蓄物資の内容及び数量については、甲と乙が事前に協議のうえ定めることとする。

（引渡し）

第4条 甲は、乙に供給要請を行う際、予め引き渡し場所を指定し、当該場所へ職員を派遣し、引き受けるものとする。

（費用負担）

第5条 前条の規定により、乙が供給したL P ガスの代金については、甲が負担するものとする。

（情報の提供等）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に機能するため、地域防災にかかる情報収集や支援活動のあり方について、平時から協議を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに、甲・乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、さらに1年延長するものとし、以降も又同様とする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年 9月 2日

甲 群馬県甘楽町大字小幡161-1
甘楽町長

乙 富岡市富岡2772-1
一般社団法人群馬県L P ガス協会富岡支部
支部長

2-17 災害発生時における甘楽町と日本郵便株式会社高崎郵便局及び甘楽町内郵便局の協力に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社高崎郵便局、小幡郵便局、甘楽秋畠郵便局、新屋郵便局及び福島郵便局（以下「乙」という。）は、甘楽町内に発生した地震その他のによる災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、甘楽町内に災害が発生し、次の事項について必要な対応を実施する場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項^(注)

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 甘楽町 総務課長

乙 日本郵便株式会社 高崎郵便局 総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月30日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 群馬県高崎市高松町5番地6
日本郵便株式会社
高崎郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡727番地3
日本郵便株式会社
小幡郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字秋畑1515番地1
日本郵便株式会社
甘楽秋畑郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字金井537番地1
日本郵便株式会社
新屋郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字福島1091番地
日本郵便株式会社
福島郵便局長

2-18 地域における協力に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）は、日本郵便株式会社高崎郵便局、小幡郵便局、甘楽秋畠郵便局、新屋郵便局及び福島郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甘楽町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

（1）高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合

（2）道路及び漏水等の異状を発見した場合

（3）不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

（4）適切な管理が行われていない家屋等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。ただし、住民生活に危険があると判断された場合はこの限りではない。

（情報提供の方法）

第3条 乙は、別に定める様式により甲へ情報提供するものとする。ただし、乙が緊急を要するとした場合は、電話等で行うことができる。

（免責）

第4条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙はこの協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、業務上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月30日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 群馬県高崎市高松町5番地6
日本郵便株式会社
高崎郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡727番地3
日本郵便株式会社
小幡郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字秋畑1515番地1
日本郵便株式会社
甘楽秋畑郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字金井537番地1
日本郵便株式会社
新屋郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字福島1091番地
日本郵便株式会社
福島郵便局長

2-19 災害時における電力復旧等に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社（以下「乙」という。）は、風水害及びその他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における電力復旧及び電力供給活動（以下「電力復旧等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第一条 この協定は、甘楽町地域防災計画第3章「風水害等応急対策計画」及び第4章「地震災害応急対策計画」の第10節「施設・設備の応援復旧活動」第2「ライフライン施設の応急復旧」に規定された事項を確実に実施し、町民生活の早期回復を図るため、甲及び乙が連携して電力復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（電力施設の応急復旧）

第二条 乙は、甘楽町内において供給支障事故が発生した場合は、甲へ報告するとともに、速やかな応急復旧に努めるものとする。

- 2 乙は、電力復旧作業の進捗状況について、適時甲へ報告するものとする。
- 3 乙は、電力復旧作業の妨げとなる道路寸断箇所を発見した場合は、甲へ道路区分を問わず道路復旧要請をするものとし、当該要請は、寸断箇所や復旧必要範囲を明確に伝達するため、FAXまたは電子メールにより行う。
- 4 甲は、道路復旧要請を受領次第、甘楽町建設課へ道路復旧計画を確認（計画対象外道路の場合は調整）し、復旧見込み時間を乙へ連絡するものとする。
- 5 甲及び乙は、双方の緊急時連絡先について別紙のとおりとし、定期的に確認を行うものとする。

（重要施設の優先復旧）

第三条 甘楽町内の電力復旧を優先すべき重要施設は、下記のとおりとする。

- 1位：医療施設（小幡医院、安藤医院、こがはらクリニック）
 - 2位：役場
 - 3位：防災交流センター
 - 4位：避難所
- 2 乙は、電力復旧計画の策定にあたっては、上記重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、大規模な自然災害等に起因する供給支障事故で、停電地域が広範囲に及び、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、甲へ報告のうえ調整を図るものとする。

（代替設備の活用）

第四条 代替設備（移動用発電機車等）は、保有台数に限りがあることから、東京電力パワーグリッド株式会社全供給エリアにおける被害発生状況や代替設備を必要とする需要家数の状況等に応じて、乙の判断で有効活用を図るものとする。ただし、乙は、甲から上記重要施設への代替設備の設置要請を受けた場合は、真摯に社内調整を行い、設置の可否に関わらず、調整結果を甲へ報告するものとする。

(電力関係機関の相互間の応援)

第五条 乙は、管轄エリア内の被害発生状況を速やかに把握し、社内上位機関へ報告することにより、社内上位機関による応援要員や復旧資機材の手配・確保をより確実なものとする。

- 2 乙は、応援車両や復旧資機材の集中により社有施設構内への駐車や保管が困難となる場合は、甲へ町有施設・公園等の駐車場等の利用について相談するものとする。
- 3 乙は、自らの責任において応援要員の宿泊施設を確保するものとする。ただし、電力復旧作業が長期間（数週間、数ヶ月単位）にわたり、継続的な確保が困難となる場合は、甲へ町有施設等の利用について相談するものとする。
- 4 甲は、乙から上記利用相談を受けた場合は、庁内調整を行い、利用の可否に關わらず、調整結果を乙へ連絡するものとする。

(送電再開時の安全確認)

第六条 乙は、火災や感電事故の発生を防止するため、社内規定に沿った安全確認を確実に実施した後、送電を再開するものとする。

(広報活動)

第七条 乙は、広報車による住民向け広報活動や東京電力ホームページ等への停電情報の掲載を行うものとする。

- 2 甲は、乙からの停電発生等の報告を受領次第、必要に応じて防災無線や甘楽町安全安心メールによる停電情報等の発信を行うものとする。

(遵守事項)

第八条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次の事項を遵守するものとする。

- 2 この協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用しないこと。
- 3 この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示または漏えいしないこと。

(協定の有効期間)

第九条 この協定の有効期間は、協定の締結から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までには、甲、乙いずれかが協定の解除または変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(定めのない事項等)

第十条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成31年3月4日

甲 甘楽郡甘楽町小幡161番地1
甘楽町長

乙 高崎市宮元町1-2
東京電力パワーグリッド株式会社 高崎支社
支社長

2-20 災害時における被災者等相談実施に関する協定

甘楽町（以下「甲」という）と群馬司法書士会（以下「乙」という）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業員、相続人及び親族をいう。以下同じ）からの相談（以下「被災者等相談」という）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

（1）相続に関する相談

（2）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

（3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

（4）成年後見制度に関する相談

（5）その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書（以下「要請書」という。）を提出するものとする。

ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により申請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めるものとする。

（費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和元年11月13日

(甲) 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽郡甘楽町 町長

(乙) 群馬県前橋市本町一丁目5番4号
群馬司法書士会 会長

2-21 災害時における非常食料品の供給に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と 株式会社 ヨコオデイリーフーズ（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模災害時（以下「災害時」という。）における非常食料品（以下「食料品」という。）の供給に関して、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して、町民生活の安定を図るため、食料品の供給協定に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等に対応するため、食料品を必要とするときは、乙に対して、文書をもって要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、甲の要請に応じて、食料品を供給するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制に支障が生じないように、常に点検、改善に努めるものとする。

（食料品の引渡し）

第3条 食料品の引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣し、食料品を確認のうえ、引き取るものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づき乙が供給した食料品の対価は、甲が負担する。ただし、乙は食料品の種類、数量に応じて、甲へ可能な範囲で寄贈するものとする。

2 食料品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書による協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月23日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡204番地1
株式会社 ヨコオデイリーフーズ
代表取締役社長

2-22 災害時における非常食料品の供給に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と 株式会社 武蔵製菓（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模災害時（以下「災害時」という。）における非常食料品（以下「食料品」という。）の供給に関して、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して、町民生活の安定を図るため、食料品の供給協定に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等に対応するため、食料品を必要とするときは、乙に対して、文書をもって要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、甲の要請に応じて、食料品を供給するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制に支障が生じないように、常に点検、改善に努めるものとする。

（食料品の引渡し）

第3条 食料品の引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣し、食料品を確認のうえ、引き取るものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づき乙が供給した食料品の対価は、甲が負担する。ただし、乙は食料品の種類、数量に応じて、甲へ可能な範囲で寄贈するものとする。

2 食料品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書による協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月23日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 東京都立川市錦町3丁目5番23号
株式会社 武蔵製菓
代表取締役社長

2-23 災害に係る情報発信等に関する協定

甘楽町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甘楽町が甘楽町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甘楽町の行政機能の低下を軽減させるため、甘楽町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甘楽町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、甘楽町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甘楽町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甘楽町が、甘楽町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甘楽町が、甘楽町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甘楽町が、災害発生時の甘楽町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甘楽町が、甘楽町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 甘楽町が、甘楽町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 甘楽町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甘楽町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甘楽町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、甘楽町から提供を受ける情報について、甘楽町が特段の留保を付さない限り、

本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甘楽町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甘楽町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年7月6日

甘楽町：群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1

甘楽町長

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役

2-24 災害時における相互協力に関する基本協定

甘楽町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は通信の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における通信の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- 1 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリスト（更新の都度随時提供）
- 2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報
- 3 乙は甲に対し、通信中断の発生状況や復旧見込等、通信中断に関連する情報
- 4 甲乙それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- 1 通信の支障及び道路通行の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- 2 甲及び乙が所有する施設・用地等の利用
- 3 指定避難所等への通信手段の確保
- 4 住民への通信中断情報等の周知のため、甲及び乙が有する広報手段の利用
- 5 甲乙協議の上、甲または乙の職員の相手方への派遣

（平時における連携）

第5条 災害時における通信中断の発生を未然に防止するため、甲及び乙は、平時において次の各号に掲げる事項について協議・調整し協力をを行う。

- 1 計画的な樹木伐採等の取組
- 2 災害時にも通信を継続するための取組
- 3 重要設備の防災対策に対する取組

（覚書の締結）

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じて別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を相手方の事前の承諾なしに第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は重大な過失により相手方の施設等を損傷した場合、道路法及び民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上、解決にあたるものとする。

(協議)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月17日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 群馬県高崎市高松町3番地
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部
群馬支店長

2-25 災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬建築士会富岡支部（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合における応急対策業務及び避難所開設に伴う応急危険度判定支援業務並びに応急危険度判定実施訓練（以下「応急対策業務等」という。）に関して、甲が乙に協力を求めるにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急対策業務等に対し、乙に所属する会員（以下「会員」という。）の社会貢献活動としての応援協力を得るにあたって、必要な事項を定める。

（応急対策業務等）

第2条 応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

（1）被災建築物の応急危険度判定活動における被災建築物応急危険度判定士の取りまとめ

（2）前号に掲げるもののほか必要な事項

2 避難所開設に伴う応急危険度判定支援業務は、次の各号のとおりとする。

（1）甘楽町地域防災計画に基づく避難所の応急危険度判定活動における被災建築物応急危険度判定士のとりまとめ

（2）前号に掲げる被災建築物応急危険度判定士による避難所の応急危険度判定の支援

3 甲又は近隣市町村が年1回主催する応急危険度判定実施訓練への参加。

（応援協力の要請）

第3条 甲は、大規模災害の発生時及び応急対策業務等のために応援協力が必要と判断したときは、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。

（応援協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、できる限り速やかに当該応急対策業務等を行い、その結果を甲に報告するものとする。

（登録判定士）

第5条 甲は第2条第2項第2号に定める活動を行う被災建築物応急危険度判定士をあらかじめ登録判定士として任命するものとする。

2 前項の登録判定士は、甘楽町地域防災計画に定める地域ごとに、常時複数名任命することとする。

（応援協力の連絡体制）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援協力の連絡体制を定めるものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合又はそれに変更が生じた場合には、甲及び乙は、速やかに相互に連絡するものとする。

(甲、乙の責務)

第7条 甲は、この協定に基づく乙の応援協力が、無償による社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に対し十分な配慮をしなければならない。

2 業務にあたる会員の編成、現場での作業の遂行は、乙の責任において行い、応援協力が迅速かつ効果的に実施できるように努めなければならない。

3 乙及び会員は、応援協力に参加したことをもって、甲に対し、委託等契約に基づく設計業務等の受注を求めてはならない。

(経費の負担)

第8条 応援協力の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

(事務局)

第9条 この協定の施行に関し、甲は甘楽町建設課に、乙は一般社団法人群馬建築士会富岡支部にそれぞれ事務局を置く。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月18日

甘楽町大字小幡161-1

甲 甘楽町

甘楽町長

富岡市内匠474

乙 一般社団法人群馬建築士会富岡支部
支部長

2-26 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と甘楽町建設業組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生する恐れがある場合の防止及び災害が発生した場合の応急処置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり協定を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する区域内の公共土木施設及び公共建築物等の機能の確保及び回復のため、応急対策業務に関する甲と乙との実施事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対し応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第3条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は甲が必要に応じ負担する。

（損害補償）

第4条 第2条に規定する業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

（雑則）

第5条 この協定に定めない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、令和5年4月1日から適用する。

2 この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和5年4月1日

甲 甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 甘楽町大字庭谷669番地
甘楽町建設業組合長

2-27 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、災害時におけるコンテナモジュール（以下「移動式宿泊施設等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は、特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力をを行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となって行うものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、移動式宿泊施設等の避難者受入要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、FAX、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（移動式宿泊施設等の移動）

第4条 移動式宿泊施設等は、甲が指定する場所へ移動することができるものとし、甲の職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。尚、要請の手続きについては、前条と同様とする。

（移動式宿泊施設等の返却）

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案した上で、甲と乙が協議し、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（移動式宿泊施設等の破損等の対応）

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届（様式第2号）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年5月20日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町
甘楽町長

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号 市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役

2-28 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と群馬県トラック協会甘楽富岡支部（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合等で必要があると認めるときは、乙に対し、緊急輸送の協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、特別の理由があるとき、甲の要請に協力しないことができる。この場合において、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

（要請の方法）

第2条 甲は、前条第1項の要請を次に掲げる事項を記載した文書により行わなければならぬ。ただし、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができることとし、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

- (1) 災害状況及び緊急輸送の要請を必要とする事由
- (2) 輸送を必要とする車両、人員、期間、輸送先等
- (3) 輸送物資等の種類（数量）
- (4) 物資積み込み・取り下ろし場所及び活動内容
- (5) その他参考となる事項

（報告）

第3条 乙は、緊急輸送に従事した場合、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告しなければならない。ただし、乙において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で報告することができることとし、後日速やかに文書を甲に提出するものとする。

- (1) 輸送期日、輸送先、輸送距離、車両数、人員、輸送物資等
- (2) 事業者名
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第4条 緊急輸送に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前の料金を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
3 甲は、乙から請求書を受理したときは、速やかに支払うものとする。

（有効期間等）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

令和6年10月4日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町
甘楽町長

乙 群馬県富岡市妙義町北山551
群馬県トラック協会甘楽富岡支部
支部長

2-29 災害時における復旧支援協力に関する協定

群馬県（以下「甲」という。）と別紙1に定める市町村（乙1から乙31まで）（以下乙1から乙31までを総称して「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、地震等の災害により甲及び乙の管理する下水道管路施設その他の管路施設（以下「管路施設」という。）が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、協定を締結する。

なお、下水道管路においては、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定とする。

本協定締結に伴い、甲又は乙と丙が過去に締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定」は廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害により被災した管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- （1）地震、豪雨、洪水、その他異常な自然現象
- （2）その他甲及び乙と丙の協議により定めるもの（ただし、事故等の人的災害は除く）

（事務局）

第3条 甲、乙及び丙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

- （1）甲の事務局は、群馬県国土整備部下水環境課とする。
- （2）乙の事務局は、別表に掲げるとおりとする。
- （3）丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部群馬県部会とする。
- （4）事務局を変更した場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙及び丙に通知するものとする。

（復旧支援協力の要請）

第4条 甲及び乙は、丙に対し災害により被災した管路施設の復旧に関し、次の業務の支援協力を要請することができる。

- （1）被災した管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
- （2）その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第3条に規定する甲の事務局が甲及び乙の復旧支援協力要請を取りまとめたうえで、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援協力の実施）

第5条 丙は、第4条の規定により甲から復旧支援協力の要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。ただし、大規模災害等において、丙が人

員、機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は甲、乙及び丙間で協議のうえで決定する。

(費用)

第6条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に要する費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

(報告)

第7条 丙は、甲及び乙の要請により実施した復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに支援を要請した甲及び乙に対し、書面により報告を行うものとする。

2 丙は、災害時の支援に備え、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等を甲の事務局に報告するものとする。変更された場合も、適宜、甲の事務局に報告するものとし、甲の事務局は乙に通知するものとする。

(管路施設台帳データの提供)

第8条 甲及び乙は、管路施設の調査に必要な台帳の図面等をP D F等の電子データで提供可能な場合、丙に提供するものとする。

2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲及び乙は、管路施設台帳を大幅に変更した場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

(管路施設台帳データの開示)

第9条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力の要請をされたとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から提供された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

(情報の保護)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合に、個人情報の保護に関する法律等に基づきその情報の保護に努めなければならない。

(広域被災)

第11条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、丙は、下水道対策本部による活動を優先する。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合においても、第9条第1項及び第2項、第10条を準用する。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年12月31日までとする。ただし、

期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙の協議により決定するものとする。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、違反した相手方への書面による通知をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。なお、乙は本書の写しを保有し、甲及び丙に提出する同意書により本協定の締結を証する。

令和6年12月17日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事
丙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長

別紙1 乙 群馬県内31市町村

乙15 甘楽町長

2-30 災害時における物資供給に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の

上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年1月23日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町
甘楽町長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

2-31 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と社会福祉法人甘楽町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における甘楽町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甘楽町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びこれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項に基づき、その場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力のもと、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）被災情報の把握

（2）ボランティアニーズの把握

（3）災害ボランティアの募集、受付

（4）災害ボランティア活動の情報発信

（5）センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応

- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 甘楽町災害対策本部等との以下の情報共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡、調整、仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。
(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。
(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。
(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力をを行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関及び団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(効力)

第 16 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 2 月前までに、甲又は乙から書面による解除又は変更の申し出がないときは、1 年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

(甲) 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161 番地 1
甘楽町長

(乙) 群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉 1395 番地 1
社会福祉法人甘楽町社会福祉協議会
会長

2-32 災害時における非常食の提供協力に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）と株式会社ジーエスエフ（以下「乙」という。）とは、災害時における非常食の提供協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における非常食の提供に関して、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力の内容）

第3条 甘楽町内に災害が発生した場合において、甲の災害対策本部が設置され、その対策本部から非常食の提供について要請があった時は、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の要請があった時は、甘楽町学校給食センター施設を利用した炊き出し又はその他の非常食の提供について可能な限り協力するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲は、乙に対して前条に定める要請をするときは、非常食提供要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は、その他の通信連絡手段により要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（食料物資の価格）

第5条 食料物資の取引価格は、原則として、災害発生時直前における適正な価格とする。

（経費の負担）

第6条 乙が、第3条に規定する協力を行った場合における経費の負担は次のとおりとする。

- (1) 調達物資の対価については、甲の負担とする。
- (2) 人的な費用については、甲の負担とする。

(対価及び費用の支払い)

第7条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求書により甲が支払うものとし、甲は請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては甘楽町学校給食センター所長、乙においては株式会社ジーエスエフ甘楽町学校給食センター業務責任者とし、連絡責任者確認書（別記様式第2号）により定めるものとする。ただし、その内容に変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、甘楽町学校給食センター調理・配達等委託業務契約期間とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、両者各1通を保有する。

令和7年12月3日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1

甘楽町長

乙 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

株式会社ジーエスエフ

代表取締役

3 災害危険区域関係

3-1 地すべり防止区域

(令和6年4月1日現在)

区分	区域名	第一次 河川名	第二次 河川名	当該 河川名	所在地	指定面積	指定年月日
国土整備 部関係	那須	鏑川	雄川	雄川	秋畠	52.95ha	S36.4.8
	荻の久保	鏑川	雄川	雄川	秋畠	15.40ha	S54.3.16
環境森林 部関係	梅ノ木入	鏑川	雄川	雄川	秋畠	31.50ha	S38.1.21
	栗ノ沢	鏑川	雄川	赤谷川	秋畠	16.23ha	S61.3.17
	二ツ石	鏑川	雄川	赤谷川	秋畠	65.99ha	H15.2.25
	内久保	鏑川	雄川	犬ノ沢	秋畠	20.57ha	H20.11.19
耕地関係	河振	利根川	鏑川	雄川	秋畠	30.20ha	S47.3.24

3-2 急傾斜地崩壊危険区域

(令和6年4月1日現在)

No.	整理番号	区域名	大字	字	指定年月日	告示番号
1	15-	裏根	秋畠	森下、大日	S47.10.20	582
2	20-	東梅の木平	秋畠	東梅の木平	S48.8.10	470
3	20-2	東梅の木平(追加)	秋畠	東梅の木平	S52.2.22	158
4	20-3	東梅の木平(追加)	秋畠	東梅の木平	S54.12.11	910
5	20-4	東梅の木平(追加)	秋畠	東梅の木平	H11.7.6	427
6	35-	赤谷	秋畠	赤谷	S50.12.9	802
7	35-2	赤谷(追加)	秋畠	赤谷	S52.2.22	158
8	183-	谷の口	秋畠	谷の口	S56.4.3	236
9	183-2	谷の口(追加)	秋畠	二ツ石	S61.8.19	590
10	226-	来波	秋畠	来波	S57.4.1	291
11	311-	滝の沢	秋畠	滝ノ沢	S61.8.19	590
12	319-	上来波	秋畠	柳平、来波	S62.6.9	417
13	319-2	上来波(追加)	秋畠	来波	S63.4.22	333
14	339-	谷	轟	日向、巖島、谷ノ上	S62.10.16	780
15	339-2	谷(追加)	轟	谷、中ノ山	H1.8.22	747
16	340-	内久保	秋畠	北平、内久保	S62.10.16	780
17	349-	栗の沢	秋畠	上の谷戸、栗の沢	S63.4.22	333
18	378-	久保	天引	久保	H1.8.22	747
19	431-	入山	秋畠	入山	H4.3.3	162
20	431-2	入山(追加)	秋畠	入山	H14.12.3	605
21	448-	赤谷平	秋畠	赤谷平	H5.1.26	61
22	472-	板穴	秋畠	御宮澤	H6.11.22	646
23	499-	西梅ノ木平	秋畠	西梅ノ木平、伏鹿	H9.4.22	312
24	578-	御宮沢	秋畠	御宮沢	H15.1.17	46

3-3 土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和5年4月28日現在)

区分	土砂災害の種類	土砂災害警戒区域（注1）	土砂災害特別警戒区域（注2）
平成25年1月18日 群馬県告示 第9号	急傾斜地の崩壊	123	123
	土石流	51	46
	地すべり	20	0
	計	194	169

- 注) 1 土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域
- 2 土砂災害特別警戒区域：上記土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域

3-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

整理番号	区域名	大字	指定期年月日	告示番号	急傾斜地		土石流	
					警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
K0710-1	梅の木入-1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0710-2	梅の木入-2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0710-3	梅の木入-3	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0711-1	足の萱-1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0711-2	足の萱-2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0711-3	足の萱-3	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0712-1	大入-1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0712-2	大入-2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0713-1	渡井戸1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0713-2	渡井戸2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0713-3	渡井戸3	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0714-1	板穴-1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0714-2	板穴-2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
K0715	来波 1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0716	来波 2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0717-1	内久保-1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0717-2	内久保-2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0718	滝の沢 (B)	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0719	滝の沢	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0720-1	入山-1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0721	谷の口	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0722-1	赤谷-1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0722-2	赤谷-2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0724	栗上	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0725-1	栗の沢-1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0725-2	栗の沢-2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0726	西梅ノ木平	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0727-1	東梅ノ木平-1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0727-2	東梅ノ木平-2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0727-3	東梅ノ木平-3	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0728-1	戦場-1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0728-3	戦場-3	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0728-4	戦場-4	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0729-1	裏根-1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0729-2	裏根-2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0730	谷	轟	R3.3.29	87	○	○		
K0731	久保	天引	R3.3.29	87	○	○		
K0732	来波 3	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0733	永州 1	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K0734-1	福厳寺 1	善慶寺	R3.3.29	87	○	○		
K0734-2	福厳寺 2	善慶寺	R3.3.29	87	○	○		

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
K0735	峯 1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0736	角崎 1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K0737	西天神	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K0738-1	岡平 1	天引	R3.3.29	87	○	○		
K0738-2	岡平 2	天引	R3.3.29	87	○	○		
K0739	長嚴寺	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K2972-1	西大久保 1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2972-2	西大久保 2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2973	二ツ石	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2974	沼久保	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2975	河振	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2979	御宮沢 A	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2980	来波 4	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2981	日向	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2982	竹ノ内	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2983	恩田 1	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2984	中沢 1	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2985	中沢 2	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2986	中沢 3	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2987	永州 4	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2988-1	永州 2	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2988-2	永州 3	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2989-1	萩宮 1	善慶寺	R3.3.29	87	○	○		
K2989-2	萩宮 2	善慶寺	R3.3.29	87	○	○		
K2990-1	枇杷の沢 1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2990-2	枇杷の沢 2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2990-3	枇杷の沢 3	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2991-1	萩の久保 1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
K2991-2	荻の久保 2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2991-3	荻の久保 3	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2991-4	荻の久保 4	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2992-1	峯 2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2992-2	峯 3	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2993	角崎 2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2994-1	西梅の木平 1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2994-2	西梅の木平 2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2995-2	裏根-3	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2996	裏根-4	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2997-1	北下沢 1-1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2997-2	北下沢 1-2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2998	北下沢 2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K2999	片角	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K3000-1	西梅の木平 3	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K3000-2	森戸	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K3001	赤谷戸 1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K3002-1	中郷 1-1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K3002-2	中郷 1-2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K3002-3	御宮沢 B	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K3003	稻荷前	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K3004	下引田 1	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K3005	下引田 2	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K3006-1	平石 1	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K3006-2	平石 2	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K3007	堂ノ入 1	天引	R3.3.29	87	○	○		
K3008	黒渕	天引	R3.3.29	87	○	○		
K3009	下鳥屋	天引	R3.3.29	87	○	○		

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
K3010	上ノ場	天引	R3.3.29	87	○	○		
K3011	前河原 1	天引	R3.3.29	87	○	○		
K3012	前河原 2	天引	R3.3.29	87	○	○		
K3013	中入	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K3014-1	浜井場 1	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K3014-2	浜井場 2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K3015	上鳥屋 1	天引	R3.3.29	87	○	○		
K3016-1	堀沢 1-1	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K3016-2	堀沢 1-2	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K3016-3	堀沢 1-3	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K3017	中沢イ	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K5070	河振向	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K5071	浜井場 3	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K5072	赤谷戸 2	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K5074-1	入木屋 1	天引	R3.3.29	87	○	○		
K5074-2	入木屋 2	天引	R3.3.29	87	○	○		
K5075	草喰	天引	R3.3.29	87	○	○		
K5076	堂ノ入 2	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K5078-1	紅葉山西 1	善慶寺、国 峰	R3.3.29	87	○	○		
K5078-2	紅葉山西 2	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K5079	仙洞院 1	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K5080	仙洞院 2	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K5081	仙洞院 3	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K5082	来波 5	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K5083	中郷イ	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
K5084	芳の元	秋畠	R3.3.29	87	○	○		
384- I -003	西萩沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
384-I-004-1	森戸川-1	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-I-004-2	森戸川-2	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-I-005	ごろた沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-I-006	雄川	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-I-007	足ノ萱沢川	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-I-008	地神平沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-I-009	谷津ヶ堀沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-I-010	浦山沢川	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-I-011	伏鹿沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-I-012	入山川	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-I-013	谷ノ口川	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-I-014	谷ノ口川東沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-I-015	栗ノ沢川	秋畠	R3.3.29	87			○	
384-I-016	峯ノ沢川	秋畠	R3.3.29	87			○	
384-I-017	荻ノ久保沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-I-018	裏根川	秋畠	R3.3.29	87			○	
384-I-019	城中沢	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-I-020	大光寺東川	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-I-021	日向沢	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-I-022	興巖寺1	国峰	R3.3.29	87			○	
384-I-023	興巖寺2	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-II-001	下鳥屋沢	天引	R3.3.29	87			○	○
384-II-002	上鳥屋南下沢	天引	R3.3.29	87			○	○
384-II-003	上鳥屋南上沢	天引	R3.3.29	87			○	○
384-II-004	天引川	天引	R3.3.29	87			○	○
384-II-005	八丁河原沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-II-006	大石平沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-II-007	御宮沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
384-II-008	河振沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-II-009	入山南沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-II-010	谷ノ口東沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-II-011	谷ノ口西沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-II-012	丸山沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-II-013	小平小沢	秋畠	R3.3.29	87			○	○
384-II-014	小平沢	秋畠	R3.3.29	87			○	
384-II-015	城川	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-II-016	大光寺川	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-II-017	竹ノ内沢	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-II-018	竹ノ内中沢	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-II-019	永州西沢	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-J-002	入木屋北沢	天引	R3.3.29	87			○	○
384-J-003	仙洞院沢	小幡	R3.3.29	87			○	○
384-J-004	入道谷沢	小幡	R3.3.29	87			○	○
384-J-005	光善入沢	小幡	R3.3.29	87			○	○
384-J-006	富士ノ越沢	轟、小幡	R3.3.29	87			○	○
384-J-007	茂木沢	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-J-008-1	日向西沢-1	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-J-008-2	日向西沢-2	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-J-009-1	永洲東沢-1	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-J-009-2	長善寺中沢	国峰	R3.3.29	87			○	○
計					123	123	51	46

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	地すべり	
					警戒 区域	特別 警戒 区域
99	那須平	秋畠	R3.3.29	87	○	
100	八丁河原	秋畠	R3.3.29	87	○	
101	河振向	秋畠	R3.3.29	87	○	
102	滝の沢	秋畠	R3.3.29	87	○	
103	入山	秋畠	R3.3.29	87	○	
104	荻の久保	秋畠	R3.3.29	87	○	
105	台持	秋畠	R3.3.29	87	○	
106	日向	国峰	R3.3.29	87	○	
384-1	城	国峰	R3.3.29	87	○	
384-2	栗の沢	秋畠	R3.3.29	87	○	
384-3	赤谷	秋畠	R3.3.29	87	○	
384-4	伏鹿	秋畠	R3.3.29	87	○	
384-5	芳の元	秋畠	R3.3.29	87	○	
384-6	沼	秋畠	R3.3.29	87	○	
384-7	赤谷戸	秋畠	R3.3.29	87	○	
384-8	梅の木入	秋畠	R3.3.29	87	○	
441	河振	秋畠	R3.3.29	87	○	
505	東梅ノ木平	秋畠	R3.3.29	87	○	
506	御宮沢	秋畠	R3.3.29	87	○	
507	板穴	秋畠	R3.3.29	87	○	
計					20	0

3-5 山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

地区番号	地区名	危険度	位 置	
			大字	字
1	小平	C	秋畠	小平
2	北下沢	B	秋畠	北下沢
3	西梅木平	A	秋畠	西梅木平
4	入山	A	秋畠	入山
5	滝の沢	B	秋畠	滝の沢
6	沼	A	秋畠	沼
7	枇杷ノ沢	A	秋畠	枇杷ノ沢
8	萩ノ宮	B	善慶寺	萩ノ宮
9	入木屋	B	天引	入木屋
10	桑ノ木沢	B	秋畠	桑ノ木沢
11	裏根	A	秋畠	裏根
12	西萩	A	秋畠	西萩
13	戦場	A	秋畠	戦場
14	来波	A	秋畠	来波
15	出仁田	B	秋畠	出仁田
16	永洲	C	国峰	永洲
17	西大久保	A	秋畠	西大久保
18	欠下	A	小幡	欠下
19	向山	A	秋畠	向山
20	長巖寺	B	小幡	長巖寺
21	光善入	B	小幡	光善入
22	入木屋	B	天引	入木屋

(2) 地すべり危険地区

地区番号	地区名	危険度	位 置	
			大字	字
1	城	B	国峰	城
2	粟の沢	A	秋畠	粟の沢
3	赤谷	A	秋畠	赤谷
4	伏鹿	C	秋畠	伏鹿
5	内久保	C	秋畠	内久保
6	来波	C	秋畠	来波

7	赤谷戸	A	秋畠	赤谷戸
8	梅ノ木入	A	秋畠	梅ノ木入
9	犬ノ沢	B	秋畠	犬ノ沢

(3) 崩壊土砂流出危険地区

地区番号	地区名	危険度	位 置	
			大字	字
1	竹ノ内	A	国峯	竹ノ内
2	大光寺	A	国峯	大光寺
4	大光寺	A	国峯	大光寺
5	久保	B	天引	久保
6	大平	A	秋畠	大平
7	大平2	A	秋畠	大平2
8	ムカイ	A	轟	向井
9	小巻平	B	秋畠	小巻平
10	谷ノ口	A	秋畠	谷ノ口
11	赤谷戸	A	秋畠	赤谷戸
12	芳ノ沢	A	秋畠	芳ノ沢
13	クロモト	B	秋畠	黒本
14	梅ノ木入	A	秋畠	梅ノ木入
15	オクヤマ	B	秋畠	奥山
17	沼	A	秋畠	沼
18	日向	B	国峰	日向
19	梅ノ木入	B	秋畠	梅ノ木入
20	仙堂院	C	小幡	仙堂院
21	丸山	C	小幡	丸山
22	稻舎2	B	秋畠	稻舎2
23	八丁河原	B	秋畠	八丁河原
24	伏鹿	A	秋畠	伏鹿
25	赤谷	C	秋畠	赤谷
26	討出	B	秋畠	討出
42	光善入	C	小幡	光善入

3-6 災害危険区域に関する類似用語の説明

区分	用語	所管省庁	説明
土石流	砂防指定地	国土交通省	砂防法第2条の規定に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定する土地。
	崩壊土砂流出危険地区	林野庁	山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となって流出するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
地すべり	地すべり防止区域	国土交通省 農林水産省	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定に基づき、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。
	地すべり危険地区	林野庁	地すべりが発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者その他の者に被害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域。
	山腹崩壊危険地区	林野庁	山腹の崩壊が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。
	土砂災害特別警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制をすべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。

4 災害対策関係

4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

番号	避難区域	名 称	所在地	一時避難場所	緊急	指定	ペット同行	備考
1	小幡	第1区住民センター	小幡 43	○				
2		城町公会堂	小幡 668-1	○				
3		第3区住民センター	小幡 1325-4	○				
4		上野公民館	上野 242-2	○				
5		轟産業文化センター	轟 406-6	○				
6		国峰住民センター	国峰 1675	○				
7		第7区住民センター	善慶寺 1340	○				
8		下井公会堂	善慶寺 686-1	○				
9		小幡小学校*	小幡 846	○	○	○	○	【福祉避難所】
10		旧第二中学校体育館	小幡 684-1	○	○	○		
11		甘楽ふるさと館*	小幡 2014-1	○	○	○		【福祉避難所】
12		道の駅甘楽*	小幡 444-1	○				
13	秋畠	梅の木平住民センター	秋畠 1614-2	○				土砂災害に注意
14		第10区住民センター	秋畠 4447	○				
15		第11区住民センター	秋畠 5112-2	○				土砂災害に注意
16		第12区住民センター	秋畠 2634-2	○				土砂災害に注意
17		谷の口公会堂	秋畠 2994-14	○				土砂災害に注意
18		旧第13区住民センター	秋畠 2147-1	○				土砂災害に注意
19		旧第14区住民センター	秋畠 485-1	○				土砂災害に注意
20		旧秋畠小学校	秋畠 1553-1	○	○	○		
21		旧第三中学校体育館*	秋畠 2438-1	○	○	○		土砂災害に注意
22		秋畠地域交流センター*	秋畠 1539-2	○				土砂災害に注意
23	福島	第15区公会堂	福島 1132-5	○				
24		福島公会堂	福島 718-1	○				
25		第17区公会堂	福島 1155-1	○				
26		鹿島公民館	福島 532-1	○				
27		笛公会堂	小川 279-2	○				
28		笛森公会堂	福島 1583-1	○				
29		二日市公会堂	小川 692-2	○				
30		第21区区民センター	白倉 18-19	○				
31		福島小学校*	福島 939-1	○	○	○	○	【福祉避難所】
32		甘楽町図書館 ら・ら・かんら*	福島 1258-2	○	○	○		【福祉避難所】
33	新屋	新田公会堂	白倉 640-1	○				
34		本村公会堂	白倉 967-2	○				
35		第23区住民センター	白倉 2254-1	○				
36		第24区住民センター	天引 1169-1	○				
37		天引農村婦人の家	天引 649-2	○				
38		金井研修センター	金井 882-1	○				
39		造石公会堂	造石 185-1	○				
40		庭谷公会堂	庭谷 649	○				
41		新屋小学校*	天引 38-1	○	○	○	○	【福祉避難所】
42		白倉研修センター	白倉 618-1	○				
43		甘楽町文化会館*	白倉 1322-1	○	○	○		【福祉避難所】
44		甘楽町体育館*	白倉 1355	○	○	○		【福祉避難所】
45		多世代サポートセンター にこにこ甘楽*	白倉 1395-1	○	○	○		【福祉避難所】
46		甘楽中学校*	白倉 1411	○	○	○	○	【福祉避難所】
47		防災交流センター*	白倉 1411	○	○	○		【福祉避難所】

(注) *印：特設公衆電話設置(可能)施設 **緊急**：指定緊急避難場所 **指定**：指定避難所
一時避難場所：近所の人たちが集まって様子を見る場所、集団で避難するための身近な集合場所

4-2 防災関係機関連絡先

1 群馬県

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
総務部危機管理課 総務部消防保安課	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1		027-226-2244 027-226-2241	027-221-0158
甘楽富岡振興局 富岡行政県税事務所	〒370-2454 富岡市田島 343-1	総務振興係	0274-62-9525	0274-63-5141
富岡土木事務所	〒370-2454 富岡市田島 343-1		0274-63-2255	0274-64-3524
群馬県警察本部	〒371-8580 前橋市大手町 1-1-1	警備部警備第二課 危機管理対策室	027-243-0110	
富岡警察署	〒370-2316 富岡市富岡 1198	警備課	0274-62-0110	

2 消防本部

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
富岡甘楽広域市町村 圏振興整備組合 富岡甘楽広域消防本部	〒370-2454 富岡市田島 26		0274-62-4325	0274-64-5665
		総務課	0274-62-4326	
		予防課	0274-62-4306	
		警防課	0274-62-4333	
		指揮管理課	0274-62-4325	
富岡消防署	〒370-2454 富岡市田島 26		0274-62-4325	0274-64-5665
富岡消防署 甘楽分署	〒370-2211 甘楽町大字小川 328-1		0274-74-3139	0274-74-3139

3 指定地方行政機関

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
関東管区警察局	〒330-9726 さいたま市中央区新都心 2-1	広域調整部	048-600-6000	048-601-5022
		広域調整第二課	内線 5541	
		*当直室	048-600-6000	
関東総合通信局	〒102-8795 千代田区九段南 1-2-1	防災対策推進室	03-6238-1790	03-6238-1629
関東財務局	〒330-9716 さいたま市中央区新都心 1-1	総務部総務課	048-600-1078	048-600-1247
前橋財務事務所	〒371-0026 前橋市大手町 2-3-1	総務課	027-221-4491	027-224-4426
		*総務課	027-896-2001	
関東信越厚生局	〒330-9713 さいたま市中央区新都心 1-1	総務課	048-740-0711	048-601-1325
群馬労働局	〒371-8567 前橋市大手町 2-3-1	総務課	027-896-4732	027-896-2080
関東農政局	〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-	企画調整室	048-740-0464	048-600-0602

	1			
群馬県拠点	〒371-0025 前橋市紅雲町 1-2-2	地方参事官室	027-221-1181	027-221-7015
関東森林管理局	〒371-8508 前橋市岩神町 4-16-25	総務企画部 企画調整課	027-210-1150	—
関東経済産業局	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	総務企画部総務 課危機管理・災 害対策室	048-600-0211	048-601-1310
関東東北産業保安監督 部	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	管理課	048-600-0434	048-601-1279
関東地方整備局	〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1	防災室	048-600-1333 内線 2165	048-600-1376
高崎河川国道事務 所	〒370-0841 高崎市栄町 6-41	防災課	027-345-6044 内線 208	027-345-6094
		道路管理第二課	027-345-6043 内線 441	027-345-6093
		河川管理課	027-345-6041 内線 331-441	027-345-6091
		*情報連絡員	027-345-6070	027-345-6099
関東運輸局	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57	総務部安全防 災・危機管理課	045-211-7269	045-681-3328
群馬運輸支局	〒371-0007 前橋市上泉町 399-1	企画輸送監査	027-263-4440 ※ガイダンス 「5」	027-261-0032
東京航空局 (東京空港事務所)	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-1	空港安全部空港 危機管理課	03-5757-3020	03-5757-3040
東京管区気象台	〒204-8501 東京都清瀬市中清戸 3-235	総務部業務課	042-497-7208	042-495-3159
前橋地方気象台	〒371-0026 前橋市大手町 2-3-1	防災業務担当	027-896-1220	027-896-1164
関東地方測量部	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15	防災課	03-5213-2054	03-5213-2077
北関東防衛局	〒330-9721 さいたま市中央区新都心 2-1	地方協力確保課	048-600-1844	048-600-1832
		*当直室	048-600-1800	048-600-1846

4 陸上自衛隊

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
第 12 旅団				
司令部	〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井 1017-2	第 3 部防衛班 *	0279-54-2011 内線 2286・ 2287 2208 (当直 長)	0279-54-2011 内線 2239
第 12 後方支援隊	〒370-1300 高崎市新町 1080	第 3 科	0274-42-1121 内線 229	0274-42-1121 内線 239

5 指定公共機関

機関名	所在地	防災担当部署	(*印は勤務時間外の連絡先)	
			連絡先	電話
日本郵便(株) (関東支社)	〒330-9797 さいたま市中央区新都心3-1	経営管理本部総務部 危機管理担当	048-600-2032	048-767-6074
前橋中央郵便局	〒371-8799 前橋市城東町1-6-5	総務部	027-234-5503	027-232-8957
NTT東日本(株) (群馬支店)	〒370-0829 高崎市高松町3	災害対策室 *災害対策室	027-321-5660 027-325-7999	027-330-3008
(株)NTTドコモ (群馬支店)	〒370-0829 高崎市高松町13	株式会社群馬支店 ネットワーク部エリア品質担当	027-393-6414	027-393-6423
日本銀行(前橋支店)	〒371-8640 前橋市大手町2-6-14	総務課	027-225-1111	027-220-1025
日本赤十字社 (群馬県支部)	〒371-0833 前橋市光が丘町32-10	事業推進課	027-254-3636	027-254-3637
群馬県赤十字血液センター	〒379-2154 前橋市天川大島町2-31-13	総務課 *学術情報・供給課	027-224-2118 027-221-2555	027-221-4490 027-224-9522
日本放送協会 (前橋放送局)	〒371-8555 前橋市元総社町189	経営管理企画センター *経営管理企画センター	027-251-1711 027-253-7631	027-253-0368
東日本高速道路 (株) (関東支社)	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-11-20	管理事業統括課	048-631-0001	048-631-0002
高崎管理事務所	〒370-0015 高崎市島野町831	管理担当課	027-353-0211	027-353-0924
独立行政法人水資源機構(本社)	〒330-6008 さいたま市中央区新都心11-2	ダム事業部ダム管理課 水路事業部利水課	048-600-6543 048-600-6544	048-600-6540
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構(本部)	〒263-8555 千葉県千葉市稻毛区穴川4-9-1	高度被爆医療センター運営企画室 *	043-206-3115 080-1106-0994	043-206-4095
高崎量子応用研究所	〒370-1292 高崎市綿貫町1233	管理部保安管理課 *正門警備詰所	027-346-9290 027-346-6698	027-346-9692 027-346-9668
東日本旅客鉄道 (株) (高崎支社)	〒370-8543 高崎市栄町6-26	鉄道事業部 安全企画ユニット	027-320-7126	027-320-7127
東京ガスネットワーク(株) (群馬導管・設備センター)	〒370-0045 高崎市東町134-6	群馬導管・設備センター	027-322-0599	027-323-1913
日本通運(株) (群馬支店)	〒370-0849 高崎市八島町58-1 5F	総務	027-395-7010	027-395-7201
東京電力パワーグリッド(株) (群馬総支社)	〒371-0023 前橋市本町1-8-16	業務総括グループ *コンタクトセンター	027-898-4121 0120-995-007	027-225-1511

6 指定地方公共機関

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
(公社)群馬県医師会	〒371-0022 前橋市千代田町 1-7-4		027-231- 5311	027-231- 7667
(公社)群馬県歯科医師会	〒371-0847 前橋市大友町 1-5-17		027-252- 0391	027-253- 6407
(公社)群馬県看護協会	〒371-0007 前橋市上泉町 1858-7		027-269- 5565	027-269- 8601
(一社)群馬県L P ガス協会	〒371-0854 前橋市大渡町 1-10-7		027-255- 6121	027-280- 6170
群馬県石油協同組合	〒371-0854 前橋市鳥羽町 35-5		027-251- 1888	027-251- 1771
上信電鉄(株)	〒370-0848 高崎市鶴見町 51	鉄道部	027-323- 8073	027-323- 8650
(一社)群馬県バス協会	〒379-2166 前橋市野中町 322-1		027-261- 2072	027-212- 0885
(一社)群馬県トラック協会	〒379-2194 前橋市野中町 322-1	総務部	027-261- 0244	027-261- 7576
群馬テレビ(株)	〒371-8548 前橋市上小出町 3-38-2	報道部	027-219- 0007	027-232- 0197
(株)エフエム群馬	〒371-0022 前橋市千代田町 2-3-1	報道部	027-230- 1882	027-230- 1903
(福)群馬県社会福祉協議会	〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12		027-255- 6033	027-255- 6173
甘楽多野用水土地改良区	〒370-2343 富岡市七日市 729-1		0274-62- 0226	0274-67- 5519
鏑川土地改良区	〒370-2316 富岡市富岡 1726-1		0274-63- 6393	0274-64- 1394

4-3 災害備蓄品等備蓄状況

(令和7年9月1日現在)

品名		規格等	保管施設名	数量	合計	単位
食 品	乾燥米 (アルファ米)	五目ごはん、わかめごはん、ドライカレー、白がゆ、たけのこごはん、えびピラフ、きのこごはん	秋畠地域交流センター	100	4,950	食
			甘楽中学校防災倉庫	2,350		
			旧甘楽分署	2,500		
	飲料水	2ℓ	甘楽中学校防災倉庫	840	840	本
	飲料水 (かんらの天水)	500 mL	秋畠地域交流センター	240	4,152	本
			甘楽中学校防災倉庫	1,200		
			にこにこ甘楽	2,352		
			ら・ら・かんら	360		
	給水袋	背負い式 6ℓ	旧甘楽分署	200	300	個
			一般廃棄物最終処分場	100		
物 品	大毛布		甘楽中学校防災倉庫	74	74	枚
	非常用毛布	3WAY毛布	秋畠地域交流センター	20	780	枚
			甘楽中学校防災倉庫	280		
			旧甘楽分署	480		
	段ボールベッド	組立式	旧甘楽分署	33	83	組
			にこにこ甘楽	50		
	災害用簡易トイレ	スケットトイレ・クリーンSH	旧甘楽分署	3,200	3,200	袋
	簡易トイレ用便器	スケットトイレ用・クリーン用	旧甘楽分署	22	22	個
	ブルーシート		(旧)秋畠小学校	30	137	枚
			旧甘楽分署	107		
	サーナカルマスク (大人)	M-95・フェイスロック	旧甘楽分署	30,000	30,000	枚
	高性能マスク		旧甘楽分署	800	800	枚
	フェイスシールド		旧甘楽分署	100	100	組
	防刃手袋		甘楽町役場	20	20	双
	軍手		甘楽町役場	120	120	双
	ゴム手袋		甘楽町役場	20	20	双
	ゴーグル		甘楽町役場	10	10	個
	システム畳	軽量タイプ	秋畠地域交流センター	10	10	式
	段ボール間仕切り	半畳×6枚	旧甘楽分署	54	92	組
			にこにこ甘楽	8		
			町内大規模避難所	30		
	避難所間仕切り (4部屋セット)	4.2m×4.2m×1.8m	甘楽中学校防災倉庫	10	45	組
			旧甘楽分署	13		
			町内大規模避難所	22		
	アクリルパーテーション		にこにこ甘楽	10	90	枚
			町内大規模避難所	80		
	紙おむつ(大人用)	22枚入り	旧甘楽分署	24	24	パック
	紙おむつ(子ども用)	42枚入り	旧甘楽分署	16	16	パック

機具等	生理用品		旧甘楽分署	10	10	パック
	弾性ストッキング		旧甘楽分署	55	55	足
	非接触型体温計		旧甘楽分署	41	41	個
	浄水機（造水機）	耐震性貯水槽設置場所に配備	小幡小学校防災倉庫	1	5	式
			甘楽総合公園防災倉庫	1		
			神明山防災広場	1		
			福島北防災広場	1		
			甘楽中学校防災倉庫	1		
	発電機	燃料：ガソリン、LPG ガス、カセットボンベ	小幡小学校防災倉庫	1	15	台
			福島北防災広場	1		
			甘楽中学校防災倉庫	5		
			旧甘楽分署	3		
			甘楽町役場	5		
	発電機	インバータ付	甘楽町役場	3	3	台
	給電器 (パワームーバー)	4.5kw. AC 100V. 3口	旧甘楽分署	2	2	台
	投光器		甘楽中学校防災倉庫	1	1	台
	蓄電池	容量 2400Wh	旧甘楽分署	3	3	台
	災害用簡易トイレ	マンホールトイレ	福島北防災広場	4	4	式
	大型送風機		にこにこ甘楽	4	40	台
			町内大規模避難所	36		
	ストーブ	燃料：石油	甘楽中学校防災倉庫	22	23	台
	スコップ	剣型・平形	甘楽中学校防災倉庫	96	96	本
	チェーンソー		甘楽町役場	2	2	台

4-4 気象警報・注意報の種類及び発表基準

(令和5年6月8日現在 前橋地方気象台)

種類		発表基準(甘楽町)
一般の利用に適合するもの	風雪注意報	平均風速がおおむね 13m/s を超え、雪を伴い、被害が予想される場合。
	強風注意報	平均風速がおおむね 13m/s を超え、強風による被害が予想される場合。
	大雨注意報	かなりの降雨により、被害が予想される場合。 雨量が次の基準に到達することが予想される場合。 ・表面雨量指数(※1)基準 10 ・土壤雨量指数(※2)基準 70
	大雪注意報	大雪による被害が予想される場合。12 時間の降雪の深さが平地で 5 cm、山地で 5 cm を超えると予想される場合。
	低温注意報	夏期：低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合。 冬期：最低気温が-6°C以下と予想される場合(前橋地方気象台の値)。
	濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視程が 100m 以下になると予想される場合。
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度が 25%以下で、実効湿度が 50%以下になると予想される場合(前橋地方気象台の値)。
	なだれ注意報	なだれによる被害が予想される場合。 次の条件に該当する場合。 1. 積雪があつて、24 時間の降雪の深さが 30 cm 以上のとき。 2. 積雪が 50 cm 以上で、日平均気温が 5°C 以上、又は日降水量が 15 mm 以上のとき。
	着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。
	霜注意報	早霜、晩霜等により、農作物に著しい被害が予想される場合。 早霜、晩霜期に最低気温が 3°C 以下と予想される場合。
	地面現象注意報(※3)	大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等による被害が予想される場合。
	浸水注意報(※3)	大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畠等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等により、被害が予想される場合。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等に伴い河川の水が増し、河川の堤防、ダムに損傷を与える等により、被害が予想される場合。 雨量が次の基準に到達することが予想される場合。 ・流域雨量指数(※4)基準 鎌川流域=34.6、天引川流域 4、白倉川流域 4.7、雄川流域=9.9 ・複合基準なし・指定河川洪水予報による基準なし
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨注意報(※5)	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用洪水注意報(※5)	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
一般の利用に適合	暴風警報	平均風速がおおむね 18m/s を超え、重大な被害が予想される場合。
	暴風雪警報	平均風速がおおむね 18m/s を超え、雪を伴い、重大な被害が予想される場合。
	大雨警報	大雨により重大な被害が予想される場合。 雨量が次の基準に到達することが予想される場合。 ・浸水害：表面雨量指数基準 15

		・土砂災害：土壤雨量指数基準 140
	大 雪 警 報	大雪により重大な被害が予想される場合。12時間の降雪の深さが平地で20cm、山地で20cmを超えると予想される場合。
	地 面 現 象 警 報 (※3)	大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な被害が予想される場合。
	浸 水 警 報 (※3)	大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畠等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫等により、重大な被害が予想される場合。
	洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪等に伴い河川の水が増し、河川の堤防、ダムに損傷を与える等により、重大な被害が予想される場合。 雨量が次の基準に到達することが予想される場合。 ・流域雨量指数基準 鏡川流域=43.3、天引川流域5.7、白倉川流域6.8、 雄川流域=12.4 ・複合基準なし・指定河川洪水予報による基準なし
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 大雨警報(※5)	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用 洪水警報(※5)	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm	

※1 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が地中に浸み込まずに、地表面にどれだけ留まっているかを指数化したもの。

※2 土壤雨量指数とは、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算する。

※3 この注意報・警報は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

※4 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。

※5 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の利用に適合する注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動の語は使用しない。

※6 平坦地とは、概ね傾斜が30パーセント以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用途+幹線交通用地）/（すべて—河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が25パーセント以上の地域

《警報・注意報基準一覧表の解説》

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表される。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられ

る場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

4-5 消防団責任分担区域

(令和7年4月1日現在)

名 称		責任者	団員	担当区域
第1分団	第1部	第1分団長	18人	小幡（1区）、善慶寺、国峰
	第2部		18人	小幡（2区、3区）、上野、轟
	第3部		12人	秋畠
第2分団	第1部	第2分団長	22人	福島、小川、白倉（大山）
	第2部		20人	白倉（大山以外）、天引
	第3部		20人	金井、造石、庭谷
交通指導隊		隊 長	12人	町内全域

4-6 要配慮者利用施設

1 老人福祉施設

(令和7年4月1日現在)

施設の名称	所在地	電話	備考
特別養護老人ホーム シルク 特別養護老人ホーム シルク ゆにっこ デイサービスセンター・シルク	白倉 1384-1	60-4151	
特別養護老人ホーム シルク・おばた ショートステイ シルク・おばた	善慶寺 1351	67-5533	
小規模多機能型居宅介護事業所 シルク・ おばた	善慶寺 1362-1	67-7250	
社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会	白倉 1384-1	74-5700	
デイサービス もんれーぶ	小川 37-7	67-0555	
グループホーム こころ	白倉 557	74-4300	
グループホーム さら	白倉 831-58	67-5356	
グループホーム めぐみ	善慶寺 900-12	74-7708	
アットホーム尚久かんら	金井 279-1	67-5600	
アットホーム尚久かんら小幡	福島 1594-4	64-8500	
メリイホームかんら デイサービスメリイかんら	小幡 541-1	67-7691	
サービス付き高齢者向け住宅 さざんか デイサービスセンターさざんか	小幡 109-1	67-7155	
ふるさとホーム甘楽町 ケアステーションあさひ甘楽町（通所）	金井 57-1	67-7102	

2 障がい児（者）福祉施設

(令和7年4月1日現在)

施設の名称	所在地	電話	備考
甘楽町地域活動支援センター あゆみ	小幡 699	74-4454	
放課後等デイサービス カラフルふくしま	福島 28-4	67-5740	
放課後等デイサービス カラフルかんら	福島 972-20	67-7766	
放課後等デイサービス 双葉	福島 289-1	67-5177	
障がい者福祉サービス事業所 糸葉	福島 289-1	67-5177	
多機能型通所支援事業所 フォーシーズン	天引 193-2	67-1390	
就労継続支援 B型 プレバレ	善慶寺 1415-4	67-5280	

3 保育園・認定こども園・学童クラブ・子ども教室

(令和7年4月1日現在)

施設の名称	所在地	電話	備考
公私連携型かんら保育園	白倉 1380-1	74-3172	
公私連携・幼保連携型認定こども園 めぶきの森かんら	小川 328-7	67-5135	
小幡学童保育所（小幡小学校内）	小幡 846	080-1705-5930	
福島学童保育所（福島小学校内）	福島 939-1	080-1705-5909	
新屋学童保育所	天引 26	080-1705-5927	
小幡放課後子ども教室（小幡小学校内）	小幡 846	080-1705-5930	

福島放課後子ども教室（福島小学校内）	福島 939-1	080-1705-5909	
新屋放課後子ども教室	天引 26	080-1705-5927	

4 医療等提供施設

(令和7年4月1日現在)

施設の名称	所在地	電話	備考
小幡医院	小幡 966	74-2018	
小幡医院分院（秋畠地域交流センター）	秋畠 1539-2	74-9007	土砂災害警戒区域
篠原整形外科医院	福島 1151	74-2227	
原医院	金井 453	74-5656	
奥村クリニック	福島 750-2	74-7182	
こがはらクリニック	白倉 622-1	70-4066	
安藤医院	福島 110-5	74-7717	
もみの木こどもクリニック	福島 818-4	67-1040	
とみおか心療クリニック	福島 775-1	67-7830	
萩原歯科医院	上野 3073-1	74-3735	
大貫歯科医院	善慶寺 1353-2	74-6480	
上條歯科医院	金井 437	74-6430	
かんら歯科医院	善慶寺 1195-1	74-6556	
きたはら歯科医院	福島 1337-1	74-6487	
ふくしま町歯科クリニック	福島 818-1	74-7451	
カズデンタルオフィス	小幡 175-1	67-7874	
原歯科医院	金井 76-1	67-7768	
中村接骨院	福島 1250-4	74-6200	
気風舎鍼灸接骨院	小川 692-1	74-3733	

ほりぐちはり・きゅう接骨院	福島 1712-1	67-5329	
いいづか治療院	造石 222-19	74-5977	

4-7 ヘリポート予定地

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	面積	備考
甘楽中学校	甘楽町白倉 1411	150 m×100m	
甘楽総合公園	甘楽町小幡 1343	30,000 m ²	
琴平山運動公園	甘楽町秋畑 1414	5,695 m ²	
福島河川緑地広場	甘楽町福島	57,526 m ²	
甘楽町陸上競技場	甘楽町白倉 1326	36,930 m ²	

4-8 緊急輸送道路

(令和7年4月1日現在)

指定区分	種別	路線名	管理者	備考
群馬県	高速道路	上信越自動車道	東日本高速道路（株）	
	国道	国道 254 号	群馬県	
	主要地方道	富岡神流	群馬県	
	一般県道	下高尾小幡	群馬県	

4-9 輸送拠点

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	備考
甘楽中学校	甘楽町大字白倉 1411	
甘楽町陸上競技場	甘楽町大字白倉 1326	

4-10 応急仮設住宅設置予定地

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	敷地面積(m ²)	戸数	備考
甘楽総合公園	甘楽町大字小幡 1343 他	17,000	148	
琴平山運動公園	甘楽町大字秋畑 1430 他	2,000	30	
甘楽町陸上競技場	甘楽町大字白倉 1326 他	9,000	70	

4-11 災害廃棄物仮置場候補地

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	備考
甘楽町文化会館西側駐車場	甘楽町大字白倉 1322-1	
旧甘楽第二中学校校庭	甘楽町大字小幡 684-1	

4-12 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）

1. 基本的な考え方

(1) 計画の目的

近年、全国的に多発した自然災害における犠牲者の多くが高齢者であり、災害時に自力で避難することが困難な方（「避難行動要支援者」という。以下「要支援者」と略す。）に対する支援が防災対策上の喫緊の課題となっている。

このため、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定める「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「避難支援プラン」と略す。）を策定（R7修正）する。

この計画は、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H28.8 内閣府）」を踏まえ、本町における要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本として、要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の防災体制を強化することを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

避難支援プランは、要支援者対策を具体化し、支援体制の整備を図るための対応マニュアルとして位置付けるものである。

避難支援プランは、支援に関する概要を示した「全体計画」と、要支援者一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した「個別計画」（名簿・台帳）で構成する。

今後、町は計画を実効性のあるものとするために、自主防災組織などの組織率を向上させるとともに、隨時、関係機関等で内容を検討し、必要に応じて見直しを行っていくものとする。

(3) 自助・共助・公助の役割分担

災害発生時に最も重要なのは、自ら身を守る「自助」であり、このことは要支援者及びその家族にもあてはまるものである。

しかし、要支援者は、その身体的特性等から「自助」が困難である場合が想定されることから、要支援者支援においては、自治会や自主防災組織、近隣住民等の地域における支援活動（「共助」）が特に重要なとなる。

よって、要支援者支援については、「自助」及び近隣の「共助」による支援のあり方、並びに「自助」・「共助」では必要な支援が受けられない場合における「公助」による支援のあり方についての検討を進める。

2. 避難支援プランの対象者の考え方

(1) 対象者の範囲

本町における避難支援プラン(個別計画)の対象者となる要支援者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等がその対象の範囲と考えられる。

しかしながら、要支援者すべてに対して、避難支援プランを作成することが理想であるが、対象者が広範囲になることによって、その特定や現実的な対応が困難になることが予想されるため、当町における避難支援プラン(個別計画)の対象者となる要支援者の範囲は、次の方々のうち、直接的な支援が必要であり、在宅かつ家族による避難支援が困難な方を対象者とする。

- ① 介護保険における要介護者(要介護3以上)
- ② 身体障がい者(身体障がい1・2級)
- ③ 知的障がい者(療養手帳A)
- ④ 精神障がい者(精神保健福祉手帳1級)
- ⑤ 難病患者
- ⑥ 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者
- ⑦ その他町長が認める者

なお、避難支援プラン(個別計画)の策定にあたっては、支援すべき要支援者の優先度を検討し、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立の恐れのある地域の者を重点的・優先的に進めるものとする。

(2) 特徴把握の必要性

要支援者には、様々なハンディキャップを抱えた人が含まれていることから、その支援を的確かつ有効に行うためには、対象者の一人ひとりに対する個別的、具体的な対応が必要である。

このため、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、要支援者一人ひとりに関する各種状況及びそれに付随する関連情報を的確に把握するとともに、把握した情報に基づく要支援者ごとの特性に配慮した支援内容を作成するものとする。

3. 要支援者情報の収集・共有方法

(1) 要支援者の把握

災害発生時において、要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、要支援者の把握と地元行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員等の関係者間での情報共有が必要であり、日ごろから要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう名簿(リスト)等を作成しておくことが重要である。

なお、これらの情報を災害時以外に庁内や関係者間で共有する場合には、甘楽町個人情報保護審査会の意見を聴いて行うものとする。

災害時の避難などについて、町は次に掲げる通常業務等を通じて、要支援者情報の把握に努めるものとする。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する
- ② 障がい者の情報に関しては、各種障がい者手帳台帳における情報、障がい程度区分情報等により把握する
- ③ 一人暮らしの高齢者世帯などの情報に関しては、一人暮らし高齢者基礎調査を活用する等により把握する
- ④ 民生委員・児童委員等からの情報収集により把握する
- ⑤ 福祉団体、国際交流団体などの関係者からの情報収集により把握する

(2) 要支援者情報の収集

避難支援プランを策定し、避難支援体制の整備を進めていくためには、平常時からの要支援者情報の収集・共有が不可欠である。このため、上記により要支援者の把握をするほか、次に示す三つの方式による取り組みを進める。

< I 関係機関共有方式 >

要支援者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要支援者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員・児童委員などの関係機関等で共有する方式。

町は、福祉関係部局等が把握している要支援者に関する上記の情報について、甘楽町個人情報保護条例の規定に基づき、関係部局での共有に努めるとともに、住所や氏名等の基本的な情報については、自主防災組織、民生委員・児童委員等に対して、個人情報保護審査会への諮詢・了承を経て、当該情報の提供を行うものとする。

なお、要支援者リストの整備や避難支援プラン(個別計画)の策定にあたっては、これらの基本的な情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合には、要支援者本人の同意を得ながら収集するものとする。

自主防災組織等に要支援者に関する情報を提供する場合については、誓約書等の提出により守秘義務を確保するとともに、研修会の実施などにより、その周知を図る。

< II 手上げ方式 >

要支援者登録制度について広報・周知した後、自ら要支援者リスト等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

要支援者の該当者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から地元行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員などの避難支援者等に対して、個人情報を開示することに同意する者は、登録申請書に必要事項を記入し、町長に提出するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

◆具体的な取り組み方法

① 制度の広報・周知

広報誌、ホームページ等により、要支援者登録制度の周知を図る。

② 手上げ者の制度登録

制度登録の意思を示した者に対して、個別訪問等により本人の生活実態を調査し、支援の必要性を検討する。

実態調査の結果、要支援者に該当する者には、避難支援の仕組みを説明し、個人情報を避難支援関係者(避難支援者、民生委員・児童委員、自主防災組織等)に提供することについて確認する。同意者については、支援制度への登録手続きを取る。

③ 避難支援プラン(個別計画)の作成・共有・管理

登録手続きの際に、避難支援関係者の協力を得ながら、要支援者一人ひとりが複数の避難支援者を定め、避難場所及び避難経路などを整理した上で、登録届を「避難支援プラン(個別計画)」として取りまとめる。

記載内容は、別添「甘楽町災害時要支援者避難支援制度登録届」のとおり。

避難支援プラン(個別計画)は、町関係部局及び避難支援関係者間で共有・管理する。

④ 避難支援プラン(個別計画)の追加・更新等

適宜、関係者の届出により最新の情報に更新するとともに、年1回は新規要支援者の追加等の更新を行う。

< III 同意方式 >

自主防災組織、民生委員・児童委員等は、地域において支援が必要な人を把握し、要支援者リストへの登録を直接働きかける方式。

登録に際しては、手上げ方式と同様に個人情報を開示することについて、要支援者から同意を得る。

◆具体的な取り組み方法

① 対象予定者の把握

関係部局の要支援者情報を収集し、要支援者リストを作成する。

② 実態調査及び同意確認

要支援者リストに基づき、民生委員・児童委員が対象予定者を個別訪問し、面接により生活実態等の調査を実施する。

実態調査の結果、要支援者に該当する者には、避難支援の仕組みを説明し、個人情報を避難支援関係者(避難支援者、民生委員・児童委員、自主防災組織等)に提供することについての同意を確認する。

同意者については、支援制度への登録手続きをとる。

不同意者については、別に台帳を(不同意リスト)を作成し、町関係部局のみで共有するとともに、災害時には当該情報を安否確認等に利用する。

③ 避難支援プラン(個別計画)の作成・共有・管理

同意者からの登録手続きの際に、避難支援関係者の協力を得ながら、要支援者一人ひとりが複数の避難支援者を定め、避難場所及び避難経路などを整理した上で、登録届を「避難支援プラン(個別計画)」として取りまとめる。

記載内容は、別添「甘楽町災害時要支援者避難支援制度登録届」のとおり。

避難支援プラン(個別計画)は、町関係部局及び避難支援関係者間で共有・管理する。

④ 避難支援プラン(個別計画)の追加・更新等

適宜、関係者の届出により最新の情報に更新するとともに、年1回は新規要支援者の追加等の更新を行う。

いずれの方式も単独での実施のみでは、避難支援プランの策定内容が不十分になることも考えられることから、いくつかの方式を組み合わせて実施することも考慮する。

＜補足＞

- ・要支援者情報の収集・共有に関しては、まず、関係機関共有方式により、対象とする要支援者の情報を共有し、その後、避難支援プランを策定するために必要な情報をきめ細かく把握するために、同意方式により本人から確認しつつ進めることが望ましい。
- ・要支援者情報を把握する場合においては、上記の(1)、(2)、(3)の方式を単独で行うだけでなく、手上げ方式と同意方式の併用(手上げ方式で広く登録を呼びかけるとともに、自主防災組織等において支援が必要と考えられる人に直接働きかける)などの方法も考慮する。

4. 避難支援体制

(1) 災害時要支援者支援チームの設置

役場内に、情報の共有、避難支援プランの策定、要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に進めるため、横断的組織として「災害時要支援者支援チーム」を設ける。

支援チームの位置づけ、構成及び業務は以下のとおりとする。

① 位置づけ

平常時は、防災担当部局(防災担当)や福祉担当部局(福祉・介護担当)等による横断的なプロジェクトチームとする。災害時は、災害対策本部の救護衛生班に設置する。

② 構成

平常時は、班長(福祉担当係長・介護担当係長)、班員(福祉担当者、介護担当者等)で構成する。

避難支援体制の整備に関する取り組みを進めていくにあたっては、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者の参加を得ながら進める。

災害時は、基本的に福祉・介護担当課長、福祉・介護担当者で構成する。

③ 業務

平常時：要支援者情報の共有化、避難支援プランの策定、要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等。

災害時：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要支援者サポーター(仮称)等との連携・情報共有等。

(2) 関係機関との連携

町は、自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者と連携し、個々の要支援者に対応する避難支援者を明確化するものとする。

避難支援者は、要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア等の構成員から複数名選出する。

(3) 避難支援者の選定

災害時の緊急性を考慮すると、避難支援者は要支援者の近隣に居住していることが望ましいため、要支援者本人や家族の希望を尊重しながら、民生委員・児童委員の協力を得て、避難支援者を選定する必要がある。

避難支援者の選定にあたっては、要支援者に対し、要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により、行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、要支援者の支援が困難となる場合もあり、要支援者の自助が必要不可欠であることについて、十分に周知することとする。

さらに、要支援者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要支援者支援に関する人材を育成し、避難支援者を増やしていくこととする。

5. 避難情報の発令・伝達方法

災害発生または発生の恐れのある場合は、避難情報を発令する判断基準を明確化するものとし、判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとする。

情報伝達は、下記によって行う。

(1) 情報伝達ルート

避難準備情報等については、要支援者及び避難支援者等へ直接伝達する必要がある。

そのため、災害時要支援者支援チームは、平常時から要支援者と接している民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉関係者と連携を図り、各団体のネットワークを情報伝達に活用し、要支援者及び避難支援者に対し、確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

(2) 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障がいの状況に応じて、次の手段についても活用を検討する。

- ・聴覚障がい者：インターネット(電子メール、携帯メール等)、テレビ放送、FAX
- ・視覚障がい者：防災行政無線個別受信機、携帯電話(受信メールを読みあげる機能付き)
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 等

(3) 避難情報の発令と発令時の状況等

避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表1のとおりとする。また、避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりとする。

表1

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	町長 (災害対策基本法第56条)	・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	・立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	・立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長又は知事 (災害対策基本法第60条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財

			産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。
緊急安全確保	町長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

表2

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することができて危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

6. 防災マップ等の整備・活用

町は防災マップ（土砂災害ハザードマップ）等を作成し、住民に活用されるよう各世帯への直接配付や転入者に対する窓口での配布に努めるものとする。

また、各種マップを用いて要支援者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に要支援者を支援する人などへの周知を徹底し、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

あわせて、消防、警察、自主防災組織、避難支援者等と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の要支援者に関する情報を共有し、これら情報を各種マップを組み合わせて、円滑に

避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、洪水、土砂災害に備えるものとする。

7. 安否確認

(1) 安否確認の方法

要支援者の安否確認については、町は次のような手段を講じて行うこととし、地元行政区や自主防災組織、地域包括支援センター等の福祉関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとする。

確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 避難者名簿 ▪ 民生・児童委員の調査に基づく報告 ▪ 障がい者団体、福祉関係団体等の調査に基づく報告 ▪ 自主防災組織の調査に基づく報告 ▪ 庁内関係部署の調査に基づく報告 ▪ その他関係機関の調査に基づく報告
------	--

(2) 安否情報窓口の設置

町は、関係機関や避難支援者による安否確認、安否情報の集約、要支援者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、災害時の救護衛生班に安否情報窓口を設置する。

8. 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民等が連携し、避難支援プラン(個別計画)に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、町、消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ、連携して対応する。

また、要支援者自身も、平時に自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに移動してみるなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定にあたっては、地震の際に家屋倒壊の恐れのある場所や洪水初期の浸水予想箇所などの危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

9. 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設する。特に体育館等が避難所で避難が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設けることや冷暖房機器等の増設など環境の整

備に努める。

これらの、環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくものとする。

避難所には、要支援者の要望を把握するため、救護衛生班が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得て、要支援者用相談窓口を設ける。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害(エコノミークラス症候群、生活不活発病等)の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて、実施するとともに、災害時要支援者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくものとする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 福祉避難所の指定

町は、要支援者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を予め指定するよう努めるものとする。

指定にあたっては、把握した要支援者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設管理者との協議に努める。

福祉避難所として、指定する施設は、原則として耐震を備え、バリアフリー化されているなど、要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である甘楽町総合福祉センター等の既存施設を活用する。

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法などについて、要支援者を含む地域住民に周知するとともに、町内の福祉関係者(施設)の理解・協力を得るものとする。

10. 要支援者避難訓練の実施

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係を作ることが重要である。

このため、地元行政区や自主防災組織、福祉関係者と連携し、要支援者や避難支援者とともに、要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図るものとする。

避難訓練には、地域住民や要支援者、避難支援者が積極的に参加し、要支援者の居住情報を共有し、災害準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認

等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

具体的には、要支援者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うものとする。

11. 避難支援プラン(個別計画)の策定の進め方

災害が発生し又はその恐れが高まったときに、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、災害時要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難支援プラン(個別計画)を策定する。

(1) 個別計画の策定方法

個別計画の策定にあたっては、個人情報保護条例の規定に基づき、町は自主防災組織の実際に避難支援に携わる関係者と要支援者に関する基本的な情報(住所や氏名など)を共有した上で、これら関係者が中心となって、要支援者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について、具体的に話し合いながら作成する。

なお、避難支援者については、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員などの話し合いなどで、あらかじめ要支援者に紹介できる候補者を定めるとともに、避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておくものとする。

(2) 守秘義務の確保

個別計画は、要支援者本人、その家族及び町の必要最小限の関係課のほか、避難支援者等の要支援者本人が同意した者に配布する。その際には、誓約書等の提出により、守秘義務を確保する。

(3) 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの要支援者を対象としていることから、要支援者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記(2)のとおり、その保護に留意する。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行うものとする。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

(4) 個別計画の管理

個別計画の内容は、配布先として(1)に列記した者以外が閲覧することのないようにするとともに、あわせて、災害発生時の緊急の閲覧に支障をきたさないように留意する。

個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には、施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

5 通信関係

5-1 防災行政無線一覧表

【固定系】

(令和7年4月1日現在)

施設名		局名	設置場所	備考
固定局	基地局	ぼうさいかんら	甘楽町役場（小幡 161-1）	65.62625 MHz 5.0W
			消防本部（富岡市田島 26）	遠隔制御装置
			防災交流センター（白倉 1411）	遠隔制御装置
屋外拡声子局	0号	甘楽町役場	13号 川久保	25号 殿町
	1号	小幡下町	14号 (旧)秋畑小	26号 鹿島
	2号	城町	15号 内久保	27号 笹浦
	3号	城南	16号 来波	28号 笹森
	4号	崇福寺	17号 板穴	29号 二日町
	5号	上野	18号 那須平	30号 大山
	6号	畠中	19号 大入	31号 新田
	7号	轟	20号 谷ノ口	32号 白倉本村
	8号	恩田	21-1号 赤谷平	33号 白倉原
	9号	中組	21-2号 赤谷	34号 引田
	10号	善慶寺原	22号 峰	35号 久保
	11号	西川	23号 裏根	36号 田口
	12号	下井	24号 福島小	37号 天引本村
戸別受信機				959台

【移動系】

(令和7年4月1日現在)

施設名		設置場所	台数
陸上移動局	携帯型無線機	総務課（小幡 161-1）	5
		消防団第1分団第1部詰所（善慶寺 618-3）	2
		消防団第1分団第2部詰所（小幡 1415-2）	2
		消防団第1分団第3部詰所（秋幡 1508-5）	2
		消防団第2分団第1部詰所（福島 1263-1）	2
		消防団第2分団第2部詰所（白倉 985-1）	2
		消防団第2分団第3部詰所（金井 484-4）	2
車載型無線機	総務課（赤パジエロ）	1	
	総務課（軽消防車）	1	
	消防団第1分団第1部	1	

	消防団第 1 分団第 2 部	1
	消防団第 1 分団第 3 部	1
	消防団第 2 分団第 1 部	1
	消防団第 2 分団第 2 部	1
	消防団第 2 分団第 3 部	1

5-2 災害時優先電話

NTT東日本(株) 群馬支店

施設名	回線数	備考
甘楽町役場	4	本庁舎
地域コミュニティ施設	1	秋畠地区
水道施設	2	
小学校	3	
中学校	1	

※災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じです。

6 様式関係

6-1 風水害・地震災害等報告様式

第4号様式（その1）																																									
(災害概況即報) <table border="1" style="float: right; margin-right: 10px;"> <tr><td>報告日時</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td colspan="5"></td></tr> <tr><td>報告者名</td><td colspan="5"></td></tr> <tr><td>市町村 (消防本部名)</td><td colspan="5"></td></tr> <tr><td>報告者名</td><td colspan="5"></td></tr> </table>												報告日時	年	月	日	時	分	都道府県						報告者名						市町村 (消防本部名)						報告者名					
報告日時	年	月	日	時	分																																				
都道府県																																									
報告者名																																									
市町村 (消防本部名)																																									
報告者名																																									
消防庁受信者氏名 _____ 災害名 _____ (第 報)																																									
災 害 の 概 況	発生場所						発生日時	月 日 時 分																																	
被 害 の 状 況	人的 被害	死 者	人	重 傷	人	住宅 被害	全 壊		棟	床上浸水		棟																													
		うち 災害関連死	人		人		半 壊		棟	床下浸水		棟																													
被 害 の 状 況	不 明	人		輕 傷	人		一部破損		棟	未分類		棟																													
				人																																					
119番通報の件数																																									
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)			(市町村)																																			
						(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)																																			
	消防機関等の 活 動 状 況																																								
	自衛隊派遣 要請の状況																																								
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																																									
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）																																									

分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その2) (被害状況即報)		区 分		被 害		区 分		被 害		被 害	
災害名	田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円	災害の設置状況	都道府県	災害の設置状況	都道府県	災害の設置状況	都道府県
冠	冠	冠	ha	農林水産業施設	千円	対策本部	市町村	対策本部	市町村	対策本部	市町村
学	校	校	ha	公共土木施設	千円	本部	本部	本部	本部	本部	本部
病	院	院	ha	その他の公共施設	千円	小計	市町村	小計	市町村	小計	市町村
道	路	路	ha	公共施設被害市町村数	千円	農産被害	市町村	農産被害	市町村	農産被害	市町村
橋	りよう	橋	ha	林産被害	千円	畜産被害	市町村	畜産被害	市町村	畜産被害	市町村
河	川	川	ha	水産被害	千円	水産被害	市町村	水産被害	市町村	水産被害	市町村
港	湾	湾	ha	商工被害	千円	商工被害	市町村	商工被害	市町村	商工被害	市町村
砂	砂	砂	ha	その他被害	千円	その他被害	市町村	その他被害	市町村	その他被害	市町村
清	掃	施設	ha	その他被害	千円	その他被害	市町村	その他被害	市町村	その他被害	市町村
崖	くずれ	崖	ha	鐵道不通被害	千円	鐵道不通被害	市町村	鐵道不通被害	市町村	鐵道不通被害	市町村
人	人	人	ha	被害船舶隻	千円	被害船舶隻	市町村	被害船舶隻	市町村	被害船舶隻	市町村
人	人	人	ha	水道戸	千円	水道戸	市町村	水道戸	市町村	水道戸	市町村
電	電	電	ha	災害の概況	千円	災害の概況	市町村	災害の概況	市町村	災害の概況	市町村
電	電	電	ha	消防機関等の活動状況	千円	消防機関等の活動状況	市町村	消防機関等の活動状況	市町村	消防機関等の活動状況	市町村
電	ガ	ガ	ha	応急対策の状況	千円	応急対策の状況	市町村	応急対策の状況	市町村	応急対策の状況	市町村
他	他	他	ha	自衛隊の災害派遣	千円	自衛隊の災害派遣	市町村	自衛隊の災害派遣	市町村	自衛隊の災害派遣	市町村
人	人	人	ha	その他	千円	その他	市町村	その他	市町村	その他	市町村
人	人	人	ha	世帯数	千円	世帯数	市町村	世帯数	市町村	世帯数	市町村
人	人	人	ha	災害者数	人	災害者数	市町村	災害者数	市町村	災害者数	市町村
人	人	人	ha	建物件	件	建物件	市町村	建物件	市町村	建物件	市町村
人	人	人	ha	危険物件	件	危険物件	市町村	危険物件	市町村	危険物件	市町村
人	人	人	ha	その他件	件	その他件	市町村	その他件	市町村	その他件	市町村

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 1~19番通报の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

都道府県		
災害名		
報告番号		
報告者名		
死者	うち災害関死者	
行方不明者		
負傷者	傷重	傷軽
被害	全壊	半壊
住家	一部破損	
被害	床上浸水	床下浸水
	非住宅	公共建物 その他

6-2 救急・救助事故報告様式

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		報告者氏名	
		報告日時	年 月 日 時 分
		市町村 (消防本部名)	
<u>消防庁受信者氏名</u>		報告者氏名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	分	覚知方法
事故等の概要			
死傷者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 (人)	人
	-----	計 人	
	不明	人	
救助活動の要否			
	要救護者数(見込)	救助人員	
	消防・救急・救助活動状況		
災害対策本部等の設置状況			

その他参考事項

(注) 負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

6-3 火災報告様式

第1号様式 (火災)		第 報			
		報告日時	年 月 日 時 分		
		都道府県			
		報告者氏名			
		報告日時	年 月 日 時 分		
消防庁受信者氏名		都道府県市町村 (消防本部名)			
※ 特定の事故を除く。		報告者氏名			
火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他				
出火場所					
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所			出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽症	人 人 人 人	死者の生じた 理 由		
建物の概要	構造 建築面積 m^2 階層 延べ面積 m^2				
焼損程度	焼損 棟数	全 燃 棟 半 燃 棟 部分燃 ぼ や 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m^2 建物焼損表面積 m^2 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯		気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人				
救急・救助 活動状況					
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない)					

旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

6-4 特定事故報告様式

第1号様式 (火災)		第 報		
事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分	
	2 危険物等に係る事故	都道府県		
	3 原子力施設等に係る事故	報告者氏名		
	4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分	
消防庁受信者氏名		都道府県市町村 (消防本部名)		
		報告者氏名		
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名		特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他]	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
消防覚地方法		気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要		危険物施設の 区 分		
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 (人) 重症 (人) 中等症 (人) 軽症 (人)	人 人 人 人	
消防防災 活動状況 及 び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材
		事業 所	自衛防災組織	人
			共同防災組織	人
			その他の	人
			消防本部(署)	台 人
			消防団	台 人
			消防防災ヘリコプター	機 人
			海上保安庁	人
			自衛隊	人
	その他	人		
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

6-5 火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準

区分	基 準
火 災 等 即 報	<p>1 交通機関の火災</p> <p>ア 交通機関の火災 航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの ① 航空機火災 ② トンネル内車両火災 ③ 列車火災</p> <p>2 危険物等に係る事故</p> <p>ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下、「危険物等」という。） を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの。 ① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は 周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当する もの ① 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民 の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの オ 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災</p> <p>3 原子力災害等</p> <p>ア 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬 中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの イ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏 えいがあったもの</p> <p>4 ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災</p> <p>5 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い もの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）</p>

救急・救助事故即報

- 1 死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
- ア 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故
 - イ バスの転落等による救急・救助事故
 - ウ ハイジャックによる救急・救助事故
 - エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
 - オ その報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

6-6 自衛隊災害派遣要求様式

年 月 日

群馬県知事 様

甘楽町長

印

自衛隊の災害派遣要請の要求について
災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の
災害派遣を要請するよう要求します。

記

1 災害情況及び派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

- 例) • 必要な車両、航空機、資機材
- 必要な人員
- 連絡場所及び連絡責任者

6-7 緊急通行車両確認申出書、証明書及び標章

【緊急通行車両確認申出書】

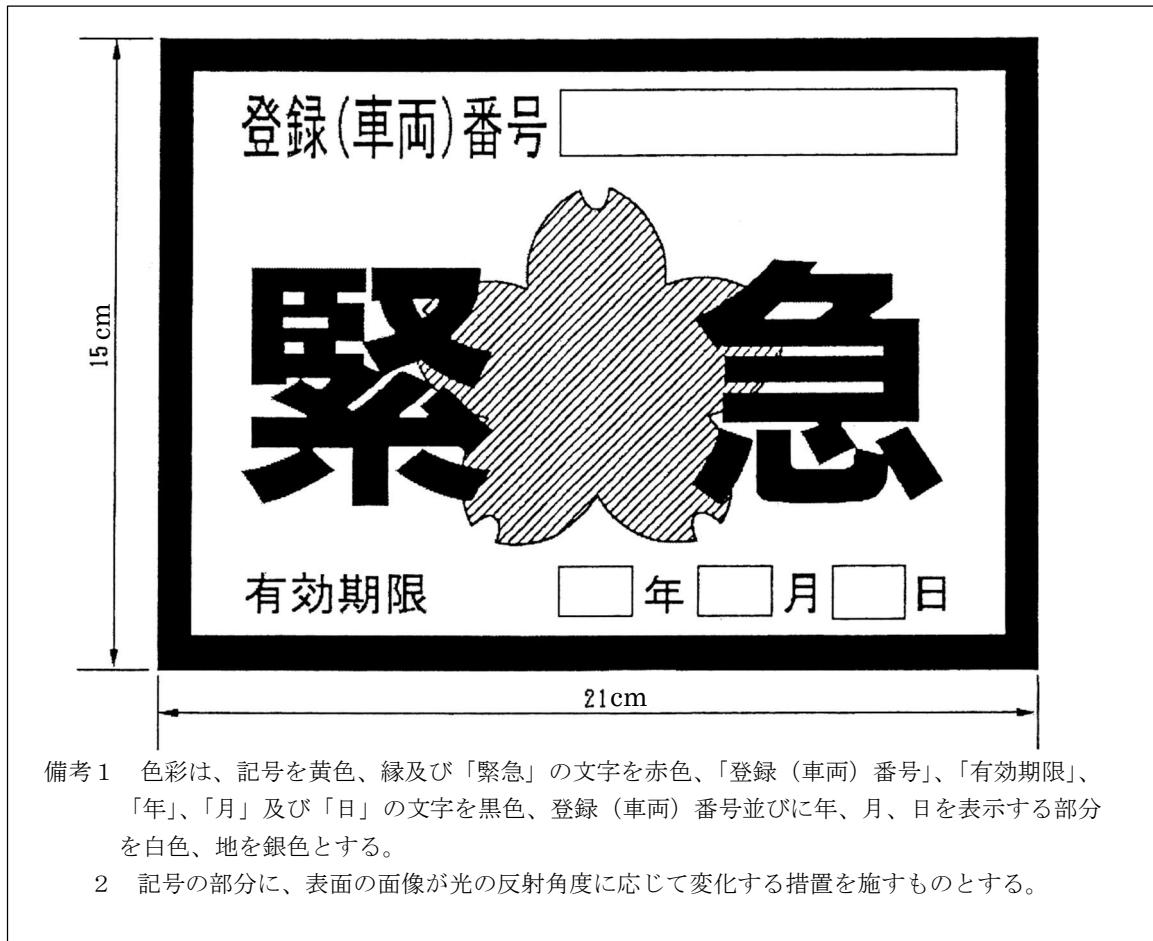
年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認申出書	
申出者 住 所	
氏 名	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
活動地域	
車両の使用者	住 所
	氏名又は名称
緊急連絡先	住 所
	氏 名
備 考	

【緊急通行車両確認証明書】

第 号	年 月 日
緊急通行車両確認証明書	
知 事 印	
公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	

車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）					
活動地域					
車両の使用者	住所	()	局番		
	氏名又は名称				
有効期限					
備考					

【標章】



【緊急通行車両確認処理簿】

緊急通行車両確認処理簿

6-8 避難者名簿

避難者名簿（様式例）

避難所の名称：

6-9 り災証明書

り 災 証 明 書

年 月 日

甘楽町長 様

(申請者) 住 所

氏 名

印

電 話 ()

現在の連絡先 ()

下記のとおりり災しましたので、証明願います。

被害物件	所 在 地	群馬県甘楽郡甘楽町大字
	所 有 者	
被害程度	<input type="checkbox"/> 住宅	
	<input type="checkbox"/> 倉庫・物置	
	<input type="checkbox"/> 車庫	
	<input type="checkbox"/> その他	
	()	
被害程度	<input type="checkbox"/> 全 壊	
	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	
	()	
	<input type="checkbox"/> 半 壊	
	()	
被害原因	<input type="checkbox"/> 一部損壊	
	()	
	<input type="checkbox"/> その他	
	()	

参考資料（見積書写し・写真等）添付

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

甘楽町長

印

甘楽町地域防災計画

発行：令和8年〇月

編集・発行：甘楽町防災会議

甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1

甘楽町 総務課 庶務係

電話 0274（74）3131（代表）
